

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号(、)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。

- ：規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項
- ：再検討が必要(「」に該当するものを除く。)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
- ：再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

管理番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果			規制改革会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	措置の分類	
270331007	26年10月22日	26年11月21日	27年3月31日	信用組合も生協法に基づく共済代理店の締結を可能とするよう範囲の拡大を要望する	信用組合は、相互扶助を理念とする協同組織の金融機関である。地域に根ざした事業活動を行う信用組合が、新たに生協法に基づく共済契約の締結の代理又は媒介の業務を可能とすることで、貯蓄・融資だけでなく(万一の際の保障(共済)を加えることとなり、(ら)しの中の多面的で密接に係る様々なニーズに対する一元的な相談や最適なサービスの提供が可能となる。 また、信用組合にとっても保険だけでなく共済の代理店締結を可能となることは、経営の選択肢が広がることになる。	全国信用組合中央協会	金融庁厚生労働省	消費生活協同組合法においては、共済契約の締結の代理又は媒介の業務を行う共済代理店として、消費生活協同組合及び消費生活協同組合連合会、労働金庫、自動車分解整備事業者を定めている。	消費生活協同組合法12条の2、同施行令2条、同施行規則167条、同施行規程第5条	検討を予定	共済代理店制度は、平成20年4月1日に施行された消費生活協同組合法の一部を改正する等の法律(平成19年法律第47号、以下「改正法」という。)により導入されたところである。その際、協同組織金融機関のうち労働金庫については、消費生活協同組合をその会員とすることができることなどから、共済代理店になることができる者として規定され、信用組合については異なる扱いとされたところである。改正法附則第38条において、法律施行から5年経過した後、その施行状況について検討を行う旨規定されていることから、本件についても、附則第38条に基づく検討の中で議論していくこととなります。
270331087	26年10月28日	27年1月29日	27年3月31日	共済代理店の範囲の見直し	平成20年までの保険業法と生協法の改正において、労働金庫が保険と共済の代理店になることが認められたが、信用金庫は、これら共済の代理店になることが認められていない。生協や労働金庫と同じく協同組織である信用金庫が共済代理店になることができれば、会員・組合員に対する利便性はもちろん、基本サービスや福利厚生等の更なる向上につながると思われる。利益第一主義ではなく地域の相互扶助を経営理念とする信用金庫であれば、共済について適切な募集を行うことが可能であり、共済代理店になることができる者として追加していただきたい。	(一社)全国信用金庫協会、信金中央金庫	金融庁厚生労働省	消費生活協同組合法においては、共済契約の締結の代理又は媒介の業務を行う共済代理店として、消費生活協同組合及び消費生活協同組合連合会、労働金庫、自動車分解整備事業者を定めている。	消費生活協同組合法12条の2、同施行令2条、同施行規則167条、同施行規程第5条	検討を予定	共済代理店制度は、平成20年4月1日に施行された消費生活協同組合法の一部を改正する等の法律(平成19年法律第47号、以下「改正法」という。)により導入されたところである。その際、協同組織金融機関のうち労働金庫については、消費生活協同組合をその会員とすることができることなどから、共済代理店になることができる者として規定され、信用組合については異なる扱いとされたところである。改正法附則第38条において、法律施行から5年経過した後、その施行状況について検討を行う旨規定されていることから、本件についても、附則第38条に基づく検討の中で議論していくこととなります。
270331089	26年10月28日	27年1月29日	27年3月31日	金融商品販売担当者(いわゆる営業職員)による確定拠出年金運営管理業務の業務の禁止の緩和	金融商品販売担当者(いわゆる営業職員)による業務禁止は、運営管理機関の加入者に対する中立性確保の確実化を期すために定められているものと考えられるが、運営管理機関の中立性を確保するための規定は、他にも確定拠出年金法100条において、例えば特定の運用商品への指図の勧誘が禁止されることなどが整備されている。そのため、現状の一律的な業務禁止ではなく、例えば一定の条件を付したうえで業務を認めるなど、運営管理機関に過度な体制整備を強いる恐れのないよう緩和を検討願いたい。	(一社)全国信用金庫協会、信金中央金庫	金融庁厚生労働省	確定拠出年金運営管理機関に関する命令第10条第1号により、金融商品営業業務を行う者は運用関連業務を兼務することが禁止されています。	確定拠出年金運営管理機関に関する命令第10条第1号	検討に着手	第14回社会保険審議会企業年金部会(平成26年12月25日)において、現行制度の改善事項の一つとされ、運用関連業務のうち、運用の方法に係る情報提供業務については、営業業務を行う者が兼務しても中立性を欠くことはいないため、兼務できる方向で検討中です。

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号(、)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。

- :規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項
- △:再検討が必要(「」に該当するもの除く。)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
- :再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

管理番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果			規制改革会議における再検討項目	
								制度の現状	該当法令等	措置の分類		措置の概要(対応策)
270515002	26年7月4日	26年9月10日	27年5月15日	運用財産相互間取引禁止の適用除外規定に、現物不動産と同様の性格を有する不動産信託受益権の売買を追加されたい。	同一の投資運用業者が運用する私募不動産ファンド間、私募不動産ファンドと不動産投資法人(リート)間での物件売買(以下、両者をあわせて「ファンド間売買」という。)は、運用財産相互間取引として金融商品取引法第42条の2第2号の定めにより原則禁止されている一方、投信法施行規則第266条の定めにより、資産運用会社が投資法人の資産運用を行う場合には、現物不動産の売買であれば、金融商品取引法等に関する内閣府令第129条第1項第1号に掲げる要件を満たす場合であっても、且つ不動産鑑定士による鑑定評価を踏まえて調査した価格により行う場合には、運用財産相互間取引の適用除外となっている。ただし、同条においては、不動産信託受益権の売買は適用除外とされていない。 私募不動産ファンドのスキームでは、G・K・Iスキームが多く採用されている関係上、その売買対象資産は現物不動産ではなく(不動産信託受益権である場合が多く、特に私募不動産ファンドとリートとの間における不動産信託受益権のファンド間売買に大きなニーズがあるにも関わらず、上記の投信法施行規則第266条に定める適用除外規定では、そのニーズに対応できない10が現状である。不動産信託受益権は現物不動産と実質的に同様の性格を有しており、また、ファンド間売買を行うことが投資家にとって最良の執行と思われる場合も存在する。こうした場合であっても、単にその資産形態が現物不動産ではなく(不動産信託受益権であるがために、適用除外要件を充足できず売買取引が行えないという現在の状況は、過度な規制によって却って投資家の利益を害している場合があると考えられる。 また、この問題は、単に投資運用業者とその投資家間の問題に限らず、不動産投資市場が持続的に成長し続けることも阻害していると考えられる。 よって、運用財産相互間取引禁止の適用除外規定に、現物不動産と同様の性格を有する不動産信託受益権の売買を追加していただきたい。このような追加規定がなされたとしても、投資運用業者は金融業者として、投資家に対して既に忠実義務、善管注意義務を負っており、かつ投資家への最良執行義務を果たす必要があるため、必要かつ合理的な範囲で、不動産鑑定士による鑑定評価を踏まえて調査した価格により行うものに限るのであれば、これまでの投資家保護の水準と同等のレベルを確保することは可能と考える。 なお、具体的改正案としては、投信法施行規則第266条第1号の「不動産の売買」を「不動産等資産の売買」と変更することで、現物不動産のみに認められている適用除外を不動産信託受益権の売買を含むものにするのが考えられる。今般の投信法施行規則改正により、同施行規則第105条第1号へにおいて「不動産等資産」の概念が導入され、「不動産、不動産の債権、地上権及びこれらの資産のみを信託する信託の受益権」が「不動産等資産」として定義されているが、ここでは不動産信託受益権が現物不動産と同列に取り扱われており、これと同様の範囲であれば法令上の整合性も取れるものと考えられる。	(一社)不動産証券化協会	金融庁	金融商品取引業者等は、その行う投資運用業に関して、原則として運用財産相互間取引を行うことが禁止されていますが、対象有価証券売買取引等(上場有価証券の売買等)であって運用財産の運用を終了させるために公正な価額により行う取引や、全ての権利者から同意を得た上で合理的な方法により算出した価額により行う取引等、一定の取引については例外的に認められています。	投信法施行規則第266条 金融商品取引法第42条の2 金融商品取引法等に関する内閣府令第129条	対応不可	運用財産相互間取引については、利益相反取引につながるおそれがあることから禁止されており、その取引禁止の適用を除外するにあたっては、例えば適用除外とされる有価証券に関して上場等が前提とされているように、価格評価の客観性・透明性が求められます。このような考え方に照らせば、不動産信託受益権について、適用除外の範囲を広げることは慎重に考える必要があり、提案に対応することは困難です。	
270630005	26年10月14日	27年1月29日	27年6月30日	外国の関連法人等に係る業務範囲規制の緩和	外国の関連法人等の子会社等について業務範囲規制を緩和すべきである。 【提案理由】保険会社の海外展開に係る規制緩和については、本年5月の保険業法改正により、海外の金融機関等を買収した際の子会社業務範囲規制の特例拡大が措置されたところであり、関連する内閣府令・監督指針の整備が検討されている。 上記の他、保険会社の外国における子会社等の業務範囲についても、監督指針において国内の子会社等と同様の業務範囲が適用され、保険会社の外国の会社を関連法人等とする際に、当該関連法人等の傘下に子会社対象会社でない子会社等が存在している場合、当該子会社等の株式について一定期間内に売却等による処分を求められる「監督指針 - 2 - 3 - 4 (1) (5)」。 一方で、保険会社が外国の会社を関連法人等とする場合、子会社とする場合と異なり、当該保険会社が当該外国の会社の経営支配権を有さないことから、その傘下の子会社等の一定期間の譲予措置による事後的な売却は有効に機能しないおそれがある。 保険会社による積極的な海外展開を促進する観点から、外国における関連法人等の子会社等の業務範囲規制について、緩和すべきである。	(一社)日本経済団体連合会	金融庁	保険会社が外国の資産運用会社等を買収する場合、子会社対象会社以外の会社については、当該会社を売却した後でなければ、買収することはできません。また、保険会社の海外における子会社等の業務範囲についても、国内の子会社等と同様の業務範囲の考え方を適用し、子会社対象会社の買収ごとでできる業務以外の業務を営むことのないよう留意する必要があることとされています(保険会社向けの総合的な監督指針 - 2 - 2 - 4 (1))。 保険会社が、保険業を行う外国の会社等を子会社とすることにより、子会社対象会社以外の会社を子法人等(子会社を除く。)又は関連法人等とすることも可能ですが、子会社業務範囲規制の趣旨に鑑み、原則として、概ね5年以内の子法人等又は関連法人等でない必要の措置を講ずる必要があることと留意することとされています。 なお、保険会社が保険業を行う外国の会社等を子法人等又は関連法人等とすることにより、子会社対象会社以外の会社を子法人等又は関連法人等とする場合も同様となります(保険会社向けの総合的な監督指針 - 2 - 2 - 4 (5))。	保険業法第106条、保険業法施行規則第56条、第58条の2、保険会社向けの総合的な監督指針III(15)	検討を予定	外国の関連法人等の子会社等の業務範囲規制の緩和については、実務上の必要性や保険業法第100条に規定する他業の制限の趣旨等に留意しながら、検討を行います。	
270630008	26年10月20日	27年1月29日	27年6月30日	不良債権開示における「リスク管理債権」と「金融再生法開示債権」の一元化	(具体的内容) 事務負担軽減等の観点から、不良債権開示の一元化を図っていただきたい。 (理由) 「リスク管理債権」は、米国の基準との同等性等の観点から開示が求められているが、米国内の基準に拘ることには合理性はないと考える。他方、「金融再生法開示債権」は、(1)対象資産の範囲が貸出金に限定され(総と借に拡大されている)、(2)債権ベースではなく(債務者ベースで開示、という点で自己査定に準じた開示内容になっており)、「リスク管理債権」を並行開示する意義は乏しい。また、事務負担の軽減にも資すると考えられるので、是非一元化を図っていただきたい。 (銀行規制の概要) 銀行法施行規則第19条の2に基づき、貸出金のうちリスク管理債権に該当するものを、銀行は半期、協同組織金融機関は年度ごとに開示している。また金融再生法施行規則第4条に基づき、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返金等の「金融再生法開示債権」の査定結果も、銀行は半期、協同組織金融機関は年度ごとに公表している。	(一社)日本銀行協会	金融庁	銀行法施行規則第19条の2に基づき、貸出金のうちリスク管理債権に該当するものを、銀行は半期、協同組織金融機関は年度ごとに開示、また金融再生法施行規則第4条に基づき、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返金等の「金融再生法開示債権」の査定結果も、銀行は半期、協同組織金融機関は年度ごとに公表。	銀行法第21条、銀行法施行規則第19条の2、金融再生法第6条、第7条、金融再生法施行規則第2条、第4条、第6条	検討を予定	リスク管理債権については、長期の時系列での比較可能性や連結情報の報告開示の観点から、依然として重要な指標であると考えられます。「リスク管理債権」と「金融再生法開示債権」を一本化することについては、このような各々の開示が有する目的や意義等を十分に踏まえるとともに、銀行等の負担の軽減を考慮しつつ、慎重に検討を行います。	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号(、)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。

- :規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項
- △:再検討が必要(「」に該当するものを除く。)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
- ×:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

管理番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果			規制改革会議における再検討項目	
								制度の現状	該当法令等	措置の分類		措置の概要(対応策)
270630009	26年10月28日	27年1月29日	27年6月30日	信金法に基づきリスク管理債権の開示と金融再生法に基づき資産査定の開示	信金法に基づきリスク管理債権と金融再生法に基づき資産査定との開示基準が異なっており、事務上煩雑であるとともに、顧客にとってもわかりにくい開示内容となっていることから、情報開示等の基準を一本化していただきたい。	(一社)全国信用金庫協会、信金中央金庫	金融庁	銀行法施行規則第19条の2に基づき、貸出金のうちリスク管理債権に該当するものを、銀行は半期、協同組織金融機関は年度ごとに開示、また金融再生法施行規則第4条に基づき、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金並びに支払済見込金等の「金融再生法開示債権」の査定結果も、銀行は半期、協同組織金融機関は年度ごとに公表。	信金法第89条で準用する銀行法第21条、信金法施行規則132条、133条、金融再生法第6条、第7条、金融再生法施行規則第2条、第4条、第6条	検討を予定	現状、不良債権については、信金だけでなく、銀行においても、リスク管理債権の開示と金融再生法に基づき(資産査定)の公表を行っているところですが、これらを一歩化することについては、各々の開示が有する目的や意義等を十分に踏まえるとともに、信金や銀行等の負担の軽減を考慮しつつ、慎重に検討を行います。	
270630012	26年10月31日	27年1月29日	27年6月30日	外国の関連法人等に係る業務範囲規制の緩和	・保険会社の海外展開に係る規制緩和については、本年5月の保険業法改正により、海外の金融機関等を買収した際の子会社業務範囲規制の特別拡大を措置いただいたところであり、関連する内閣府令・監督指針の整備を検討いただいている。 ・上記の他、保険会社の外国における子会社等の業務範囲についても、監督指針において国内の子会社等と同様の業務範囲が適用され、保険会社が外国の会社を関連法人等とする際、当該関連法人等の傘下に子会社対象会社でない子会社等が存在している場合、当該子会社等の株式について一定期間内に売却等による処分を求められる(監督指針III-2-3-4(1)(5))。 ・一方で、保険会社が外国の会社を関連法人等とする場合、子会社とする場合と異なり、当該保険会社が当該外国の会社の経営支配権を有さないことから、その傘下の子会社等の一定期間の猶予措置による事後的な売却は有効に機能しないおそれがある。 ・保険会社による積極的な海外展開を促進する観点から、外国における関連法人等の子会社等の業務範囲規制について、緩和を認めていただきたい。	(一社)生命保険協会	金融庁	保険会社が外国の資産運用会社等を買収する場合、子会社対象会社以外の会社については、当該会社を売却等した後でなければ、買収することはできません。また、保険会社の海外における子会社等の業務の範囲についても、国内の子会社等と同様の業務範囲の考え方を適用し、子会社対象会社の営むことができる業務以外の業務を営むことのないよう監督する必要があることとされています(保険会社向けの総合的な監督指針 -2-2-4(1))。 ・保険会社が、保険業を行う外国の会社等を子会社とすることにより、子会社対象会社以外の会社を子法人等(子会社を除く。)又は関連法人等とすることも可能としますが、子会社業務範囲規制の趣旨に鑑み、原則として、概ね5年以内に子法人等又は関連法人等となくなるよう所要の措置を講ずる必要があることに留意する必要がありますこととされています。 なお、保険会社が保険業を行う外国の会社等を子法人等又は関連法人等とすることにより、子会社対象会社以外の会社を子法人等又は関連法人等とする場合も同様となります(保険会社向けの総合的な監督指針 -2-2-4(5))。	保険業法第106条、保険業法施行規則第56条、第56条の2、保険会社向けの総合的な監督指針III-2-2-4(1)(5)	検討を予定	外国の関連法人等の子会社等の業務範囲規制の緩和については、業務上の必要性や保険業法第100条に規定する他業の制限の趣旨等に留意しながら、検討を行います。	
270630013	26年10月31日	27年1月29日	27年6月30日	保険会社本体の付随業務であるビジネスマッチング業務の拡大	【提案の具体的内容】 ・施行規則において保険会社が行うことのできる「業務の代理」に、「系列投信会社等による投信販売契約の締結の代理」を追加頂きたい。または、現行監督指針において「ビジネスマッチング業務」として「金融商品取引業者等への投資信託委託会社又は資産運用会社の紹介に係る業務」が規定されているが、これに加えて、保険会社による投信商品の「一括の紹介および投信商品の説明が可能となるよう追加いただきたい。」 【提案理由】 ・現行法令上、保険会社の業務範囲については、保険業法第98条の「その他の付随業務」、監督指針III-2-14-1の「ビジネスマッチング業務」に基づき、「有価証券関連業務を行う金融商品取引業者等への投資信託委託会社又は資産運用会社の紹介に係る業務」を行うことが認められている一方、公募投信の「個別の商品内容」に係る紹介及び説明は認められていないと解されている。 ・しかしながら「ビジネスマッチング業務」として、保険会社が系列投信会社等を金融業者等へ紹介した結果、当該金融業者等から、系列投信会社等を取り扱う個別の投信商品の内容に関する照会を受けることがあるが、現在の「ビジネスマッチング業務」では保険会社で対応することは認められていないと解されているため、改めて系列投信会社等自身で当該金融業者等に対する個別の商品内容の紹介及び説明を行う等の煩瑣な手続が必要となっている。 ・また、投信会社側からみても、自らの営業体制だけでは、多くの金融業者等に対して、広く商品提供することが困難なこともあり、国民の視点からは、多様なニーズに応える投信商品の提供を受ける機会を逸しているとも言える。 ・このため、左記の通り、施行規則上保険会社が行うことのできる「業務の代理」に、「系列投信会社等による投信販売契約」投資信託委託業者が金融商品取引業者または登録金融機関との間で締結する「投資信託受益証券の募集・販売の取り扱い等に関する契約」の締結の代理、を追加頂きたい。または、現行監督指針上「ビジネスマッチング業務」として規定されている「金融商品取引業者等への投資信託委託会社又は資産運用会社の紹介に係る業務」に、「当該投資信託委託会社又は資産運用会社が提供する商品の一覧の紹介」当該商品の説明も含まれる旨を追加いただきたい。	(一社)生命保険協会	金融庁	保険会社は、保険業法第98条第1項及び保険業法施行規則第51条の業務のほか、「その他の付随業務」を行うことができます。 「その他の付随業務」のうち、従前から固有業務と一体となって実施することを認められてきた「ビジネスマッチング業務」については、固有業務と切り離して行う場合も「その他の付随業務」に該当するものとしてされています(保険会社向けの総合的な監督指針 -2-12-1(1))。	保険会社向けの総合的な監督指針III-2-12-1	その他	保険会社向けの総合的な監督指針 -2-12-1に記載される「ビジネスマッチング業務」とは、その文言や保険業法第98条第1項に規定される「その他の付随業務」の解釈に照らして、他人間の契約締結への関与が小さい紹介行為等を予定しており、「ビジネスマッチング業務」として、「投信商品の説明」を一律に含めることは過当ではありません。 なお、投信販売契約締結のために、投資信託委託業者を紹介する際、その取り扱う商品の提示を行うことも、保険業法第98条第1項に定める「その他付随業務」に含まれます。	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号(、)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。

- ：規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項
- ：再検討が必要(「」に該当するものを除く。)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
- ：再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

管理番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的な内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果			規制改革会議における再検討項目	
								制度の現状	該当法令等	措置の分類		措置の概要(対応策)
270630014	26年10月31日	27年1月29日	27年6月30日	ABLの普及促進に資する子会社金融関連業務の追加	銀行等による動産・債権担保融資(ABL)に係る保証業務に限定し(例えば、銀行又は銀行持株会社の子会社が担保取得し、当該担保の価値を裏付けとし、融資取扱銀行に債務保証を行う場合等)、取扱いを認めて頂きたい。 【要望理由】我が国中小企業における主要な資金調達手段である銀行融資については、従来、不動産や人的保証による信用補充が中心であったが、近年、不動産・保証に依存しない融資手法として、ABLに期待が寄せられており、経済産業省「ABL研究会報告書」では潜在市場は78兆円とされている(24年3月末残高は約1兆円)。米国では、1980年代からABLへの取組みが本格化し、事業向け融資に占める比率は約20%とされる一方で、我が国においては企業向け融資に占める割合は0.1%程度にとどまっている(平成23年6月日銀レビューより)。ABLの普及に向け、平成24年6月の法改正により、子会社従属業務に担保の目的となっている財産の換価・処分が追加され、動産担保の評価・管理・換価プロセスを銀行グループに内製化することが可能となった。各銀行においてABLに注力する動きも見られるが、担保の多様性故にノウハウの定着化が進まず、結果としてABL普及が加速しない側面もある。このため、住宅ローン等と同様にグループ保証会社を実務を集約することによって、プロセスの標準化・効率化や、ノウハウの高度化が可能となり、今後のABL普及に資すると考えられる。	都銀懇話会	金融庁	銀行及び銀行持株会社は、子会社対象会社以外の会社を子会社としてはならない。(銀行法第16条の2、52条の23、同法施行規則第17条の2、第17条の3、第34条の16) 銀行及び銀行持株会社は、子会社対象会社以外の会社を子会社として、担保評価・管理会社(他の事業者の行う資金の貸付けその他の信用供与に係る債権の担保の目的となる財産の評価、当該担保の目的となっている財産の管理その他当該財産に関し必要となる事務を行う業務を行う会社)が認められている。(銀行法施行規則第17条の3第1項第10号、第34条の16第3項第10号)	銀行法施行規則第17条の3第1項第10号、第34条の16第3項第10号 銀行法施行規則第17条の3第2項第3号及び第38号の規定に基づき、銀行等の子会社が営むことのできる業務等を定める件第1条第1項	検討を予定	現行制度上、銀行等が、当該銀行等が供与する事業性ローンに対し保証を行う会社を子会社とすることは、銀行等グループとしてのリスク管理の適切性及び経営の健全性等の観点から、原則として禁止しています。今回頂いたご要望については、上記の観点に加え、顧客企業の利便性等の観点も踏まえ、総合的かつ慎重に検討を行います。	
270630015	26年12月1日	27年2月3日	27年6月30日	保険持株会社と保険会社の子会社に係る届出関係事項の届出様式を可能な限り統一化していただきたい。	【提案内容】 保険持株会社と保険会社の子会社に係る届出関係事項の届出様式を可能な限り統一化していただきたい。(例えば、子会社に係る保険会社の別紙様式22と持株会社の別紙様式7、保険会社の別紙様式35、36、38、39と持株会社の別紙様式19-22 など) 【理由】 保険業法においては、保険持株会社と保険会社に各種届出義務が課せられているが、両者の同一の子会社に係る届出事項において、同様な届出を各々提出しているものがある。これらは、ほぼ同一の届出であるものの、届出様式に微妙な差異がある。これらの届出の実務においては、保険持株会社とその子会社である保険会社は適宜連携し同時並行で届出書の作成を行っていることから、無用な混乱を防ぐため、また効率化の観点から可能な限り届出様式の統一化を要望したい。	(一社)日本損害保険協会	金融庁	保険持株会社の子会社及び保険会社の子会社に係る届出関係事項については、共通する項目が大部分ではありますが、独自に報告を求める内容があります。そのため、当該届出様式はそれぞれ似た形式の届出になっています。	保険会社向けの総合的な監督指針別紙様式「保険会社の別紙様式22と持株会社の別紙様式7、保険会社の別紙様式35、36、38、39と持株会社の別紙様式19-22」	検討を予定	実務上の必要性や保険業法第127条に基づき保険会社に求める届出や第271条に基づき持株会社に求める届出の趣旨等に留意しながら、検討を行います。	
270630018	27年3月31日	27年4月23日	27年6月30日	ネット決済ビジネスの高度化に向けた銀行グループによるECモール運営業務の解禁	【具体的要望内容】 □ 銀行法上、上記業務を認めて頂きたい。 【要望理由】 □ 近年、電子商取引の拡大に伴い、ネット決済サービスや販売・決済情報等を活用した融資サービスの提供機会が拡大しており、ECモールを営む事業者では、ネット決済ビジネスへの参入が活発化している状況。 □ それら事業者は、傘下の銀行やクレジットカード会社と連携して、電子商取引と決済サービスを一体的に提供することにより、消費者に対して購買プロセスから決済プロセスへのスムーズな移行を可能としているほか、最近では販売・決済情報等を活用した出店(企業・個人事業主)等に対する新たな融資サービスの取扱いも開始している。 □ 一方、銀行グループ間からは「現行法上、ECモール運営事業への参入が認められておらず、ECモールを営む会社に対して一定比率以上の出資を行うことも認められていない。そのため、銀行グループでは、電子商取引とネット決済サービスを組み合わせ新たな金融サービスの開発・提供が十分にできていない状況」 □ ECモール運営業務は、ネット決済ビジネスと極めて親和性が高く、商取引の直接の相手方となる業務ではないため、伝統的な商業業務と比較してリスクも限定されている。また、諸外国をみても、米国では「銀行業務の一部である「Finder Activity」の一環として、銀行による「Virtual Mall」の運営が解釈上認められているとある。 潜在的な売り手・買い手の発掘、関心の有無に関する照会、売り手と買い手の引き合わせ、取引の場の提供、その他当事者自身による契約交渉および契約締結に資する行為 □ わが国でも、銀行グループによるECモール運営業務が可能となれば、(企業や事業者等)とも連携しつつ、銀行グループが永年蓄積してきたノウハウ・知見を活かすことで、消費者等に対して安心・安全で利便性の高いネット決済サービスの提供が可能となるため、当該業務の解禁を要望するもの、	都銀懇話会	金融庁	ECモール運営業務は、銀行、銀行子会社又は銀行持株子会社において行うことができます。	銀行法第10条第2項、第16条の2、第52条の23及び第52条の23の2、銀行法施行規則第17条の3、第34条の16及び第34条の19の3	検討に着手	平成27年3月3日、金融審議会総会において、金融担当大臣より、「金融グループを巡る制度のあり方について検討するよう諮問がなされ、これを受け、本年5月に「金融グループを巡る制度のあり方に関するワーキング・グループ」を設置したとご報告。ワーキング・グループでは、金融グループにおける、より効率的、戦略的な経営・業務展開の可能性を拡げ、利用者利便の向上に資する観点から、今回ご提案のような内容も踏まえつつ、金融グループにおける経営・リスク管理や業務範囲のあり方など、金融グループを巡る制度のあり方について、検討を行っている予定です。	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号(、)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。

- ：規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項
- ：再検討が必要(「」に該当するものを除く。)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
- ：再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

管理番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果			規制改革会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	措置の分類	
270630019	27年3月31日	27年4月23日	27年6月30日	オープン・イノベーション促進に向けた業務範囲規制における個別認可制度の導入	<p>【具体的要望内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>米国の金融持株会社(FHC)の業務範囲規制を参考に、わが国でも、銀行業務との補完性・シナジーが期待される業務を含む会社については、当局の個別認可の下、柔軟に子会社等とすることを可能とする個別認可制度を導入して頂きたい。</li> </ul> <p>【要望理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>金融業界における世界的なオープン・イノベーションの流れを踏まえ、今後、邦銀でも決済高度化等の観点からベンチャー企業等への出資を検討する局面がでてくると考えられるが、出資検討先の会社の全ての業務が銀行法で限定列挙された業務に該当するとは限らず、仮に該当しない場合は一定比率以上の出資を行うことが出来ないこととなる。</li> <li>一方、米国では、金融持株会社(FHC)に対し、金融業務を補完する業務(を含む会社を、当局の個別認可の下、柔軟に子会社等とすることが認められている(限定列挙方式とされていない)ほか、欧州でも、業種に関係なく一般事業会社の議決権を原則として100%まで取得・保有することが認められている(ただし、一般事業会社の株式の保有額については、自己資本比率規制上、一定の制約あり)。</li> <li>わが国でも、銀行の健全性に及ぼす影響に配慮しつつ、銀行業務との補完性・シナジーが期待される業務を柔軟に認める枠組みとして、当局が、当該業務のリスクの性質や大きさ、銀行業とのシナジーの有無などを個別に検証して認可する制度(個別認可制度)を導入して頂きたい。</li> </ul>	都銀懇話会	金融庁	銀行又は銀行持株会社の子会社の業務範囲は、法令において規定されている業務に限られています。	銀行法第16条の2、第52条の23及び第52条の23の2、銀行法施行規則第17条の3、第34条の16及び第34条の19の3	検討に着手	平成27年3月3日、金融審議会総会において、金融担当大臣より、「金融グループを巡る制度のあり方」について検討するよう諮問がなされ、これを受け、本年5月に「金融グループを巡る制度のあり方」に関するワーキング・グループを設置したところである。ワーキング・グループでは、金融グループにおける、より効率的、戦略的な経営・業務展開の可能性を拡げ、利用者利便の向上に資する観点から、今回ご提案のような内容も踏まえつつ、金融グループにおける経営・リスク管理や業務範囲のあり方など、金融グループを巡る制度のあり方について、検討を行っていく予定です。
270630020	27年3月31日	27年4月23日	27年6月30日	決済業務等の銀行間協働促進に向けた収入依存度規制の緩和及び従属業務の範囲拡大	<p>【具体的要望内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>収入依存度条件の引下げをお願いしたい。少なくとも、複数の銀行グループからの収入依存度条件90%については、銀行グループ間での協働を促す観点から引下げて頂きたい(例えば、50%とする等)。</li> <li>従属業務の範囲に、従属業務に付随する業務を追加頂きたい。</li> </ul> <p>【要望理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>事務関連業務については、銀行により独自の強み・弱みがあること、規模の経済性が働くことに鑑みれば、今後、銀行グループ間での決済関連事務の受委託や従属業務子会社同士の統合等による合理化等を図る動きが活発化していく可能性がある。</li> <li>一方、銀行法の下では、ある銀行グループ(従属業務子会社、例えば当初の親銀行グループからの収入依存度が80%)が他の銀行グループから新たに事務を受託しようとする、その受託規模によっては収入依存度の下限が50%から90%に引き上げられるため、そうした事務関連業務の合理化等の妨げとなる。</li> <li>また、事務受託に際しては、顧客の利便性向上・決済関連事務の高度化等を図る観点から、従属業務に付随する付加的なサービスの提供も考えられるが、現行法の下では、当該サービスの提供が認められていないため、各銀行の創意工夫を凝らした取組の妨げとなっている。</li> </ul>	都銀懇話会	金融庁	銀行又は銀行持株会社の子会社として認められる従属業務会社については、当該銀行又は当該銀行持株会社の子会社その他これに類する者からの収入の合計が総収入の50%以上、又は銀行・銀行持株会社グループと他の金融機関グループからの収入の合計が総収入の90%以上でなければなりません。また、従属業務に付随する業務は、従属業務会社において行うことができません。	銀行法施行規則第17条の3及び第34条の16第3項、金融庁告示第34号第2条及び第7条	検討に着手	平成27年3月3日、金融審議会総会において、金融担当大臣より、「金融グループを巡る制度のあり方」について検討するよう諮問がなされ、これを受け、本年5月に「金融グループを巡る制度のあり方」に関するワーキング・グループを設置したところである。ワーキング・グループでは、金融グループにおける、より効率的、戦略的な経営・業務展開の可能性を拡げ、利用者利便の向上に資する観点から、今回ご提案のような内容も踏まえつつ、金融グループにおける経営・リスク管理や業務範囲のあり方など、金融グループを巡る制度のあり方について、検討を行っていく予定です。
270831013	27年6月16日	27年7月27日	27年8月31日	銀行代理業者が「非公開情報」を「銀行代理業務等」に関する規制の緩和	<p>銀行代理店制度の見直しにより「幅広い形態の銀行代理業務の参入」と「代理店の有する幅広い顧客ネットワークを新たな顧客層の掘り起こしのためのツールとして利用することが可能」になることが期待されたが(平成17年10月15日衆議院財務金融委員会(伊藤金融担当大臣発言)、銀行代理店(銀行代理業者)は兼業業務上知り得た公表されていない情報(非公開情報)を事前に書面での他の適切な方法により当該顧客の同意を得ることなく(銀行代理業及び銀行代理業に付随する業務)利用してはならないことから(非公開情報保護措置)、その顧客ネットワークを十分に活用できない状況となっている(例えば、銀行代理業者が有する顧客の資産に関する情報やそれまでの取引状況等を利用して資金等の勧誘のために顧客のリスタップを行うことができない)、それまで行ってきた兼業業務に関する情報を知らなかったことにより銀行代理業務等を行うということは、顧客対応の一貫性から好ましいものとは思えず、また、顧客が自己に合った商品の情報を知る機会を逃すことにも繋がっている。</p> <p>なお、規制改革ホットライン「検討要請」に対する所管省庁からの回答(平成26年度金融庁の818011番)では、「銀行代理業務において」取得した顧客に関する非公開情報の利用を顧客の事前同意無しに自由に認めることは、顧客保護の観点から問題であると考えます。したがって、顧客の事前同意の制限を撤廃することは困難であると考えます。との検討結果が示されているが、これは銀行法施行規則34条の46第1項を前提にしたものであると推察されるところ、弊社が提案する内容は同2項についての規制緩和である。</p> <p>全国銀行協会の「銀行による保険窓販に関する消費者アンケート調査結果報告書」の24頁以下では、非公開情報保護措置について不便だと感じる顧客の方が不便だと感じない顧客より多いという結果が示されており、銀行代理業者において、個人情報の利用目的として「提携会社等の商品の勧誘や販売」を公表していれば、顧客にとって不都合にもならず非公開情報保護措置をあえて設けずとも顧客保護に欠けることはない。</p> <p>むしろ顧客にとって不便である非公開情報保護措置を緩和することが、顧客対応の一貫性や顧客に対して多様な良質な商品を提供することにも繋がります。前述の銀行代理店制度見直しの趣旨にも適うものと考えられる。</p>	(株)大和ネクスト銀行	金融庁	銀行代理業者は、兼業業務において取り扱う顧客に関する非公開情報について、事前に書面での他の適切な方法により当該顧客の同意を得なければ、銀行代理業及び銀行代理業に付随する業務に利用することができません。	銀行法第52条の34第3項、銀行法施行規則第34条の48第2項	対応不可	銀行代理業者において、個人情報の利用目的として「提携会社等の商品の勧誘や販売」を公表している場合であっても、「兼業業務において」取得した顧客に関する非公開情報の利用について、顧客の事前同意無しに認めることは、顧客保護の観点から問題であると考えます。したがって、兼業業務において取得した非公開情報について、顧客の事前同意の制限を撤廃することは困難であると考えます。

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号(、)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。

- ：規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項
- ：再検討が必要(「」に該当するもの除く。)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
- ：再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

管理番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果			規制改革会議における再検討項目	
								制度の現状	該当法令等	措置の分類		措置の概要(対応策)
271030007	27年4月16日	27年5月15日	27年10月30日	世界で戦えるIFRS導入促進のための環境整備	<p>具体的な要望事項 単体財務諸表の会計利益において、IFRS基準の額の使用を認める。</p> <p>提案理由・現状の問題点 (1)現在、単体財務諸表においてIFRS適用が認められていないため、連結財務諸表をIFRSで作成しても日本基準で作成しなおさなければならない。このことが日本企業のIFRS適用拡大を阻害する一因となっている。 (2)単体財務諸表 = 現在認められる会計基準は、日本基準のみ。 (3)また、日本再興戦略では、「IFRSの任意適用企業の拡大促進に努める」と記述されている。</p>	(一社)新経済連盟	金融庁 法務省	現状、IFRSの任意適用は連結財務諸表及び連結計算書類にのみ認められており、財務諸表及び計算書類には認められていません。	-	その他	提案を実現するためには、金融商品取引法で定められている単体財務諸表だけでなく、会社法で定められている計算書類についてIFRSによる作成を可能とする必要があります。また、法人税法やその他の制度との調整をはかる必要があることから、これまでIFRSを単体財務諸表には適用しない単行法で対応してきています。	
271030008	27年4月16日	27年5月15日	27年10月30日	コーポレートガバナンス改革としての株式持合い解消	<p>具体的な要望事項 政策保有目的の持ち合い株式は、その解消に向けて政府として方針を明確化し、そのために必要な検討とロードマップの作成を行っていくべき。</p> <p>提案理由・現状の問題点 (1)政策保有目的の株式持合いは、下記の観点から、合理的な理由のない限り解消すべきである。 ・企業は、本来、常に業績改善や経営効率化による企業価値向上を追求する株主の厳しい目にさらされるべきであり、そうした緊張感のある経営が収益性・成長性の向上につながる。株式の持合いがもたらす馴れ合いの経営ではこのような緊張感を保つことはできず、資本の非効率化、過度な企業買収防衛や系列化等の弊害をもたらす。新陳代謝や産業競争力の向上への阻害要因となる。 ・グローバルベースの投資家から見理解のできるオープンな市場にすることが日本の企業を強くする。</p> <p>(2)なお、日本再興戦略では、コーポレートガバナンス・コードの策定のほか、「持ち合い株式の議決権行使のあり方の検討」に言及している。また、自由民主党の「日本再生ビジョン」(2014年5月23日)では、「我が国企業の収益性を向上させ、新陳代謝の促進と経済活動の活性化を通じて潜在成長力の抜本的な底上げを図るには、コーポレートガバナンス(企業統治)改革の一環として、「株式持合い」や「物言わぬ株主」による株式保有を解消する必要がある。」との立場を明確にしてあり、「持ち合い株式の議決権行使のあり方」を検討する。」と述べられている。</p>	(一社)新経済連盟	金融庁 法務省	コーポレートガバナンス・コード(本年6月1日より適用開始)においては、上場企業が政策保有株式を保有する場合には、保有方針の策定・開示、主要な保有株式についての検証及び「ねらい」合理性、の説明、上記の検証を反映した「保有のねらい」合理性、を説明、政策保有株式に関する議決権行使の基準を策定・開示すべきとされています。	-	その他	<p>コーポレートガバナンス・コードにおいては、上場企業が政策保有株式として上場株式を保有する場合には、 政策保有に関する方針を策定・開示 主要な政策保有について、毎年、取締役会で経済合理性や将来の見通しを検証 上記の検証を反映した「保有のねらい」合理性、を説明 政策保有株式に関する議決権行使の基準を策定・開示 すべきとされています。</p> <p>これを受け、3メガバンクを含む上場会社においては、政策保有に関する方針等が順次公表されてきています。</p> <p>政策保有株式への対応も含め、コーポレートガバナンス・コードの実施状況については、金融庁と東京証券取引所を共同事務局とする「ステュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議」において、議論・検証を行っていくこととしています。</p>	
271030017	27年7月14日	27年8月20日	27年10月30日	運用財産相互取引禁止の適用除外規定に、不動産信託受益権の売買を追加されたこと	<p>同一の投資運用業者が運用する私募不動産ファンド間、私募不動産ファンドと不動産投資法人(リート)間での物件売買(以下、両者をあわせて「ファンド間売買」という。)は、運用財産相互取引として金融商品取引法第42条の2第2号の定めにより原則禁止されている。一方、投信法施行規則第266条の定めにより、資産運用会社が投資法人の資産運用を行う場合には、現物不動産の売買であれば、金融商品取引業等に関する内閣府令第129条第1項第1号に掲げる要件を満たす場合であっても、且つ不動産鑑定士による鑑定評価を踏まえて調査した価格により行う場合には、運用財産相互取引禁止の適用除外となっている。ただし、同条においては、不動産信託受益権の売買は適用除外とされていない。私募不動産ファンドのスキームでは、G・I・Xスキームが多く採用されている関係上、その売買対象資産は現物不動産ではなく(不動産信託受益権である場合が多く、特に私募不動産ファンドとリートとの間における不動産信託受益権のファンド間売買に大きなニーズがあるにも関わらず、上記の投信法施行規則第266条に定める適用除外規定では、そのニーズに対応できていないのが現状である。不動産信託受益権は現物不動産と実質的に同様の性格を有しており、また、ファンド間売買を行うことが投資家にとって最良の執行と想われる場合も存在する。こうした場合であっても、単にその資産形態が現物不動産ではなく(不動産信託受益権である)ために、適用除外要件を充足できず売買取引が行えないという現在の状況は、過度な規制によって投資家の利益を害している場合があると考えられる。また、この問題は、単に投資運用業者とその投資家間の問題に留まらず、不動産投資市場が持続的に成長し続けることも阻害していると考えられる。よって、運用財産相互取引禁止の適用除外規定に、現物不動産と同様の性格を有する不動産信託受益権の売買を追加していただきたい。このような追加規定がなされたとしても、投資運用業者が金融業者として、投資家に対して既に忠実義務、善管注意義務を負っており、かつ投資家への最良執行義務を果たす必要があるため、必要かつ合理的な範囲で、不動産鑑定士による鑑定評価を踏まえて調査した価格により行うものに限るのであれば、これまでの投資家保護の水準と同等のレベルを確保することは可能と考えられる。</p>	(一社)不動産証券化協会	金融庁	金融商品取引業者等は、その行う投資運用業に関して、原則として運用財産相互取引を行うことが禁止されていますが、対象有価証券売買取引等(上場有価証券の売買等)であって運用財産の運用を終了させるために公正な価額により行う取引や、全ての権利者から同意を得た上で合理的な方法により算出した価額により行う取引等、一定の取引については例外的に認められています。	投信法施行規則第266条 金商法第42条の2 金商業等府令第129条	対応不可	運用財産相互取引については、利益相反取引につながるおそれがあることから禁止されており、その取引禁止の適用を除外するにあたっては、例えば適用除外とされる有価証券に関して上場等が前提とされているように、価格評価の客観性・透明性が求められます。このような考え方に照らせば、不動産信託受益権について、適用除外の範囲を広げることは慎重に考える必要があります。提案に対応することは困難です。	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号(、)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。

- ：規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項
- ：再検討が必要(「」に該当するものを除く。)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
- ：再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

管理番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果			規制改革会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	措置の分類	
271120010	27年10月16日	27年10月23日	27年11月20日	投資一任口座に係る取引報告書(契約締結時交付書面)の交付につき、その義務を緩和していただきたい。	<p>【提案の具体的内容】 投資一任口座(いわゆるラップ口座)で行う投資信託の取引に伴い、投資信託の販売会社が行う取引報告書(契約締結時交付書面)の交付につき、その義務を緩和していただきたい。</p> <p>【提案理由】 投資一任口座(いわゆるラップ口座)で行う投資信託等の有価証券の取引は、顧客との投資一任契約に基づき、投資運用業者(投資運用業者等)の投資判断により行われるものである。また、法令では、投資運用業者は、6ヶ月を超えない範囲において、定期的に運用報告書を作成し、顧客宛て交付しなければならないと定められており、当該運用報告書には取引の内容および運用財産の状況が記載される。 一方、金融商品取引法では、金融商品取引業者等は金融商品取引契約成立後、遡及なく(契約締結時交付書面を顧客宛て交付しなければならない)と定められている。そのため、投資一任口座で行う投資信託の取引の場合でも、投資信託の販売会社は、取引の都度、取引報告書(契約締結時交付書面)を顧客宛て交付しているが、以下のような顧客苦情および業務負担・コストが生じている。 「投資一任契約を締結しその契約の範囲内で投資判断を一任しているにもかかわらず郵送物が多い」、「投資判断を任せているのだから、個々の取引について書類を送られてくることが理解できない」、「また書類を見ても資産全体の運用内容はわからない」といった顧客苦情が多く寄せられており、それらを理由に解約を希望される場合もあり、断片的な情報提供が顧客の投資一任口座全体の運用状況に対する理解を妨げている可能性がある。 定期的なポートフォリオの見直しを行う投資一任口座において、取引の都度、取引報告書の交付を行うことは、業務負担とコストがかかる。 については、顧客理解の促進および業務負担・コスト軽減の観点から、取引報告書を一定期間(例えば、月次・四半期等)分まとめて交付することを可能とする等、取引報告書の交付義務を緩和していただきたい。</p>	(一社)信託協会	金融庁	金融商品取引業者等は、金融商品取引契約が成立したときは、内閣府令で定める場合を除き、遡及なく書面を作成し、顧客に交付する必要がある。(金融商品取引法第37条の4)	金融商品取引法第37条の4、金融商品取引業者等に関する内閣府令第110条	検討を予定	投資一任契約に基づき(取引の内容を記載した書面の交付義務を緩和すること等)について、顧客に対する適切な情報提供の観点に留意しつつ、検討を行います。
271215007	27年10月19日	27年11月9日	27年12月15日	銀行による議決権保有の上場(5%ルール)の緩和(非上場の中小企業に対する議決権保有規制の緩和)	<p>【具体的内容】 事業承継に寄与する対策として、企業が自己株式を取得し5%ルールに抵触する場合など、銀行の保有株式数が増加しない場合には、非上場の中小企業に対する銀行の議決権保有規制を緩和していただきたい。</p> <p>【理由】 例えば、非上場の中小企業の事業承継対策として、後継者の負担軽減のため企業が自己株式取得を行い、その結果として銀行の議決権が5%を超えるなど、銀行の保有株式数が増加しないような場合には、現行制度の例外措置(事前の内閣総理大臣の承認)もしくは「承認を受けない場合の1年以内の処分」を拡充し、より広く5%超の議決権保有を認めていただきたい。(以上)</p>	(一社)第二地方銀行協会	金融庁	銀行又はその子会社は、国内の会社(銀行法第16条の3第1項に規定する国内の会社をいう。)の議決権については、合算して、その基準議決権数(5%)を超える議決権を取得し、又は保有することが認められていません。	銀行法第16条の2、第16条の3、銀行法施行規則第17条の2	対応不可	銀行の議決権保有制限(5%ルール)については、平成25年6月に成立、平成26年4月1日に施行された改正銀行法において、緩和措置が図られたことである。 新制度において、一定の要件を満たすベンチャービジネス会社や事業再生会社については、銀行が5%を超えて議決権を保有することが認められたことあり、新制度の活用状況やそのニーズ、また、銀行の健全性確保の必要性を踏まえると、直ちに更なる要件の緩和を行うことは適当ではないと考えます。
271215008	27年10月19日	27年11月9日	27年12月15日	銀行の保険窓販に係る議決権規制の廃止	<p>【具体的内容】 顧客利便性の向上のため、銀行の融資先に対する保険窓販を全面的に解禁していただきたい。</p> <p>【理由】 銀行の保険窓販については、法人個人一体で推進することが顧客利便性に資すると考える。中でも、いわゆる「経営者保険」は、相続・事業承継対策のツールとして有効であり、地域経済の活性化にも繋がると思われる。 そもそも銀行は、独占禁止法や監督指針の下で優越的地位の濫用防止や情報管理等、法令順守のもと全行的な内部管理体制を構築しており、当該規制を撤廃しても融資先は十分に保護される。(以上)</p>	(一社)第二地方銀行協会	金融庁	銀行等による保険販売については、保険契約者等の保護を図りつつ、利便性の向上を目指す観点から次のような弊害防止措置が設けられています。 ・非公開情報保護措置 ・融資先販売規制 ・タイムズ規制 ・担当者分離規制 ・預金との認識防止措置	保険業法施行規則第212条、同第234条第1項等	検討を予定	銀行等による保険募集規制については、保険契約者等の保護を図りつつ利便性の向上を目指す観点から設けているものです。 弊害防止措置については、モニタリング結果や関係者からのヒアリングを踏まえ、平成23年9月7日付で関係内閣府令等を改正し、 ・融資先募集規制の対象商品から一時払終身保険等を除外するほか ・預金との誤認防止措置について、実効性確保のための措置を講じる等の見直しを行ったことあり、平成24年4月1日から施行されています。 銀行等による保険募集の状況については、引き続き実態把握に努め、今後の弊害防止措置等の見直しについては、必要が生じた場合に行うこととしています。
271215009	27年10月19日	27年11月9日	27年12月15日	保険業法上の構成員契約規制からの銀行の除外	<p>【具体的内容】 顧客利便性の向上のため、生命保険募集人である企業の役員、および当該企業と密接な関係を有する法人の役員への保険販売を一律に禁止している構成員契約規制から銀行を除外していただきたい。</p> <p>【内容】 本規制は、形式基準であるため自行の役員からの自発的な申し出にも対応できないなど、顧客の自由な商品・サービス選択や利便性を阻害している。 また、本規制の本来の目的は、優越的地位の濫用に係る圧力販売の禁止にあると思われるが、銀行は独占禁止法等により、法令順守のもと内部管理体制を構築している。 あわせて、「監督に問題がある者」の範囲が広く、銀行職員が救出向いている企業や、圧力販売が起り得ない大企業まで一律に規制対象となっており、申込みできない理由が本人に起因するものではないため、顧客の理解を得にくい状況にある。 金融機関の金融サービス機能を一層充実させる観点からも、銀行を本規制の対象から除外していただきたい。</p>	(一社)第二地方銀行協会	金融庁	企業が、生命保険会社と募集代理店契約を締結して生命保険商品の募集を行う場合、従業員への圧力募集等を防止する観点から、当該企業及びその企業と密接な関係を有する者(法人)の役員・従業員に対する保険募集は一部の保険商品を除き禁止されています。	保険業法第300条第1項第9号、同法施行規則第234条第1項第2号、平成10年大蔵省告示第238号、保険会社向けの総合的な監督指針-4-2(2)	検討を予定	生命保険契約の長期性、再加入困難性等に鑑み設けられている規制であり、その趣旨を踏まえつつ、引き続き慎重に検討を行う必要があります。

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号(、)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。  
 :規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項  
 :再検討が必要(「」に該当するものを除く。)と判断し、規制シートの作成対象とする事項  
 :再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

管理番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果			規制改革会議における再検討項目	
								制度の現状	該当法令等	措置の分類		措置の概要(対応策)
271215010	27年10月26日	27年11月9日	27年12月15日	銀行等による保険販売における弊害防止措置の維持・強化及び実効性確保	1. 提案内容 銀行等による保険販売については、消費者保護等の観点から弊害防止措置が設けられているが、2012年4月に一部の規制が緩和された以降も依然として圧力募集等の問題事例が発生しているため、弊害防止措置の維持・強化、実効性確保に向けた対応が必要と考える。 具体的には、「融資先販売規制」については2012年4月に除外された一時払終身保険・一時払養老保険を対象商品に戻すことも含めた規制の強化、また「非公開金融情報保護措置」「保険商品と預金との誤認防止措置」についてはその維持並びに実効性確保に向けた対応をお願いしたい。 2. 提案理由 銀行等による保険販売においては、消費者保護や公正な競争条件の確保の観点から弊害防止措置が講じられているが、生保労連が再三に亘り圧力募集等の問題が発生している実態を訴えてきたにもかかわらず、2012年4月には「融資先販売規制」の対象商品から一時払終身保険・一時払養老保険が除外された。 生保労連が2012年9月、2014年9月に社外の調査機関に委託し、事業主を含む一般消費者900名を対象に実施したモニターアンケートでは、いづれにおいても、一時払終身保険・一時払養老保険を含む各種の生命保険商品について、「銀行との取引を考えてやむを得ず加入した」との回答が多数あった。また、2013年10月より実施している問題事例収集活動においても、「生命保険の加入を融資の条件とされた」等の消費者の声が多く寄せられている。このように、銀行による圧力募集が依然として発生していることは明らかであり、一時払終身保険・一時払養老保険を対象商品に戻すことも含め、「融資先販売規制」を強化したい。 また、2012年4月に改正された「非公開金融情報保護措置」「保険商品と預金との誤認防止措置」についても、前述のモニターアンケート及び問題事例収集活動において、「退職金が振り込まれた直後に銀行から生命保険の提案があった」「提案された商品が生命保険であることさえもよく理解できなかった」等の回答、消費者の声が多数あり、このことから弊害防止措置が有効に機能しておらず、消費者保護上の問題が生じている実態が浮き彫りになっている。こうした状況を踏まえ、非公開金融情報保護措置・保険商品と預金との誤認防止措置、等の維持並びにその実効性確保に向けた対応が必要と考える。	全国生命保険労働組合連合会(生保労連)	金融庁	銀行等による保険販売については、保険契約者等の保護を図りつつ、利便性の向上を目指す観点から次のような弊害防止措置が設けられています。 ・非公開情報保護措置 ・融資先販売規制 ・タイミング規制 ・担当者分離規制 ・預金との誤認防止措置	保険業法施行規則第212条、同第234条第1項等	検討を予定	銀行等による保険募集規制については、保険契約者等の保護を図りつつ利便性の向上を目指す観点から設けているものです。 弊害防止措置については、モニタリング結果や関係者からのヒアリングを踏まえ、平成23年9月7日付で関係内閣府令等を改正し、 ・融資先募集規制の対象商品から一時払終身保険等を除外するほか、 ・預金との誤認防止措置について、実効性確保のための措置を講じる等の見直しを行ったところであり、平成24年4月1日から施行されています。 銀行等による保険募集の状況については、引き続き実態把握に努め、今後の弊害防止措置等の見直しについては、必要が生じた場合に行うこととしています。	
271215011	27年10月26日	27年11月9日	27年12月15日	生命保険販売に係る構成員契約ルールの維持	1. 提案内容 生命保険販売に係る構成員契約ルールについては、生命保険募集人である企業(法人)代理店が当該企業の従業員(構成員)等に対し、雇用関係等を背景とした圧力募集を行うことを防止するため措置されているものであり、消費者保護の観点から引き続き維持していただきたい。 2. 提案理由 生命保険募集人である企業(法人)代理店は、当該企業の従業員等に対して雇用関係等に基づいた大きな影響力を持っている。こうした企業(法人)代理店が当該企業の従業員等に対して生命保険販売を行った場合、影響力を利用した圧力募集が行われる懸念がある。 一般の募集チャネルにおいては、問題があれば苦情等によりその問題が顕在化する一方で、強者(企業、上位役職者等)に対する苦情や批判は潜在化する傾向にあるため、雇用関係に基づいた圧力募集については、実際に問題が生じていたとしても顕在化しにくく、消費者である従業員等が立き圧力を強いられることとなる。かかる懸念は、昨今の非正規労働者の増大に見られるように労働者の置かれた立場が不安定化し、雇用関係に基づいて使用者(企業)の使用者である従業員に対する影響力が高まっている状況下では、一層顕在化する可能性が高く、構成員契約ルールの必要性はさらに高まっている。 また、圧力募集により従業員等が不本意な生命保険商品に加入した場合、保険事故の発生(保険金の支払)時までには長期間経過していることが多く、また、一般的に生命保険商品は契約加入時の年齢や健康状態等によって保険料等の引受条件が決定されるといった再加入の困難性があることから、問題が発生しても事後的に救済することは極めて難しい。加えて、生命保険の保障額は高額になることが多く、消費者被害は甚大となる。 生命保険商品の募集においては、消費者のニーズにきめ細かく対応したコンサルティングが不可欠である中、構成員契約ルールについては、圧力募集から消費者である従業員を保護し、保険商品の主体的な選択機会を十分確保する上で必要不可欠なルールであるため、引き続き維持していただきたい。	全国生命保険労働組合連合会(生保労連)	金融庁	企業が、生命保険会社と募集代理店契約を締結して生命保険商品の募集を行う場合、従業員への圧力募集等を防止する観点から、当該企業及びその企業と密接な関係を有する者(法人)の役員・従業員に対する保険募集は一部の保険商品を除き禁止されています。	保険業法第300条第1項第9号 同法施行規則第234条第1項第2号 平成10年大蔵省告示第238号 保険会社向けの総合的な監督指針(4-2-27)	検討を予定	生命保険契約の長期性、再加入困難性等に鑑みられている規制であり、その趣旨を踏まえつつ、引き続き慎重に検討を行う必要があります。	
271215013	27年10月27日	27年11月9日	27年12月15日	議決権保有制限の緩和	【具体的内容】 銀行持株会社の子会社が保有できる一般事業会社の株式保有割合は、合算して15%以下に制限されている。特例として投資専門子会社を通じたVB会社および事業再生会社の議決権は当該規制の対象となっていない。 特例措置の適用範囲を銀行持株会社の子会社(金融関連業務を行う子会社に限る)に拡充するとともに、投資先企業の範囲以下の子会社を追加する。 地域活性化に資する事業を行う会社(観光、エネルギー、農業、地域インフラ供給等) 【提案理由】 銀行法上の要件を満たさない企業からの(15%以上の)出資要請が増加しており、本規制改革によって投資機会の拡大が期待できる。 引き続き特例措置適用範囲に一定の制限を設けることより、銀行本体経営の健全性に与える影響は一定の範囲内に抑制可能である。	(公社)リース業協会	金融庁	銀行持株会社又はその子会社は、国内の会社(銀行法第52条の23第1項及び第52条の23の2第1項に規定する国内の会社をいう。)の議決権については、合算して、その基準議決権数(15%)を超える議決権を取得し、又は保有することが認められません。 また、銀行持株会社の子会社の範囲については、認可制の下で、投資専門子会社を通じて、ベンチャービジネス会社や事業再生会社等特定子会社とすることが認められております。	銀行法第52条の23、第52条の23の2、第52条の24、銀行法施行規則第34条の16	対応不可	ベンチャービジネス会社や事業再生会社については、内閣総理大臣の認可を受ければ、銀行持株会社の特定子会社とすることができます。 銀行持株会社の議決権保有制限(15%ルール)については、平成25年6月に成立、平成26年4月1日に施行された改正銀行法において、緩和措置が図られたところです。 新制度において、一定の要件を満たすベンチャービジネス会社や事業再生会社については、銀行持株会社が16%を超えて議決権を保有することが認められたところであり、新制度の活用状況やそのニーズ、また、銀行グループの健全性確保の必要性を踏まえ、直ちに更なる要件の緩和を行うことは適当ではないと考えます。	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号( )については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。  
 :規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項  
 :再検討が必要(「」に該当するものを除く。)と判断し、規制シートの作成対象とする事項  
 :再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

管理番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果			規制改革会議における再検討項目	
								制度の現状	該当法令等	措置の分類		措置の概要(対応策)
271215016	27年10月28日	27年11月18日	27年12月15日	電子申込型電子募集取扱業務におけるクレジットカードを使用した決済	【提案の具体的内容】 電子申込型電子募集取扱業務における匿名組合契約の持分の購入(投資型クラウドファンディングのスキームを想定)において、クレジットカードによる決済を可能とすること(累積投資契約の場合と同様の例外の設定)。  【提案理由】 現在、電子申込型電子募集取扱業務においては、金商法第44条の2に基づき、クレジットカードによる決済が認められておりません。しかし、累積投資契約による売買においては内閣府令第148条により、例外的にクレジットカードによる決済が認められています。電子申込型電子募集取扱業務における匿名組合契約の持分の購入においても、累積投資契約による売買の場合と同様に信用供与額に上限を設けた上で、クレジットカード等によるみかじめ有価証券の取得を可能にすることで、決済手段が広がり、投資家の利便性に資すると考えられます。このような理由から、表題についての規制等の見直しを提案いたします。	民間企業	金融庁	金融商品取引業者が信用取引以外の方法による金銭の貸付けその他信用の供与をすることを条件として金融商品取引契約を締結又は勧誘する行為については、クレジットカード決済を含め原則として禁止されています。	金融商品取引法第44条の2第1項第3号 金融商品取引業者に関する内閣府令第149条	検討を予定	投資型クラウドファンディングに係るクレジットカード決済については、投資家の利便性向上の観点や、金商法第44条の2及び金商法等府令第149条第1号の趣旨である過当取引の抑制等の観点にも留意しながら、検討を行います。	
271215017	27年10月28日	27年11月18日	27年12月15日	法人である生命保険代理店による保険募集における消費者保護ルール(いわゆる構成員契約ルール)の維持	・職制上の地位(職場の上下関係等)を不当に利用した従業員への圧力募集を未然に防止し、従業員による自由な商品選択の機会を確保する等の観点から、法人である生命保険代理店については、当該法人の従業員等の密接な関係を有する者に対して、所定の生命保険契約の申込みをさせる行為が禁じられている(いわゆる構成員契約ルール)。 ・生命保険商品は長期性、再加入困難性等の性質があり、仮に圧力募集等の不適切な行為があったことが事後的に立証されたとしても、保険契約者の救済を図ることが困難となる場合も想定され、事後的な代替規制ではこうした弊害を未然に防止することは不可能と思われる。 ・このように、本ルールは、生命保険商品の特性を踏まえつつ、従業員として相対的に弱い立場に立つ消費者の権利保護のために設けられたルールとしてこれまで有効に機能してきており、引き続き維持すべきものと考えられる。	住友生命保険相互会社	金融庁	企業が、生命保険会社と募集代理店契約を締結して生命保険商品の募集を行う場合、従業員への圧力募集等を防止する観点から、当該企業及びその企業と密接な関係を有する者(法人)の役員・従業員に対する保険募集の一部の保険商品を除き禁止されています。	保険業法第300条第1項第9号 同法施行規則第234条第1項第2号 平成10年大蔵省告示第238号 保険会社向けの総合的な監督指針-4-2-2(7)	検討を予定	生命保険契約の長期性、再加入困難性等に鑑み設けられている規制であり、その趣旨を踏まえつつ、引き続き慎重に検討を行う必要があります。	
271215018	27年10月28日	27年11月18日	27年12月15日	銀行等による保険販売における弊害防止措置の実効性確保	・銀行等は、その預金業務や融資業務等を通じて、顧客の資金状況を正確に把握できる立場にあるとともに、特に中小零細企業などの融資先の顧客に対しては強い影響力を与える立場に立つことが少なくない。銀行等によりこれらの情報や影響力を不適切に利用して保険募集が行われた場合、仮に不適切な募集行為があったことが事後的に立証されたとしても、生命保険商品の長期性、再加入困難性等の性質から、保険契約者の救済を図ることがより困難となる場合も想定される。 ・こうした点を踏まえ、銀行等に対しては、非公開情報保護措置、融資先販売規制等の各種措置が講じられているが、これらの弊害防止措置は、消費者利便にも配慮しつつ、消費者保護の観点や中小零細企業の視点に立つて設けられたものであり、保険契約者保護の観点から必要不可欠なルールである。 ・平成24年4月より、一部見直しが行われたルールが適用されたが、見直し後においてもその枠組みは維持されており、前述のルールの必要性は変わらないと考えられる。今後も、引き続き実効性の確保に努めていきたい。	住友生命保険相互会社	金融庁	銀行等による保険販売については、保険契約者等の保護を図りつつ、利便性の向上を目指す観点から次のような弊害防止措置が設けられています。 ・非公開情報保護措置 ・融資先販売規制 ・ライティング規制 ・担当者分離規制 ・預金との誤認防止措置	保険業法施行規則第212条、同第234条第1項等	検討を予定	銀行等による保険募集規制については、保険契約者等の保護を図りつつ利便性の向上を目指す観点から設けられているものです。 弊害防止措置については、モニタリング結果や関係者からのヒアリングを踏まえ、平成23年9月7日付で関係内閣府等を改正し、 ・融資先募集規制の対象商品から一時払終身保険等を除外するほか、 ・預金との誤認防止措置について、実効性確保のための措置を講じる等の見直しを行ったところであり、平成24年4月1日から施行されています。 銀行等による保険募集の状況については、引き続き実効性に努め、今後の弊害防止措置等の見直しについては、必要が生じた場合に行うこととしています。	
271215019	27年10月29日	27年11月18日	27年12月15日	少額短期保険における総保険金額の上限の撤廃	少額短期保険業は、保険金額が少額かつ保険期間が短期の保険のみを引受ける保険業として平成18年に導入された新しい業態である。参入基準や商品審査の基準等を緩和する一方で、少額短期保険業者が破綻に至った場合の保険契約者保護策のひとつとして、導入当初は、一の保険契約者に係る被保険者の総数の上限を100人とする規制があった。その後、平成24年の政令改正により、一の保険契約者当たりの総保険金額の上限を、政令に定める保険の種類に応じた上限保険金額の100倍とする規制へ変更された。 この政令改正により一定の改善は図られたものの、第3分野(医療)保険(政令に定める上限保険金額は80万円)、第1分野(生命)保険(同300万円)や一般的に上限保険金額で販売することが多い低発生率(個人賠償)保険(同1000万円)等の保険種目については、現実的には規制が緩和されていない状況であるため、一の保険契約者当たりの総保険金額の上限に関する規制の撤廃を求めたい。 平成18年のこの規制の目的は、団体契約による過大な集積リスクの引受を回避するためと言われているが、その結果として、少額短期保険業者は、次の(1)から(4)のような保険契約の本格的な引受けが困難となっている。集積リスクは、その発生確率を助長するうえ再保険等の手段によってコントロール可能であり、相対的に経営体力が弱い少額短期保険業者であっても、再保険実務等の態勢整備を条件とすれば引受けを行うことは可能である。 (1)企業が保険契約者、その従業員が被保険者となり、任意で加入する死亡・医療保険。 (2)物品の販売者が保険契約者、その購入者が被保険者となり、任意で加入する損害保険。 (3)住宅の買主が保険契約者、その借主が被保険者となり、任意で加入する家財保険。 (4)ペット販売店が保険契約者、その購入者が被保険者となり、任意で加入するペット保険。 この規制緩和により、顧客の利便性が向上し、企業等による少額短期保険の活用が見込まれ、その結果、顧客サービス等の向上と少額短期保険業者の経営安定化につながるものと認識している。	(一社)日本少額短期保険協会	金融庁	少額短期保険業者は、一の保険契約者について引き受けられる総保険金額に上限が設けられています。	保険業法第272条の13第1項、保険業法施行令第38条の9	対応不可	少額短期保険業制度においては、保険期間が短期で保険金額が少額の保険のみの引受けを行うことを前提として、参入基準や商品審査の手続き等が緩和されています。 本規制は、かかる少額短期保険業制度の建付を踏まえ、保険引受による過度の集積リスクを回避し、契約者等が負担する信用リスクを限定するために設けられたものです。 このような本規制の趣旨を踏まえると、規制を撤廃する措置は困難と考えられます。	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号( )、( )については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。

- :規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項
- △:再検討が必要(「」に該当するもの除く。)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
- :再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

管理番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果			規制改革会議における再検討項目	
								制度の現状	該当法令等	措置の分類		措置の概要(対応策)
271215020	27年10月29日	27年11月18日	27年12月15日	少額短期保険業者における引受け保険金額及び保険期間に関する規制の緩和	少額短期保険業者は、保険金額が少額かつ保険期間が短期の保険のみを引受ける保険業として平成18年に導入された新しい形態である。保険種目に応じて保険金額の上限が設けられており、第1分野(生命)保険は300万円、第2分野(損害)保険は1000万円、第3分野(医療)保険は80万円、低発生率(個人賠償)保険は1000万円が上限である(以下「本則の保険金額」といふ。)、一方で、一部の少額短期保険業者には平成30年3月まで経過措置が適用されるため、保険金額の上限は、第3分野は本則の2倍、それ以外は本則の3倍となっている(以下「経過措置の保険金額」といふ。)。また、保険期間については、第2分野・低発生率保険は2年以内、第1分野・第3分野保険は1年以内と定められている。生損保にはこのような規制が無いため、消費者の抱えるリスクに的確に応えるための商品開発が可能であるが、少額短期保険業者の商品開発には大きな制約があり、今後、各社の工夫で多様化する消費者のニーズに合致した商品開発を活発に行っていために、次の規制緩和策を提案したい。	(一社)日本少額短期保険協会	金融庁	少額短期保険業者は、一の保険契約者に係る一の被保険者について引き受けられる保険の保険金額及び、当該一の被保険者について引き受けられる保険の合計保険金額に上限が設けられています。〔保険業法第2条第17項、保険業法施行令第1条の5〕 なお、平成17年当時、特定保険業者であった少額短期保険業者等については、経過措置として、一定の期間、保険金額が本来の上限額を超える保険の引受けを行うことができています。〔保険業法附則(平成17年5月2日法律第38号)第16条第1項、保険業法施行令附則(平成18年3月10日政令第33号)第3条〕 また、少額短期保険業者が引き受けられる保険の保険期間は、損害保険については2年、生命保険・医療保険については1年に制限されています。〔保険業法第2条第17項、保険業法施行令第1条の5〕	対応不可	少額短期保険業者制度においては、保険期間が短期で保険金額が少額の保険のみの引受けを行うことを前提として、参入基準や商品審査の手続き等が緩和されています。少額短期保険業者に係る引受け保険金額及び保険期間の上限規制は、かかる少額短期保険業者制度の趣旨を踏まえ、保険引受けによる過度の集積リスクを回避し、契約者等が負担する信用リスクを限定するために設けられたものです。このような本規制の趣旨を踏まえ、規制を撤廃する措置は困難と考えられます。		
271215021	27年10月29日	27年11月18日	27年12月15日	少額短期保険業者における普通責任準備金の計算方法及びディスクロージャー資料の記載項目の見直し	少額短期保険業者は、保険金額が少額かつ保険期間が短期の保険のみを引受ける保険業として平成18年に導入された新しい形態である。制度発足から10年が経過する中で、少額短期保険業者の実態を踏まえ、法令の見直しが必要と考えられる以下の2点について、規制改革を要望したい。保険業法施行規則第211条の46の定めにより、少額短期保険業者は毎決算期において普通責任準備金を計算するが、その額は、未経過保険料と、当該事業年度における収入保険料の額から当該事業年度に保険料を収入した保険契約のために支出した保険金、返戻金、支払備金及び当該事業年度の事業費を控除した金額(以下「収支残」といふ。)、のうち、いずれか大きい金額と定められている。少額短期の保険のみを引受ける少額短期保険業者においては、船舶・航空保険等のような法人向け大型保険を引受けることはなく、生損保に比べ小口保険契約が大半であること、少額における主刀商品の家財保険では収支残計算の考え方の1つである補償リスクの季節的偏りが低じていることなどから、実際に未経過保険料と収支残を計算した場合、未経過保険料の額が大きいことが殆どである。このことから、収支残そのものの必要性は極めて乏しく、普通責任準備金の計算において収支残を考慮しない趣旨の法令改正を求めたい。但し、保険会計の連続性の観点から、一定期間の経過措置も必要であると考える。次に、保険業法施行規則第211条の37で定められた業務及び財産の状況に関する説明書類(以下「ディスクロージャー資料」といふ。))の記載項目について、少額短期保険業の実態に合わない側面があると考える。	(一社)日本少額短期保険協会	金融庁	少額短期保険業者は、毎決算期において、未経過保険料又は収支残(当該事業年度における収入保険料から保険金、返戻金、支払備金及び事業費を控除した額)のいずれか大きい金額を普通責任準備金として積み立てなければならないこととされています。〔保険業法施行規則第211条の46第1項第1号〕 また、少額短期保険業者は、事業年度ごとに、業務及び財産の状況に関する事項を記載した説明資料を作成し、公衆の閲覧に供しなければならないこととされています。〔保険業法第272条の17、第111条第1項、保険業法施行規則第211条の37第1項〕	対応不可	普通責任準備金について、未経過保険料と収支残のいずれか大きい金額を積み立てることとしているのは、現実の事業遂行においては一事業年度内においても保険事故の発生に備わっているため、未経過保険料のみの積立てでは未経過の保険期間に対する債務を履行する上で十分の考え方によるものです。普通責任準備金の計算方法に関する緩和については、上記観点を踏まえ慎重に検討する必要がありますが、現時点における普通責任準備金の計算に係る実態を踏まえ、普通責任準備金の計算において収支残を考慮しないこととする措置は困難と考えられます。また、少額短期保険業者は、保険料として収支した金銭その他の資産の運用方法として、国債等の有価証券の取得及び、元本補てん契約のある金銭の信託が認められていることを踏まえ、ディスクロージャー資料の記載項目を改正する必要性は乏しいものと考えられます。		
271215022	27年10月29日	27年11月18日	27年12月15日	発行体向けクロス・マーケティングの解禁	〔制度の現状(現行規制の概要等)〕 ・銀行等の職員が、引受に関するアドバイスや紹介に止まらない具体的な引受条件の提示や交渉を行うこと(証券会社の発行体向け証券業務に係る行為の一部を代行すること)は、「引受」そのものに該当する可能性が高いとして認められていない。(発行体向けクロス・マーケティングの禁止) 〔具体的要望内容〕 ・銀行が、証券会社の発行体向け証券業務に係る行為の一部を代行することを、市場誘導ビジネスの対象拡大、又は、金融商品仲介行為(登録金融機関業務)の対象拡大(例えば、引受の媒介)によって許容されたい。 〔要望理由〕 ・銀行が、証券会社の発行体向け証券業務に係る行為の一部を代行することを、市場誘導ビジネスの対象拡大、又は、金融商品仲介行為(登録金融機関業務)の対象拡大(例えば、引受の媒介)によって許容されたい。 ・証券会社の商品・サービスを含むファイナンス・メニューや複合的ディーラーの説明 ・上記商品・サービス等の内容や具体的な条件に対する自己の評価の表明を行うこと ・上記商品・サービス等の具体的な条件の提示 ・ユニバーサルバンク制を採用している欧州はもとより、米国でもかかるクロス・マーケティングは禁止されていないことと鑑みれば、グローバルスタンダードの観点からも、内外制度環境の差が国際競争力の強化に影響を与えているとも考えられ、わが国金融・資本市場の国際金融センターとしての魅力を高める上で、規制緩和が有効であると考ええる。	都銀懇話会	金融庁	金融商品取引法第33条は、銀行等の金融機関による金融商品取引業務を原則禁止していますが、これは金融商品取引業を兼業することにより生じる利益相反等の弊害を防止するためです。この点に関しては、これまでにも証券会社との共同店舗、共同訪問が認められ、証券仲介業務を解禁するなど利益相反が生じない範囲において規制緩和が行われています。さらに、21年6月からは銀行等の職員が証券会社の職員を兼業することで、証券会社の職員として具体的な条件の提示や交渉を行うことが認められました。なお、銀行が金融商品取引法第33条の規定に反しない範囲として発行体に対して行ごとができるものは、金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針 - 2-5(1)において明確化されています。	対応不可	銀行等の金融機関にご提案の業務を認めることは、銀行業務の顧客と証券業務の顧客の間の利益相反等の弊害を生ずるおそれがあることから、措置は困難です。		

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号(、)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。  
 :規制改革会議の各ワーキング・グループで検討しての事項及び検討を予定している事項  
 :再検討が必要(「」に該当するものを除く。)と判断し、規制シートの作成対象とする事項  
 :再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

管理番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的な内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果			規制改革会議における再検討項目	
								制度の現状	該当法令等	措置の分類		措置の概要(対応策)
271215023	27年10月29日	27年11月18日	27年12月15日	銀行間における法人顧客情報の共有に係る制限の撤廃等	<p>[制度の現状(現行規制の概要等)]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>銀行とグループ証券会社の間で発行等に関する「非公開情報」を授受するには、内部管理目的等の場合を除き、原則として当該発行業者等の書面による同意が必要。</li> <li>(発行業者が外国法人(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む)であって、かつ当該発行業者が所在する国の法令上この号に規定する行為を制限する規定がない場合において、当該発行業者が電磁的記録により、同意の意思表示をしたこと又は非公開情報の提供に際し当該発行業者等が締結している契約の内容及び当該国の高習慣に照らして当該発行業者等の同意があると合理的に認められるときは、当該発行業者等の書面による同意を得たものとみなす。)</li> <li>平成20年金融商品取引法改正でオプトアウト制度(兼職制度)が導入されたが、これらの制度には、以下の通り、実務上の制約があり、規制緩和の効果を十分に発揮できていない状況。</li> </ul> <p>オプトアウト制度について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>金融商品仲介業務従事者は、オプトアウト制度の対象であること。</li> <li>同意書面の事前受入れは不要となったものの、引き続き、情報共有前の顧客宛通知が必要であり、実務上は同意書面の受入れに準じた対応が必要。</li> </ul> <p>兼職制度について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>兼職者は、顧客に関する銀証いずれか一方の非共有情報にアクセスできないこと。</li> <li>外務員の二重登録が禁止されているため、兼職者は銀証いずれかでしか外務員登録できないこと(例えば、証券会社の外務員登録を受けた兼職者は、銀行員としての登録金融機関業務(投資信託・デリバティブ・国債の販売等)ができない)。</li> <li>一方で、個人情報保護法においては、個人データを第三者に提供する場合には、原則として本人の同意が必要(個人情報保護法第23条第1項柱書)としつつ、共同利用の方法を採用することで、本人の個別の明示的な同意なく個人データを共有することが認められている(同法第23条第4項第3号)ここに加入、兼職した場合の情報へのアクセス制限はない。</li> </ul> <p>[具体的要望内容]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>銀行間での法人顧客情報の共有に係るファイアーウォール規制を撤廃し、原則自由化していただきたい。</li> <li>全面的な自由化が困難な場合、法人顧客情報の共有に係る実務上の制約を防止するため、以下の規制緩和を実施していただきたい。</li> <li>書面同意及びオプトアウト制度について、銀行間で発行業者に関する非公開情報の授受における当該発行業者等の同意(金融商品仲介業務に関する場合を含む。)、又はオプトアウト制度に基づく当該発行業者等に対する通知につき、書面等であることの撤廃。</li> <li>個人情報保護法第23条第4項第3号と同様の共同利用の方法による非公開情報の授受に関する制度の導入。</li> <li>金融商品仲介業務従事者をオプトアウト制度の対象に追加。</li> <li>兼職制度について、銀行兼職者における「非共有情報へのアクセス制限」の撤廃。</li> <li>銀証兼職者が、銀行・証券双方において、外務員登録することを許容(外務員の二重登録規制撤廃)。</li> </ul> <p>[要望理由]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>近年のファイナンス手段の多様化に伴い、顧客は、資金ニーズや資本政策に応じて、エクイティ、メザン、デットを組み合わせて資金調達するようになっており、金融機関に対して、銀行・証券を取り扱うファイナンス手段をまとめて提案してほしいというニーズが高まっている。</li> <li>また、金融グループの各社専門性を活かしたより付加価値の高い金融商品、サービスの効果的・効率的提供及びグループ全体の経営管理・リスク管理強化の観点から、銀証のみならず金融グループ間の顧客情報の共有が重要な課題となっている。</li> <li>欧米主要国では、平成19年12月の金融緩和会議金融分科会第一部報告に記載の通り、グループ内での法人顧客情報の共有は、原則自由に行なうことが可能とされている他、わが国でも個人情報保護法においては、顧客本人の同意がなくとも、同法第23条第4項第3号の共同利用の方法を採用することで、個人データの共有が可能となっている。</li> <li>一方、わが国のファイアーウォール規制は順次緩和されてきたものの、現在、次のような状況にある。</li> <li>銀行間における発行業者に関する非公開情報の授受については、内部管理目的等の場合を除き、原則として当該発行業者等の書面による同意が必要とされている。また、平成20年の金融法改正でオプトアウト制度が導入されたが、顧客に対して非公開情報の提供の停止を求める機会(オプトアウトの機会)を適切に提供していることが必要であり、実務上は、書面による同意に準じた対応が必要。</li> <li>兼職制度については、例えば、欧米銀のように兼職制度を導入して銀証連携を推進しようとする場合、非公開情報へのアクセス制限があることにより、情報共有可能な顧客情報共有出来ない顧客で部業を分ける必要が生じる等、多大な負担が発生。また、現状、兼職者は銀証いずれか一方でしか外務員登録できないため、顧客に対して同一担当者によるワンストップサービスができず、顧客の利便性向上に繋がらない。</li> <li>オプトアウト制度(兼職制度)は、顧客の利便性向上に資する制度であると思料するものの、現行規制の下では、オプトアウト制度の導入に伴う負担が大きく、平成20年金融法改正により実施された同規制の見直し趣旨である多様で質の高い金融サービスの提供が、必ずしも実現出来ていない。</li> <li>上記の通り、銀行間の法人顧客情報の共有には依然として制限が存在しており、顧客である日本企業も、銀証が連携した十分なサポートを受けられておらず、不利益を被っている状況。また、海外金融機関との競争力確保のためにも、情報共有に係る規制撤廃は重要な課題となっている。</li> <li>そもそも、情報共有によって生じる可能性が有るリスク(サイバー攻撃、利益相反、優越的地位の濫用)といった問題については、金融商品取引法や独占禁止法等による規制が存在し、非公開情報の共有自体を制限しなくても、問題のある行為についてはその他の規制で対応可能と思料。</li> <li>また、要保護性の高いプライバシー権保護を定める個人情報保護法において共同利用の方法を認めていることからすれば、法人顧客情報の共有については、共同利用の方法が認められるべきである。</li> <li>外務員の二重登録については、外務員行為の効果の繰戻先が不明になるといった問題が懸念されるものの、事前に自らの立場を明確にし、誤認防止に努めれば回避可能。</li> <li>見直しが行われた場合、欧米銀同様にグローバルレベルでの銀証連携が可能となり、邦銀の国際競争力の向上に寄与。また、幅広い法人顧客の資金調達・M&amp;A、資金運用等のニーズに対し、銀証一体でのより多様で質の高い金融サービスが提供可能となる。</li> </ul>	都銀懇話会	金融庁	<p>(1) 登録金融機関である銀行とグループ証券会社の間での情報共有に係る規制は、以下のとおりです。</p> <p>① 証券会社が、その親法人等又は子法人等との間で、事前に発行業者等(有価証券の発行者又は顧客)の書面による同意を得ずに、非公開情報(発行者である会社の運営、業務若しくは影響を及ぼすと認められない)重要な情報であって顧客の投資判断に影響を及ぼすと認められないもの又は自己若しくは自己の親子法人等の役員又は使用人が職務上知り得た顧客の有価証券の売買等の注文の動向その他の特別の情報を授受することは禁止されています(金融商品取引業等に関する内閣府令153条1項7号)。</p> <p>(2) 銀行が金融商品仲介業務に従事する役員が、親法人等又は子法人等に、事前に顧客の書面による同意を得ずに、非公開情報(顧客の有価証券の売買その他の取引等に係る注文の動向その他の特別の情報を)を提供することは禁止されています(金融商品取引業等に関する内閣府令154条4号)。</p> <p>銀行の金融商品仲介業務に従事する役員が、親法人等又は子法人等から非公開顧客情報(事業貸付業務についての貸付先の事業に係る情報)を全営業・金融商品仲介業務の顧客の有価証券投資の判断に影響を及ぼすもの)を受領することは禁止されています(同号)。</p> <p>(注) なお、金融商品取引業者等の業務の適正な運営を確保する観点から、オプトアウトに関して同意書の規定があります(金融商品取引業等に関する内閣府令123条第2項)。</p>	金融商品取引法第40条2号、第44条の3第1項第4号、第2項第4号、第64条の2第1項第3号	金融商品取引業等に関する内閣府令123条第1項第7号、第2項第18号、第24号、第2項第153条第1項第7号、第2項第154条第4号	対応不可	<p>銀行間での法人顧客情報の共有に係るファイアーウォール規制は、金融分野における顧客情報保護の意義の高まりについて十分に留意していないことが必要であり、顧客が望んでいない場合にまで顧客情報の共有を認めることは適当ではないことから、顧客に明確にオプトアウトの機会を付与した場合に、共有を認めることとしたものです。また、登録金融機関の金融商品仲介業務に係る弊害防止措置は、登録金融機関内部において融資業務と有価証券の取扱いを同時に行うことや、登録金融機関が金融商品取引業者の委託を受けて金融商品仲介業務を行うことから、利益相反や銀行等の優越的地位の濫用のおそれがないことを踏まえ、顧客側の観点から設けられている規制です。規制の全面的な撤廃については、上記の規制の趣旨を踏まえれば、措置は困難です。</p> <p>これまでも実務上の支障が生じているものについては、規制の趣旨を踏まえつつ、以下のような明確化を図る等、必要な検討を行ってきたところです。</p> <p>銀行間での法人顧客情報の共有に関して、発行業者等が外国法人であって、現地規制において非公開情報の授受を制限する規定が存在しない場合に、電子メールで同意を得たときや、守秘義務契約や現地の高習慣に同意があることと認められるときは書面同意を不要とするなどした「金融商品取引業等に関する内閣府令」及び「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」の一部改正が平成26年4月1日から施行・適用。</p> <p>顧客でい書の情報を積極的に授受した場合は、金融グループ内での情報共有に際して当該顧客の同意を必要としないという解釈を明確化するなどした「非公開情報の授受の制限に関するQ&amp;A」を同年3月28日に公表。</p> <p>金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針IV-3-1-4</p> <p>また、銀証兼職者においても利益相反や優越的地位の濫用のおそれが高いことを踏まえれば、「非共有情報へのアクセス制限」を撤廃することや、複数の法人において外務員登録をすることを許容するの措置は困難です。</p>

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号(、)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。

- ：規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項
- ：再検討が必要(「」に該当するものを除く。)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
- ：再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

管理番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果			規制改革会議における再検討項目	
								制度の現状	該当法令等	措置の分類		措置の概要(対応策)
271215024	27年10月29日	27年11月18日	27年12月15日	保険募集時の制限に関わる規制の撤廃	<p>【制度の現状(現行規制の概要等)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>銀行が融資を行っている企業の代表者又は従業員50人以下の企業の従業員に対する、募集に係る手数料を収受した、第3次解禁商品(一時払終身保険等)(1)や全面解禁商品(医療保険等)の保険募集の禁止(いわゆる「保険募集制限先規制」)。</li> <li>事業資金融資担当者による第3次解禁商品や全面解禁商品の保険募集の禁止(いわゆる「担当者分離規制」)。</li> <li>貸付申込中の顧客(2)に対する第3次解禁商品や全面解禁商品の保険募集の禁止(いわゆる「タイミング規制」)。</li> <li>銀行の保険募集制限先規制またはタイミング規制に該当することを知りながら、銀行のグループ会社等が第3次解禁商品、全面解禁商品を募集することの禁止(いわゆる「知りながら規制」)。</li> <li>(1)平成24年4月1日の保険業法施行規則施行により、保険契約者が法人であるものを除き、第3次解禁商品は規制対象から除外。</li> <li>(2)平成24年4月1日の保険業法施行規則施行により、非事業性資金(住宅ローン等の個人ローンの融資申込者については、規制対象から除外)。</li> </ul> <p>【具体的要望内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>上記規制の撤廃。</li> </ul> <p>【要望理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>既に優越的地位を不当に利用した保険募集の禁止や、他の銀行取引等に影響を及ぼさないことについての説明義務等が措置されており、本規制は過剰。</li> <li>形式的な弊害防止措置を行うことで、これを担保しようとする銀行側の取組みに過度の負担がかかり、業務上の負担大。</li> <li>銀行との融資取引に無関係な一般従業員も規制され、顧客の自由な商品・サービス選択を阻害している。</li> <li>顧客の自由意思に基づく保険加入が阻害され、責任開始の遅れによる重大な不利益を顧客が被る可能性がある。</li> <li>例えば、自動車保険については、一般的に自動車リース会社が車両リースと一体的に提供しているが、自動車リース会社が銀行の特定関係者である場合、本規制による業務負担等を考慮した結果、保険を販売できず、結果として、顧客の利便性が阻害されているケースがある。</li> </ul>	都銀懇話会	金融庁	銀行等による保険販売については、保険契約者等の保護を図りつつ、利便性の向上を目指す観点から次のような弊害防止措置が設けられています。	保険業法施行規則第212条、同第234条第1項等	検討を予定	銀行等による保険募集規制については、保険契約者等の保護を図りつつ利便性の向上を目指す観点から設けているものです。弊害防止措置については、モニタリング結果や関係者からのヒアリングを踏まえ、平成23年9月7日付で関係内閣府令等を改正し、融資先募集規制の対象商品から一時払終身保険等を除外するほか、預金との誤認防止措置について、実効性確保のための措置を講じる等の見直しを行ったところであり、平成24年4月1日から施行されています。銀行等による保険募集の状況については、引き続き実態把握に努め、今後の弊害防止措置等の見直しについては、必要が生じた場合に行うこととしています。	
271215025	27年10月29日	27年11月18日	27年12月15日	生命保険の募集に関わる構成員契約規制の撤廃	<p>【制度の現状(現行規制の概要等)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>企業が生命保険会社と募集代理店契約を締結して生命保険商品の募集を行う場合、従業員への圧力等を防止する観点から、当該企業及びその企業と密接な関係を有する者(特定関係法人)の役員・従業員に対する保険募集を禁止。</li> </ul> <p>【具体的要望内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>構成員契約規制の撤廃。</li> </ul> <p>【要望理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>構成員契約規制は、優越的地位の濫用や圧力募集の防止を目的として設けられた規定であるが、その実態に係らず、事前かつ一律に募集を禁止する過剰規制。</li> <li>形式基準のため、顧客申出による場合も保険の販売が出来るが、顧客の自由な商品・サービス選択を阻害。</li> <li>規制対象となる「密接な関係を有する者(特定関係法人)」の範囲が幅広く、直接出資関係のない大企業も含まれるなど、顧客の理解が得られないケースが多い。</li> <li>規制対象となる「募集人等の特定関係法人(特定関係法人)」や、「募集人等の特定関係法人を特定関係法人とする法人」などは、直接的な取引関係や出資関係がないことが多く、調査負担が極めて重い。</li> <li>金融コンプライアンス化が進み、資本提携先が多くなるほど、規制対象先が増加することになり、金融サービス機能の充実を阻害している。</li> <li>損害保険や第二分野商品では規制がなく、生命保険だけに適用される規制であり、妥当性を欠く。</li> <li>顧客の自由意思に基づく保険加入が阻害され、責任開始の遅れによる重大な不利益を顧客が被る可能性がある。</li> </ul>	都銀懇話会	金融庁	企業が、生命保険会社と募集代理店契約を締結して生命保険商品の募集を行う場合、従業員への圧力募集等を防止する観点から、当該企業及びその企業と密接な関係を有する者(法人)の役員・従業員に対する保険募集は一部の保険商品を除き禁止されています。	保険業法第300条第1項第9号、同法施行規則第234条第1項第2号、平成10年大蔵省告示第236号、保険会社向け7の総合的な監督指針(4-2-2(7))	検討を予定	生命保険契約の長期性、再加入困難性等に鑑み設けられている規制であり、その趣旨を踏まえつつ、引き続き慎重に検討を行う必要があります。	
271215026	27年10月29日	27年11月18日	27年12月15日	保険募集における非公開情報保護措置の撤廃	<p>【制度の現状(現行規制の概要等)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>銀行業務に際し知り得た顧客の非公開情報を、顧客の事前の同意なしに、保険募集に利用することは禁止されている。</li> <li>また、保険募集に際し知り得た顧客の非公開情報を、顧客の事前同意なしに、銀行業務に利用することも禁止されている。</li> </ul> <p>【具体的要望内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>非公開情報保護措置については、個人情報保護法に一体化する方向で見直しを行い、保険業法施行規則の規定は撤廃。</li> </ul> <p>【要望理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>銀行が保険を販売する際のみ適用される規制であり妥当性がない(銀行以外の代理店、例えば証券会社等は対象外、銀行が保険以外の商品を販売する場合は対象外)。</li> <li>すでに個人情報保護法に基づく利用同意を取得しているのにも関わらず、保険募集、商品説明等を行う前に事前同意を取得することは他に例がないこともあり、顧客の理解を得るのが難しい(実務上、保険募集と他の金融サービスの提供を区分することは困難であり、総合的な金融サービスの提供を阻害)。</li> </ul>	都銀懇話会	金融庁	銀行等による保険販売については、保険契約者等の保護を図りつつ、利便性の向上を目指す観点から次のような弊害防止措置が設けられています。	保険業法施行規則第212条、同第234条第1項等	検討を予定	銀行等による保険募集規制については、保険契約者等の保護を図りつつ利便性の向上を目指す観点から設けているものです。弊害防止措置については、モニタリング結果や関係者からのヒアリングを踏まえ、平成23年9月7日付で関係内閣府令等を改正し、融資先募集規制の対象商品から一時払終身保険等を除外するほか、預金との誤認防止措置について、実効性確保のための措置を講じる等の見直しを行ったところであり、平成24年4月1日から施行されています。銀行等による保険募集の状況については、引き続き実態把握に努め、今後の弊害防止措置等の見直しについては、必要が生じた場合に行うこととしています。	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号(、)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。

- :規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項
- △:再検討が必要(「○」に該当するもの除く。)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
- :再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

管理番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				規制改革会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	措置の分類	措置の概要(対応策)	
271215027	27年10月29日	27年11月18日	27年12月15日	銀行本体によるベンチャー企業等株式の私募の取扱い及び売買の媒介の解禁	<p>【制度の現状(現行規制の概要等)】 登録金融機関には、現行法下でも、非上場株式の私募の取扱いが認められている(金融商品取引法第33条第2項第4号イ)。日本証券業協会の自主ルールにより、取扱い可能な株式は、原則としてグリーンシート銘柄に限定されている(日証協「店頭有価証券に関する規則」第3条、第6条、法)。 (注)さらに、グリーンシート銘柄制度は近(廃止され、新たな非上場株式の取引制度に移行予定(日証協「非上場株式の取引制度等に関するワーキンググループ」報告書、2014年6月17日)。同制度の活用は証券会社のみ限定されているため、新制度移行後は、登録金融機関によるグリーンシート銘柄の私募の取扱いも認められなくなる見込み。 登録金融機関には、上場/非上場を問わず、株式の売買の媒介が認められていない(金融商品取引法第33条第1項及び第2項第4号、銀行法第11条第2号)。</p> <p>【具体的要望内容】 投資家の保護、優越的地位の濫用防止、利益相反の防止などの適切な弊害防止措置を講じた上で、私募の取扱い及び売買の媒介に関しては、日証協の自主ルール上、協会員にグリーンシート銘柄以外の非上場株式の取扱いを認めるとともに、登録金融機関の業務範囲に非上場株式の売買の媒介を追加し、銀行本体によるベンチャー企業等株式の私募の取扱い及び売買の媒介を許容されたい。</p> <p>【要望理由】 ベンチャー企業や第二創業を目指す中堅企業など、新規事業の立ち上げ段階にある企業には、エクイティによる資金調達ニーズや、販路や技術の補充を目的とした大企業等との出資を伴うアラブ・ブレイク・アウトが存在。また、オーナー経営者が高齢である企業では、事業承継に伴う他企業等への株式売却ニーズが存在する。 一方、大企業等側にも、オープンイノベーションの促進や先端技術の獲得、新事業分野への進出等を目的として、優れた技術を有するベンチャー企業等への出資、買収ニーズが存在する。 現行制度上、銀行には、グリーンシート銘柄以外の非上場株式の私募の取扱いや株式の売買の媒介が禁止されているため、現状、これらベンチャー企業等と大企業等のニーズを結びつける機能は、紹介ベースの対応やその他の付随業務(M&amp;Aに関する業務等)として認められる範囲に限定されており、最終的に当事者間での株式の売買のみで取引が完結する少額OM&amp;A、や「マリッジ」でのエクイティ調達・出資案件については、顧客ニーズに必ずしも十分対応できていないのが実情。 銀行は、その幅広い顧客基盤を通じて、双方のニーズを把握しているため、ベンチャー企業等の株式の私募の取扱い及び売買の媒介が解禁されれば、より積極的な形でこれらのニーズを結びつけることが可能となり、成長産業の育成、ひいては日本経済の活性化に貢献できるものと考ええる。また、IPO以外の投資の出口を整備することにもつながり、起業の活性化や非上場企業へのリスクマネー供給を促す好循環も期待できる。 銀行に本業務を認めることで想起される、非上場会社は、ディスクロージャーが十分に行われていない場合が多く、投資家が不測の損害を被るおそれがあること、銀行による優越的地位の濫用や利益相反の防止を徹底する必要があるといった点については、例えば、非上場株式の電子募集取扱業務に係る情報提供義務(改正金融商品取引法第43条の5)に準じた義務の導入や、優越的地位の濫用や利益相反の防止に係る態勢整備を監督指針に明記すること、投資家の範囲を限定(いわゆる外形基準の導入)することにより投資家保護に欠ける取引を事前に排除することにより対応可能と考えられる。なお、銀行に同業務を認めても、非上場株式自体を取得する訳ではないため、銀行の健全性に悪影響を及ぼす可能性は低い。</p>	都銀懇話会	金融庁	登録金融機関によるグリーンシート銘柄以外の非上場株式の投資動向については、日本証券業協会の店頭有価証券に関する規則により原則として禁止されており、一定の譲渡制限を付すことを条件として適格機関投資家を対象と限定して行う場合や、一定の譲渡制限を付すことを条件として日本証券業協会に届け出て当該協会が適当であると認められた場合に限り、例外的に認められています。  金融商品取引法上、登録金融機関は、株式について、私募の取扱いや金融商品紹介業務を行うことができますが、売買の媒介を行うことはできません。	金融商品取引法第33条第2項第4号 日本証券業協会「店頭有価証券に関する規則」第3条第4条第6条	その他対応不可	日本証券業協会の自主ルールに関するものではありませんが、登録金融機関による非上場株式の私募の取扱い等に係る投資動向については、ベンチャー企業等の資金調達や中小企業の事業承継を容易にするといった観点とともに、投資動向の相手方に対する情報提供の方法、投資者保護のための方策を十全に考えていくことが不可欠であると考えます。  登録金融機関による株式の売買の媒介の解禁については、銀行が信用の供与を条件に株式の売買を迫る等の優越的地位の濫用や利益相反などの弊害の防止といった規制の趣旨を踏まえれば、措置は困難です。	
271215028	27年10月29日	27年11月18日	27年12月15日	投資法人法の見直しに係る所要の措置	<p>【制度の現状(現行規制の概要等)】 投資法人による同一の法人の発行する株式の50/100を超える保有を禁止</p> <p>【具体的要望内容】 投資法人による上記保有制限の見直し。</p> <p>【要望理由】 投資法人における不動産運用方式の柔軟化や投資効率の向上を実現し、投資法人の更なる活用を図る。 日本の金融・資本市場への金融商品の提供強化との効果も期待。</p>	都銀懇話会	金融庁	投資法人は、同一の法人の発行する株式を保有する当該株式に係る議決権の総数が当該株式に係る議決権の総数に百分の五十を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、取得してはならないこととされています。 ただし、国外の特定資産について、当該特定資産が所在する国の法令の規定その他の制限により、不動産の取得又は譲渡、賃借、管理の委託ができないものとして法令で定める場合において、専らこれらの取引を行うことを目的とする法人の発行する株式を取得するときは、上記の規定は適用しないこととされています。	投資信託及び投資法人に関する法律第194条、同施行令第116条の2、同施行規則第221条	対応不可	投資法人は、運用資産を保有し収益を分配する器(プール)であり、資産の運用以外の行為を営業として行うことができないとされています。また、投資法人による事業支配を制限する趣旨から、実質的に投資法人による海外特定資産の取得と同視できる場合を除き、同一法人の株式に係る過半以上の議決権保有が禁止されていることとす。  このような投資法人の性質及び趣旨にも鑑みれば、過半議決権保有制限の見直しは困難です。	
271215029	27年10月29日	27年11月18日	27年12月15日	入金専用カードに関する法の規制緩和	<p>【制度の現状(現行規制の概要等)】 旧本人確認法施行令・施行規則改正にかかると、入金専用カードの契約企業の従業員以外の第三者が当該カードを利用しATMで10万円超の入金を行うことは禁止されている。</p> <p>【具体的要望内容】 第三者による入金専用カードの利用のうち、マネロン防止措置が図れる取引については許容して頂きたい。</p> <p>【要望理由】 フランチャイズ店舗や代理店など、契約企業(本社)の従業員でない者がATMで入金するケースにも対応できるようにするため。 飲食業などのフランチャイズ店舗において、日々の売上金を本社に集中する必要があるケース、保険代理店において、保険加入者から徴収した初回保険料を、速やかに保険会社に集中する必要があるケースなどが想定される。 例えば、マネロン防止措置として、以下のような対応が考えられる。 フランチャイズ契約や代理店契約等を締結した合理性の認められる資金移動であることを前提として、カード発行時、カード利用者の本人確認資料を請求し、取引時確認記録を作成。カード発行後、カード利用者の自宅住所に札状(簡易書留・転送不要)を送付(札状が受取られなかった場合には、カードを廃止)。</p>	都銀懇話会	警察庁 金融庁	一人の預金口座への入金は為替取引に当たると考えられるため、ある者が他人の預金口座へ10万円超の現金を入金しようとする場合、当該現金を受け付ける金融機関は、犯罪による収益の移転防止に関する法律(以下「犯取法」といふ。)第4条第1項及び同法施行令第7条第1項第1号に基づき、当該現金を行うおとする者について、取引時確認を行うことが義務付けられています。  銀行との間で、入金用口座の開設及び入金専用カード発行に係る契約を締結する契約企業については、当該契約締結の際、銀行が当該契約企業について、犯取法第4条第1項及び同法施行令第7条第1項第1号(預金契約の締結)に基づき取引時確認を実施することとなっています。  しかしながら、銀行と契約関係がなく、銀行が犯取法に則った取引時確認等を実施する対象ではない第三者については、銀行から入金専用カードの発行を受けた契約企業を介する等により入金専用カードの交付を受け、当該カードを用いてATMから10万円超の現金を契約企業の口座へ入金する取引を行うことはできません。	犯取法による収益の移転防止に関する法律第4条第1項 犯取法による収益の移転防止に関する法律施行令第7条第1項第1号	現行制度下で対応可能	銀行が第三者に入金専用カードを発行し、利用させることにより、ご提案については、現行制度下でも対応可能と考えられます。  -その場合、以下及びの措置を講じてください。  入金専用カードの発行を申し込み、利用契約を締結する当該第三者について、本人確認を実施し、確認記録を作成・保存(当該第三者が、例えば、預金契約の締結を行うこと(為替取引)を継続的に又は反復して行うことを内容とする契約の当事者である場合には、当該契約に際し行われる本人確認がこれに当たります。)  入金に利用するATMは、自行のATMに限定(他行は入金専用カードを発行する銀行が発行の際に行った本人確認の記録を利用することができないため、こうした措置が必要です。)	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号(、)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。

- ：規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項
- ：再検討が必要(「」に該当するものを除く。)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
- ：再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

管理番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的な内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果			規制改革会議における再検討項目	
								制度の現状	該当法令等	措置の分類		措置の概要(対応策)
271215030	27年10月29日	27年11月18日	27年12月15日	一般投資家へ移行可能な特定投資家に対する告知の有効性について	<p>【制度の現状(現行規制の概要等)】</p> <p>一般投資家(以下、「アマ」)へ移行可能な特定投資家(以下、「プロ」)との金融商品や特定預金等の契約にあたっては、金融商品取引法第34条/銀行法第10条の4において準用される一般投資家として取り扱うよう申し出ができる旨の告知(以下、「アマ成り告知」)が必要。</p> <p>・法令上求められるアマ成り告知は、金融商品取引法施行後、最初の金融商品取引契約/特定預金契約等を締結するまでに行う必要がある。</p> <p>・また、一度有効なアマ成り告知を実施していれば、以降の同じ種類の契約(デリバティブ、有価証券、特定預金等)についてのアマ成り告知は法令上求められない。ただし、アマ成り告知は契約の「申込み」を受けた場合(金融商品取引法第34条)に行う必要がある。金融商品取引契約/特定預金契約等に紐付かないアマ成り告知は、同条に基づく告知としては認められない。</p> <p>【具体的な要望内容】</p> <p>・アマへ移行可能なプロに対する告知の有効性について、以下のケースにおいて当該契約種類の告知が成立したと考えられることを認めていただきたい。</p> <p>・アマへ移行可能なプロに対して、前届動議時にアマ成り告知を実施し、顧客から「アマへの移行を希望しない旨の回答があったが、商品の契約に至らなかった場合、アマへ移行可能なプロが商品の契約締結がままアマへの移行を希望し、アマへ移行した後に、当該顧客よりプロへの復帰申し出があった場合。</p> <p>【要望理由】</p> <p>・いずれのケースも、顧客は特定投資家制度について理解していると考えられる。また、顧客はいつでもアマへの移行を申出ることが可能であるため、顧客保護上の観点からも問題は無いと考えられる。</p>	都銀懇話会	金融庁	金融商品取引業者等は、金融商品取引契約の申込みを特定投資家から受けた場合、当該申込みに係る金融商品取引契約と同じ金融商品取引契約の種類に属する金融商品取引契約を過去に当該特定投資家との間で締結したことがない場合には、当該申込みに係る金融商品取引契約を締結するまでに、当該特定投資家に対し、当該特定投資家が「アマ成り」に係る申出ができる旨を告知しなければならないこととされている。	金融商品取引法第34条	対応不可	本規制は、投資者保護の観点から、特定投資家から一般投資家への移行によって、行為規制による保護を受ける機会を確保するために規定されているものであり、顧客が告知内容を正確に理解できるように行われる必要があります。過去に告知が行われながら、金融商品取引契約が不成立だった場合に、次の動議時に再告知を不要とすることは、契約に至った場合と比較して顧客が当該告知の内容を十分に認識・理解していない可能性もあることから、措置は困難です。	
271215032	27年10月29日	27年11月18日	27年12月15日	株式担保付シンジケートローン債権の債権譲渡時の監督手続の簡素化	<p>【制度の現状(現行規制の概要等)】</p> <p>・株式担保の効力発生要件は「振替」である。株式担保( )付シンジケートローン債権を、他の金融機関間に債権譲渡する際、債権譲渡後の共有者名義の株式質権口座(以下、「新質権口座」という)を新たに開設した上で既存の共有者名義の株式質権口座(以下、「既存質権口座」という)から「新質権口座」へ振替することにより対応している。共有者(シンジケート団)名義の株式質権口座に振替し担保設定した株式担保をいう。</p> <p>【具体的な要望内容】</p> <p>・新質権口座を開設することなく、既存質権口座において債権譲渡を実施した金融機関(以下、新規行)を追加すること(共有者名義の変更)で完結させたいもの。</p> <p>(例)当初「A行、B行及びC行」が参加する株式担保付シンジケートローン案件で、今般A行からD行の一部債権譲渡を実施。</p> <p>・既存質権口座(名義はA行、B行及びC行の連名)にD行を追加する共有者名義口座の変更を実施することでD行の効力発生要件を充足させる。</p> <p>【要望理由】</p> <p>・債権譲渡の度に新質権口座を開設することで口座開設の事務手間が発生すること。</p> <p>・既存参加金融機関(以下、既存行)から新質権口座開設の為に資格証明書等の本人確認資料を徴求しており、既存行の事務の手間がかかる為。</p>	都銀懇話会	金融庁 法律部	振替株式について設定されていた質権が移転した場合の手続については、社債、株式等の振替に関する法律(以下「振替法」という。)上、これを直接規定する明文の規定はありません。	-	対応不可	振替株式に設定されたA、B及びCを質権者とする質権の被担保債権につきAの所有する債権の一部がDに譲渡された場合に、「制度の現状」に記載されている解釈・運用が行われていることは承知しているところ。このような解釈・運用によらずに、口座名義人にDを追加することによって対応することは是非については、振替法第141条その他の振替法全体の構造との整合性を踏まえて、慎重に検討する必要があります。	
271215035	27年10月30日	27年11月18日	27年12月15日	貸付型クラウドファンディングに関する規制緩和	<p>(1)ファンデ化・匿名化について</p> <p>いわゆる貸付型クラウドファンディングにおいては、借手が特定できないようにするため条件についてファンデ化・匿名化することが当局の指摘により求められている。その理由は、仮にファンデ化・匿名化を行わなければ投資家が債主として貸金業法上の資金業者に該当するためであるとされているが、投資家は匿名組合出資を行うものであるから、貸金業に該当するとは考えられない。むしろ、ファンデ化・匿名化を行うことにより、投資家への情報開示が妨げられる結果となっている。貸付型クラウドファンディングは、メザン資金の供給を通じて地方創生にも資するものであり、現行法上、ファンデ化・匿名化が不要であることを明確化していただきたい。</p> <p>(2)みなし有価証券について</p> <p>貸付型クラウドファンディングにおける投資家の権利は、投資家は利益の配当を受けるものではないが、金融商品取引法第2条第5項にいう集団投資スキーム持分には該当せず第二項有価証券(いわゆるみなし有価証券)には該当しないと考えられる。</p> <p>しかしながら、当局が明確な解釈を示さないため、現行事業者は、みなし有価証券とされることにより伴う各種規制(ディスクロージャー規制等)の対象となることを避けるため、投資家の数を50名未満に抑えているのが実情である。これにより、クラウドファンディングの普及を阻害する原因の一つとなっている。そのため、貸付型クラウドファンディングにおける投資家の権利は、みなし有価証券には該当しないことを明確化していただきたい。</p>	(一社)新経済連盟	金融庁	<p>(1) 貸金業法において、貸金業とは、金銭の貸付け又は金銭の質権の媒介(手形の割引、売渡担保その他これらに類する方法)によってする金銭の貸付け又は当該方法によってする金銭の授受の媒介を含む。)で業として行うものをいうとされており、貸金業を営もうとする者は、貸金業登録を受ける必要があります。</p> <p>(2) 商法上、民法第667条第1項に規定する組合契約、商法第536条に規定する匿名組合契約等に基づく権利など、当該権利を有する者が出資又は拠出をした金銭を充てて行う事業から生ずる収益の配当又は当該出資対象事業に係る財産の分配を受けることができる権利は、原則として、金融商品取引法第2条第2項第5号に規定するいわゆる「集団投資スキーム持分」に該当します。</p> <p>但し、出資者が、その出資又は拠出の額を超えて収益の配当又は出資対象事業に係る財産の分配を受けることがないことを内容とする当該出資者の権利は、「集団投資スキーム持分」に該当しません。</p>	<p>(1)貸金業法第2条第1項、第3条第1項</p> <p>(2)金融商品取引法第2条第2項第5号</p>	<p>(1)対応不可</p> <p>(2)事実該認</p>	<p>(1) 金銭の貸付けを行う者が、特定の借り手への貸付けに必要な資金を供給し、貸付けの実行判断を行っているような場合には、貸金業法上の貸付けに該当するものと考えられ、このような行為を業として行おうとする者は、貸金業登録を受ける必要があると考えられます。</p> <p>(2)ご提案事項にある、貸付型クラウドファンディングとは、他人から出資を受けた金銭を用いて事業(貸付)を行い、当該事業から得られた収益を出資者に分配するものと理解します。現行制度上、他人から出資を受けた金銭等を用いて事業(貸付)を行い、当該事業から得られた収益等を当該出資者に分配するような仕組みに係る権利は、いわゆる「集団投資スキーム持分」に該当します。</p> <p>但し、出資者が、その出資又は拠出の額(以下元本)を超えて収益の配当又は出資対象事業に係る財産の分配を受けることがないことを内容とする当該出資者の権利は、いわゆる「集団投資スキーム持分」に該当しないこととされています。</p> <p>以上から、御指摘の貸付型クラウドファンディングにおける投資者の権利は契約上、元本を超えて、収益を分配しようとするものであれば、みなし有価証券に該当し、そうでなければみなし有価証券に該当しないものとされています。</p>	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号(、)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。  
 :規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項  
 :再検討が必要(「」に該当するものを除く。)と判断し、規制シートの作成対象とする事項  
 :再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

管理番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的な内容等	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果			規制改革会議における再検討項目	
								制度の現状	該当法令等	措置の分類		措置の概要(対応策)
271215036	27年10月30日	27年11月18日	27年12月15日	投資型クラウドファンディングに関する規制緩和	いわゆる投資型クラウドファンディングにおいては、その対象が、非上場株式について1年間の発行総額1億円未満、一人当たり投資額50万円以下の小額のものに限定されている。しかし、この上限要件は厳格に過ぎるため、ベンチャー企業が資金調達するにあたって極めて不十分なものとなっている。そのため、発行総額1億円未満、一人当たり投資額50万円以下の上限規制を緩和していただきたい。	(一社)新経済連	金融庁	金融商品取引法第29条の4の2第29条の4の3 金融商品取引法施行令第15条の10の3	対応不可	インターネットを通じて行う投資型クラウドファンディングの制度整備については、リスクマネーの供給促進という観点からできるだけ参入が容易な制度とすることが重要である一方で、詐欺的・悪行などに悪用されること等のないよう、投資者保護のための必要な措置を講じることが重要との考え方から、発行総額や投資者一人当たり投資額の上限を設けることが適当とされたところである。 したがって、発行総額1億円未満、一人当たり投資額50万円以下の少額のもののみを扱う業者に限って、業業規制を設けないことや、最低資本比率の引上げといった参入要件の緩和がなされる「第一種少額電子募集取扱業者」及び「第二種少額電子募集取扱業者」の特例を設けたものです。 本制度については、本年5月29日より施行されたところであり、まずは、現行制度の適切な運用を図っていくことが重要であると考えられることから、現時点において緩和措置を行うことは困難です。		
271215037	27年10月30日	27年11月18日	27年12月15日	金融商品取引法における第二種金融商品取引業の要件について	金融商品取引法における第二種金融商品取引業の登録にあたっては、例えば、専任のコンプライアンスオフィサーの設置が事実上求められるなど厳格な要件となっている。また、第二種少額電子募集取扱業者の制度についても、資本比率等を除いて要件にほとんど違いはなく、活用されていないのが現状である。そのため、特に第二種少額電子募集取扱業者について、例えば、コンプライアンスオフィサーについて兼業や非常勤でもよいこととする等、要件を緩和してより活用しやすい制度にしていただきたい。	(一社)新経済連	金融庁	金商法第29条の4第1項第1号ホにおいて、「金融商品取引業を適確に遂行するに足りる人的構成を有しない者」について、登録拒否事由として定められています。当該審査にあたっては、金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針「3-1(1)」及び「2」において、行おうとする業務の適確な遂行に必要な人員が各部門に配置され、内部管理等の責任者が適正に配置される組織体制、人員構成にあること、「営業部門」とは独立してコンプライアンス部門(担当者)が設置され、その担当者として知識及び経験を有する者が確保されていること、等を着眼点として定めており、ヒアリング等を通じて確認しています。	金商法29条の4 金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針「3-1(1)」	現行制度下で対応可能	第二種少額電子募集取扱業者を含む金融商品取引業者の登録に関しては、投資家保護の観点から、人的構成要件等の一定の登録拒否事由が設けられています。第二種金融商品取引業者の登録申請に係る人的構成要件については、現行制度下においても、必ずしも専任のコンプライアンスオフィサーの設置を求めているものではなく、行おうとする業務の内容や登録申請者ごとの個別の事情も勘案しつつ、当該業務を適確に遂行できる体制が確保されていると認められる場合には、コンプライアンスオフィサーが兼業等を行うことも考えられます。	
271215068	27年10月30日	27年11月18日	27年12月15日	銀行等による保険募集に関する弊害防止措置等の実効性確保	・銀行等による保険募集においては、銀行等による事業性資金の融資先や融資申込中の顧客が「当該銀行等の影響力を受けやすい(平成23年9月、コメントに対する金融庁の考え方)」ことから、銀行等が事業性資金の融資業務を通じて有する多大な影響力を利用して不適切な保険募集を行うことにより顕在化しにくい被害が発生する等、特有の弊害が生じる。このため、銀行等による保険募集は「保険契約者等の保護に欠けるおそれが少ない場合(保険業法第275条)」に限り認めるとされ、消費者や中小企業等の視点に立つて弊害防止措置が設けられている。 ・銀行等による保険募集の実態に係る3年間のモニタリング結果等を踏まえて必要な見直しが行われた際にも、「モニタリング結果では、銀行等による優越的地位の濫用防止に向けた体制整備が不十分である」といった検査指摘が引き続き見られたことから、これらの規制は引き続き維持する(平成23年9月、コメントに対する金融庁の考え方)」こととされている。 ・これらの措置等は、適切かつ健全な保険募集の秩序を維持し、保険契約者等の保護を図る上でいづれも必要不可欠である。現状においては、「弊害防止に向けた銀行等の態勢整備が万全である」とは言い難い状況(平成23年9月、コメントに対する金融庁の考え方)」とされていることから、その実効性を確保していただきたい。	第一生命保険株式会社	金融庁	銀行等による保険販売については、保険契約者等の保護を図りつつ、利便性の向上を目指す観点から次のような弊害防止措置が設けられています。 ・非公開情報保護措置 ・融資先販売規制 ・タイムラグ規制 ・担当者分離規制 ・預金との誤認防止措置	保険業法施行規則第212条、同第234条第1項等	検討を予定	銀行等による保険募集規制については、保険契約者等の保護を図りつつ利便性の向上を目指す観点から設けられているものです。 弊害防止措置については、モニタリング結果や関係者からのヒアリングを踏まえ、平成23年9月7日付で関係内閣府令等を改正し、 ・融資先募集規制の対象商品から一時払終身保険等を除外するほか、 ・預金との誤認防止措置について、実効性確保のための措置を講じる等の見直しを行ったところであり、平成24年4月1日から施行されています。 銀行等による保険募集の状況については、引き続き実態把握に努め、今後の弊害防止措置等の見直しについては、必要が生じた場合に行うこととしています。	
271215070	27年10月30日	27年11月18日	27年12月15日	法人における従業員等に対する生命保険募集に関する消費者保護ルールの維持	・生命保険募集人である法人がその従業員等に対して生命保険の募集を行うことについては、法人がその従業員等に有する強い影響力を利用して不適切な保険募集を行う等の弊害が発生する蓋然性が高い。このため、現行の制度では、生命保険募集人である法人が行う生命保険の募集の範囲について、一定の制限が設けられている。 ・現行の制度は、適切かつ健全な保険募集の秩序を維持し、保険契約者等の保護を図る上で必要不可欠なものであり、引き続き維持していただきたい。	第一生命保険株式会社	金融庁	企業が、生命保険会社と募集代理店契約を締結して生命保険商品の募集を行う場合、従業員への圧力募集等を防止する観点から、当該企業及びその企業と密接な関係のある者(法人)の役員・従業員に対する保険募集は一部の保険商品を除き禁止されています。	保険業法第300条第1項第9号 同法施行規則第234条第1項第2号 平成10年大蔵省告示第238号 保険会社向けの総合的な監督指針「4-2-2(7)」	検討を予定	生命保険契約の長期性、再加入困難性等に鑑み設けられている規制であり、その趣旨を踏まえつつ、引き続き慎重に検討を行う必要があります。	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号(、)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。  
 :規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項  
 :再検討が必要(「」に該当するものを除く。)と判断し、規制シートの作成対象とする事項  
 :再検討の要否を判断するため、事務局が事実関係を確認する事項

管理番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果			規制改革会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	措置の分類	
271215071	27年10月30日	27年11月18日	27年12月15日	保険会社本体による付随業務の拡大・明確化	[提案の具体的内容] ・保険会社本体において、系列投信会社等による投信販売契約の締結に至るまでの説明(個別商品の詳細な説明)等ができる旨を施行規則第51条に追記すること。 ・または、当該行為が保険業法第98条第1項柱書に定める「その他の付随業務」に該当することを、監督指針において明らかにすること。 [提案理由] ・2015年7月、規制改革ホットラインの回答にて、投信販売契約締結のために投資信託委託業者を紹介する際、その取り扱う商品の提示を行うことも保険業法第98条第1項に定める「その他の付随業務」に含まれることを明確化いただいた一方で、「ビジネスマッチング業務」として「投信商品の説明」を一律に含めることは適当ではないとご回答いただいたところであり、保険会社本体でできる「ビジネスマッチング」としての業務では、系列投信会社等による投信販売契約の締結に至るまでの詳細な説明等については、行うことができない状況。 ・昨今、個人の資産運用における「貯蓄から投資へ」の流れの下、生保においても、系列投信会社による商品提供を幅広く推進している。 ・保険会社本体の担当者は、投信販売契約締結への関与が小さい紹介行為に留まる程度の投信商品の説明は可能と解される一方、系列投信会社等が扱う商品の具体的な内容や専門的な情報を詳細に説明することは、たとえ担当者に説明する能力があったとしても行うことができないとも解されるため、系列投信会社等の担当者と共に顧客を訪問する等、非効率な対応をとらざるを得ない場面が多く存在する。 ・このため、保険会社本体において、系列投信会社等による投信販売契約の締結に至るまでの説明(個別商品の詳細な説明)等ができる旨を施行規則第51条に追記いただきたい。 ・または、当該行為が保険業法第98条第1項柱書に定める「その他の付随業務」に該当することを、監督指針において明らかにしていきたい。	(一社)生命保険協会	金融庁	保険会社は、保険業法第98条第1項及び保険業法施行規則第51条の業務のほか、「その他の付随業務」を行うことができます。 「その他の付随業務」のうち、従来から固有業務と一体となって実施することを認められてきた「ビジネスマッチング業務」については、固有業務と切り離して行う場合も「その他の付随業務」に該当するものとされています(保険会社向けの総合的な監督指針 - 2 - 12 - 1(1))。	保険会社向けの総合的な監督指針 - 2 - 12 - 1 対応不可	保険会社の付随業務として、投信販売契約の代理又は媒介を追加することについては、固有業務との親近性の観点から困難です。 保険会社向けの総合的な監督指針 - 2 - 12 - 1に記載される「ビジネスマッチング業務」とは、その文言や保険業法第98条第1項に規定される「その他の付随業務」の解釈に照らして、他人間の契約締結への関与が小さい紹介行為等を予定してあります。ご提案の、系列投信会社等による投信販売契約の締結に至るまでの説明(個別商品の詳細な説明)は、投信販売契約の媒介に当たりかねないことから、「ビジネスマッチング業務」として「個別商品の詳細な説明」を一律に含めることは適当ではありません。	
271215072	27年10月30日	27年11月18日	27年12月15日	保険持株会社による外国の子会社対象会社の買収に係る特例措置	・保険会社の海外展開に係る規制緩和については、2014年5月の保険業法改正により、海外の金融機関等を買収した際の子会社業務範囲規制の特例拡大を措置していきたい。 ・他方、保険持株会社については、海外の金融機関等を買収することで保険業法第271条の2第1項に掲げられている会社以外の子会社となるときは、事前に内閣総理大臣の承認を得る必要がある。 ・この点、保険持株会社においても、保険会社の場合と同様、海外展開を容易にする環境整備の重要性は高い。例えば、外国の保険会社を買収する際、日本の保険持株会社は、買収対象となる会社の子会社が保険業法第271条の2第1項に掲げる会社への該当可否について厳密な調査を行う必要がある。これに対し、欧米主要国では、保険会社の子会社に対する業務範囲規制は存在しないため、子会社業務に係る調査は不要であり、企業価値や買収効果等のデュレリジョンに集中することが可能である。このような規制の差は、数週間という短期間の入札においては競争上の大きな差異を生じかねず、外国保険会社の買収時に比べて欧米と比べ日本の保険持株会社が競争上不利になるという課題がある。 ・ついでに、保険持株会社が外国の金融機関等を買収することで保険業法第271条の2第1項に掲げられている会社以外の子会社となるときは、現地の法制・監督に於て当該範囲外の会社を当該金融機関等の子会社とすることが認められていることを前提として、保険会社が外国の金融機関等を買収するとともに5年以内に当該範囲外の子会社を処分するか、あるいは当該期間内に承認を得ることとする旨の特例措置を認めいただきたい。	(一社)生命保険協会	金融庁	保険持株会社について、海外の金融機関等を買収することで子会社対象会社以外の子会社が子会社となるときは、事前に内閣総理大臣の承認が必要とされています。	保険業法第271条の22 対応不可	保険持株会社の子会社保有については、保険会社の子会社保有と異なり、子会社対象会社以外の子会社についても内閣総理大臣の承認を前提に保有が認められています。 ご要望の、一定期間内での処分を前提に承認を不要とすること、又は事後承認とすることについては、保険契約者保護の観点から、他の事業が保険持株会社グループに与えるリスクを踏まえ、慎重に検討する必要があります。	
271215073	27年10月30日	27年11月18日	27年12月15日	銀行等による保険販売における弊害防止措置の維持	[提案の具体的内容] ・銀行等による保険販売に際し、銀行等が遵守すべき弊害防止措置については、保険契約者等の保護の観点から、引き続き維持していきたい。 [提案理由] ・保険業法等では、銀行等が保険募集を行う際、預金・融資等の取引で得た情報を不当に保険販売に利用することや、銀行等がその特性上有する優越的地位や影響力を行使して圧力募集をする等、保険契約者等の利益を害することを防止するため、保険募集にあたり銀行等が遵守すべき弊害防止措置について規定している。 ・「銀行等」と「貸付金等を借入している利用者」という両者の間隔から、銀行等による圧力販売等の問題は表面化しにくく、また生命保険が長期性・再加入困難性といった特殊性をもつことにより、被害者の事後救済が困難であることも想定されるため、弊害防止措置の規定全般について存置する必要があると考えられる。	明治安田生命保険相互会社	金融庁	銀行等による保険販売については、保険契約者等の保護を図りつつ、利便性の向上を目指す観点から次のような弊害防止措置が設けられています。 ・非公開情報保護措置 ・融資先販売規制 ・タイミング規制 ・担当者分離規制 ・預金との誤認防止措置	保険業法施行規則第212条、同第234条第1項等 検討を予定	銀行等による保険募集規制については、保険契約者等の保護を図りつつ利便性の向上を目指す観点から設けているものです。 弊害防止措置については、モニタリング結果や関係者からのヒアリングを踏まえ、平成23年9月7日付で関係内閣府令等を改正し、 ・融資先募集規制の対象商品から一時私終身保険等を除外するほか、 ・預金との誤認防止措置について、実効性確保のための措置を講じる等の見直しを行ったところであり、平成24年4月1日から施行されています。 銀行等による保険募集の状況については、引き続き実態把握に努め、今後の弊害防止措置等の見直しについては、必要が生じた場合に行うこととしています。	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号(、)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。  
 :規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項  
 :再検討が必要(「」に該当するもの除く。)と判断し、規制シートの作成対象とする事項  
 :再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

管理番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				規制改革会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	措置の分類	措置の概要(対応策)	
271215074	27年10月30日	27年11月18日	27年12月15日	企業による従業員に対する生命保険の募集における消費者保護ルールの維持	【提案の具体的内容】 ・法人である生命保険代理店等がその役員・使用人等の密接な関係を有する者に対して生命保険の保険募集を行うことを禁止する、いわゆる「構成員契約ルール」については、保険契約者等の保護の観点から、引き続き現行ルールを維持していただきたい。 【提案理由】 ・保険業法等では、使用者と使用人間の雇用関係等に基づいた生命保険募集を行うことを防止するため、法人である生命保険代理店等がその役員・使用人等の密接な関係を有する者に対して生命保険の保険募集を行うことを禁止している(いわゆる「構成員契約ルール」)。 ・雇用関係に基づく(圧力募集等)問題は表面化しにくく、また、生命保険がもつ長期性・再加入困難性に鑑み、被害者を事後的に救済することが困難な場合も想定されることから、保険契約者等の保護のため事前規制として同ルールが導入されている。昨今の雇用情勢の悪化から、使用者と使用人間の雇用関係に基づく、使用者の使用人に対する立場の優越度はさらに高まっており、同ルールの存置が必要なる状況にあると考えられる。 ・上記状況を勘案し、保険契約者等の保護の観点から、同ルールに関しては引き続き現行ルールを維持していただきたい。	明治生命相互会社	金融庁	企業が、生命保険会社と募集代理店契約を締結して生命保険商品の募集を行う場合、従業員への圧力募集等を防止する観点から、当該企業及びその企業と密接な関係を有する者(法人)の役員・従業員に対する保険募集は一部の保険商品を除き禁止されています。	保険業法第300条第1項第9号 同法施行規則第234条第1項第2号 平成10年大蔵省告示第236号 保険会社向けの総合的な監督指針-4-2-(2)7	検討を予定	生命保険契約の長期性、再加入困難性等に鑑み設けられている規制であり、その趣旨を踏まえつつ、引き続き慎重に検討を行う必要があります。	
271215075	27年10月30日	27年11月18日	27年12月15日	銀行等による保険募集に係る弊害防止措置の維持および実効性確保	<提案内容> ・銀行等による保険募集に係る弊害防止措置については、消費者保護の観点等から、引き続き「融資先募集規制」を中心とした諸ルールの基本的な枠組みを維持し、かつ、その実効性を確保することが必要不可欠である。 ・また、平成24年4月のルール見直しにおいて、実効性確保のための措置が図られた「預金誤認防止措置」「非公開情報利用時における同意取得」、および、融資先募集規制等の対象から除外され、消費者保護の観点から問題が生じる懸念がある一時払終身・一時払養老保険について、適切な監督・運用をお願いしたい。 <提案理由> ・銀行等は、その業務において、顧客の預金・決済情報と高い秘匿性の高い情報を独占的に取り扱っており、また、法人・個人の融資先事業者に対して多大な影響力を有することから、保険業法施行規則等において、消費者保護および公正な競争を確保する観点から、非公開金融情報の保護や、融資先への保険募集の制限ならびに融資先担当者による保険募集制限等に関するルールが定められている。 ・これらのルールは、銀行等による保険募集が段階的に解禁されていながら、銀行等の預金・決済業務や融資業務の特殊性と影響力に鑑み、消費者や事業者の保護、ならびに公正な競争を確保するために整備されてきた必要不可欠な制度である。 ・なお、生命保険は保障期間が長期に亘り、かつ、再加入が困難であることから、一旦弊害が生じししまうと事後的に当該顧客を救済することは極めて難しい。また、銀行等の融資先事業者等に対する影響力が大きいため、弊害事例が潜在化する懸念もある。銀行等による保険募集については、これらの事情も踏まえた検討を行う必要がある。 ・制度導入時のこれらの課題性は、現時点においても全く解消されていないため、これらのルールについて、消費者・事業者の保護や公正な競争を損なわないよう、引き続き、適切な監督・運用にご尽力いただくようお願いしたい。 ・特に、平成24年4月のルール見直しにおいて、実効性確保のための措置が図られた「預金誤認防止措置」「非公開情報利用時における同意取得」、および、融資先募集規制の対象から除外され、消費者保護の観点から問題が生じる懸念がある一時払終身・一時払養老保険について、適切な監督・運用をお願いしたい。	日本生命保険相互会社	金融庁	銀行等による保険販売については、保険契約者等の保護を図りつつ、利便性の向上を目指す観点から次のような弊害防止措置が設けられています。 ・非公開情報保護措置 ・融資先販売規制 ・タイムラグ規制 ・担当者分離規制 ・預金との誤認防止措置	保険業法施行規則第212条、同第234条第1項等	検討を予定	銀行等による保険募集規制については、保険契約者等の保護を図りつつ利便性の向上を目指す観点から設けているものです。 弊害防止措置については、モニタリング結果や関係者からのヒアリングを踏まえ、平成23年9月7日付で関係内閣府令等を改正し、 ・融資先募集規制の対象商品から一時払終身保険等を除外するほか、 ・預金との誤認防止措置について、実効性確保のための措置を講じる等の見直しを行ったところであり、平成24年4月1日から施行されています。 銀行等による保険募集の状況については、引き続き実態把握に努め、今後の弊害防止措置等の見直しについては、必要が生じた場合に行うこととしています。	
271215076	27年10月30日	27年11月18日	27年12月15日	生命保険募集における従業員等の保護に係るルールの維持および実効性確保	<提案内容> ・法人である生命保険募集人等(以下「法人生保代理店等」)による、その役員・使用人その他当該法人生保代理店等と密接な関係を有する者に対する生命保険募集に係るルールについて、引き続き、現在の基本的な枠組みを維持するとともに、その対象に派遣労働者を含めていただきたい。 <提案理由> ・法人生保代理店等は、母体企業の従業員等(密接な関係を有する者)に対して多大な影響力を有することから、生命保険募集を行った場合、職制上の地位を利用した圧力募集が行われ、従業員等が善に反する保険加入を強いられる懸念がある。 ・現行制度は、過去、実際に圧力募集被害が発生した事実を踏まえて、一定の保険契約について、法人生保代理店等(法人代理店が密接な関係を有する法人を含む)の役員・使用人に対する保険募集行為その他の保険契約者等に対する業務上の地位等の不当な利用による保険募集行為を禁止したものであり、従業員等の保護のためには必要不可欠なルールである。従業員等自身が職制上の圧力に抵抗することは極めて困難であり、近年の雇用環境の悪化によって、これらのルールの必要性はますます高まっている。 ・なお、生命保険は、その保障期間が長期に亘り、かつ、再加入が困難であることから、一旦弊害が生じししまうと事後的に当該従業員等を救済することは極めて難しい。また、法人生保代理店等は、その従業員等に対して、雇用関係等に基づく(大きな影響力を有している)ことから、弊害事例が潜在化する懸念もある。当制度については、これらの事情も踏まえた検討を行う必要がある。 ・ただし、現行制度の保護対象は、法人生保代理店等の役員・使用人されており、法人生保代理店等と直接の雇用関係にない派遣労働者は含まれていない。しかしながら、近年、雇用・就労形態の多様化が急激に進んでいること、派遣労働者について派遣先企業が直接雇用するかどうかの決定権を持つなどの影響力を有していることを踏まえれば、法人生保代理店等と直接の雇用関係にない派遣労働者も当制度の保護対象に追加することが必要である。	日本生命保険相互会社	金融庁	企業が、生命保険会社と募集代理店契約を締結して生命保険商品の募集を行う場合、従業員への圧力募集等を防止する観点から、当該企業及びその企業と密接な関係を有する者(法人)の役員・従業員に対する保険募集は一部の保険商品を除き禁止されています。	保険業法第300条第1項第9号 同法施行規則第234条第1項第2号 平成10年大蔵省告示第236号 保険会社向けの総合的な監督指針-4-2-(2)7	検討を予定	生命保険契約の長期性、再加入困難性等に鑑み設けられている規制であり、その趣旨を踏まえつつ、引き続き慎重に検討を行う必要があります。	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号(、)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。

- ：規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項
- ：再検討が必要(「」に該当するものを除く。)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
- ：再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

管理番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果			規制改革会議における再検討項目	
								制度の現状	該当法令等	措置の分類		措置の概要(対応策)
271215078	27年10月30日	27年11月18日	27年12月15日	保険商品の銀行窓販における中小企業従業員規制の撤廃	在日米商工会議所(ACCJ)は、規制改革会議に規制改革ホットラインを通じて要望を表明できる機会を歓迎いたします。 消費者は生命保険商品の加入チャネルとして銀行窓販にますます目を向けつつあります。実際、この重要な販売チャネルの拡大は、消費者の選択の幅と利便性を向上させ、保険市場の活性化に貢献してきました。 現在、銀行には融資先の中小企業(従業員数が50人以下、特別地域金融機関においては従業員数10人以下)の従業員に対して保険商品を販売するにあたり、いくつかの制限が課せられている趣旨は、銀行が融資を行う立場を利用して、融資先の中小企業の従業員に対して保険に加入するように圧力販売を行う可能性を最小限にするというものだと考えられます。しかし、ACCJは銀行が融資先企業の従業員に対して圧力販売を行ったとする消費者の苦情を耳にしたことがありません。また、これらの規制は独占禁止法下で公正取引委員会によって厳格に運用されている消費者保護措置(優越的地位の濫用)と重複しており、不必要に消費者の保険商品へのアクセスを制限し、消費者の利便性を損なうこととなっているので撤廃すべきです。	在日米商工会議所(ACCJ)	金融庁	銀行等による保険販売については、保険契約者等の保護を図りつつ、利便性の向上を目指す観点から次のような弊害防止措置が取られています。 ・非公開情報保護措置 ・融資先販売規制 ・タイムング規制 ・担当者分離規制 ・預金との誤認防止措置	保険業法施行規則第212条、同第234条第1項等	検討を予定	銀行等による保険募集規制については、保険契約者等の保護を図りつつ利便性の向上を目指す観点から設けているものです。 弊害防止措置については、モニタリング結果や関係者からのヒアリングを踏まえ、平成23年9月7日付で関係内閣府令等を改正し、 ・融資先募集規制の対象商品から一時払終身保険等を除外するほか、 ・預金との誤認防止措置について、実効性確保のための措置を講じる等の見直しを行ったところであり、平成24年4月1日から施行されています。 銀行等による保険募集の状況については、引き続き実態把握に努め、今後の弊害防止措置等の見直しについては、必要が生じた場合に行うこととしています。	
271215082	27年10月30日	27年11月18日	27年12月15日	外国の関連法人等に係る子会社等業務範囲規制の緩和	・保険会社の海外展開に係る規制緩和については、2014年5月の保険業法改正により、海外の金融機関等を買収した際の子会社業務範囲規制の特例拡大措置いただいたところであり、関連する内閣府令・監督指針の整備を検討いただいている。 ・上記の他、保険会社の外国における子会社等の業務範囲についても、監督指針において国内の子会社等と同様の業務範囲が適用され、保険会社が外国の会社を関連法人等とする際に、当該関連法人等の傘下に子会社対象会社でない子会社等が存在している場合、当該子会社等の株式について一定期間内に売却等による処分を求められる(監督指針II-2-2-4(1)(5)) ・一方で、保険会社が外国の会社を関連法人等とする場合、子会社とする場合と異なり、当該保険会社が当該外国の会社の経営支配権を有さないことから、その傘下の子会社等の一定期間の猶予措置による事後的な売却は有効に機能しないおそれがある。 ・保険会社による積極的な海外展開を促進する観点から、外国における関連法人等の子会社等の業務範囲規制について、緩和を認めいただきたい。	(一社)生命保険協会	金融庁	保険会社が、現に子会社対象会社以外の外国の会社を子会社として、保険業を行う外国の会社等を買収する場合、子会社対象会社以外の外国の会社については、当該会社が子会社となった日から5年を経過する日までに当該会社が子会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならないものとされています。 保険会社が、保険業を行う外国の会社等を子会社とすることにより、子会社対象会社以外の会社を子法人等(子会社を除く。)又は関連法人等とすることも可能としますが、子会社業務範囲規制の趣旨に鑑み、原則として、概ね5年以内に子法人等又は関連法人等となくなることが必要とされています。 また、保険会社が保険業を行う外国の会社等を子法人等又は関連法人等とすることにより、子会社対象会社以外の会社を子法人等又は関連法人等とする場合も同様となります(保険会社向け総合的な監督指針II-2-2-4(5))。	保険業法第106条、保険業法施行規則第56条、第57条の2、保険会社向け総合的な監督指針III-2-2-4(1)(5)	検討を予定	外国の関連法人等の子会社等の業務範囲規制の緩和については、実務上の必要性や保険業法第100条に規定する他業の制限の趣旨等に留意しながら、検討を致します。	
271215083	27年10月30日	27年11月18日	27年12月15日	基準料率適性審査結果の金融庁告示の保険会社事務所等での備置義務の撤廃	【提案の具体的内容】 会員保険会社において、基準料率の適性審査期間経過に関する(金融庁)告示があった場合の告示内容の備置・縦覧義務を撤廃(削除)する。 【提案理由】 ・会員保険会社は、右記根拠法令に基づき、基準料率の適性審査期間経過に関する(金融庁)告示があった場合は、告示内容を会員保険会社の「本店又は主たる事務所及び支店又は従たる事務所」に備置き、利害関係人の縦覧に供しなければならない。 ・本規定は、保険業法の全部改正(平成7年法律第105号)に伴い、平成7年法律第106号にて新設された。当時は、官報、大蔵省(当時)、損害保険料率算出機構(当時)および自動車保険料率算出機構(当時)のホームページを閲覧するという行為が一般的ではなかったため、利害関係人に情報伝達を行う手段として置かれたもの。現在は官報、損害保険料率算出機構のホームページにて当該告示の内容を開示しており、情報伝達は充足できているものと考えられる。 ・本規定の撤廃に伴い、利害関係人から各委員会へ縦覧要請があった際は、上記ホームページまたは官報を案内することを想定している。	(一社)日本損害保険協会	金融庁	損害保険料率機構の会員保険会社は、法令に基づき、基準料率の適性審査期間経過に関する金融庁告示があった場合には、告示内容を会員保険会社の本店又は主たる事務所及び支店又は従たる事務所へ備置き、利害関係人の縦覧に供することとされています。	損害保険料率算出団体に関する法律第10条の5第7項(および同法第7条の214第9号)	現行制度下で対応可能	当該告示内容の営業所等への備置きに係る規定を削除することは困難です。 なお、当該告示内容の営業所等への備置きを書籍に代えて電磁的記録により行うことについては、現行でも対応可能と考えられます。	
271215084	27年10月30日	27年11月18日	27年12月15日	保険会社の常務取締役等の承認可の届出制への移行(グループ間限定)	【提案の具体的内容】 同一グループ内の保険持株会社・保険会社間では、常務に就任する取締役等を兼務する場合に必要な「認可」を不要としていただきたい。手続を不要とできない場合は、「届出」に緩和する。 【提案理由】 ・保険会社の常務に就任する取締役等は、内閣総理大臣の「認可」を受けた場合を除き、他の会社の常務に就任してはならないとされている。 ・現行の兼職規制の趣旨は、保険会社にとって不利な扱いの防止であると思料するが、保険持株会社・保険会社間であれば、相互に不利な扱いをすることは考えにくく、業務への専念についても問題がないと思われる。また、業務の兼職性も高いことからグループ全体での迅速な意思決定にも役立つものと思われる。以上の理由から、同一グループ内の保険持株会社・保険会社間で常務に就任する取締役等を兼務する場合には「認可」の必要性が薄いと考えられるため、手続を不要としていただくか、手続を不要とできない場合は「届出」に緩和していただきたい。 ・許認可手続の短縮化につながり、事業者の負担軽減になるとともに、行政効率の向上にも資することが期待できる。	(一社)日本損害保険協会	金融庁	保険会社の常務に就任する取締役又は執行役員は、内閣総理大臣の認可を受けた場合を除き、他の会社の常務に就任してはならないこととされています。	保険業法第8条同法施行規則第14条の2	検討を予定	規制改革実施計画(平成26年6月24日閣議決定)において、「業務による弊害防止、保険会社の業務の健全性確保に留意し、保険会社グループの実態を見極めつつ、認可手続の簡素化について検討を行い、結論を得ることとされていることを踏まえ、見直しの是非について検討を行います。	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号(、)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。  
 :規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項  
 :再検討が必要(「」に該当するものを除く。)と判断し、規制シートの作成対象とする事項  
 :再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

管理番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果			規制改革会議における再検討項目	
								制度の現状	該当法令等	措置の分類		措置の概要(対応策)
271215085	27年10月30日	27年11月18日	27年12月15日	子会社の行う従業業務にかかる収入依存度規制の緩和	[提案の具体的内容] 収入依存先を、(1)子法人等、関連法人等、及び、(2)当該保険会社に所属する保険代理店にまで拡大する。 [提案理由] ・経済界では、分社化や持株会社等多様な組織形態を活用しつ、事業の再編や業務展開の多様化を急速に進めている。法制度や会計基準等も連結中心の考え方となりつつある。 ・保険会社も例外ではなく、収入依存先についても、この連結の概念に従うことが適当である。 ・また、損害保険会社は代理店を主たる販売チャネルとしている。代理店に対する教育・研修業務や販路開拓の従業業務など、代理店も収入依存先に加えることが適当である。 ・第1回国民の声にて「保険会社の他業禁止の趣旨やグループとしてのリスク管理の観点を踏まえ、親会社との実質的一体性に留意しながら、検討する。旨の回答されており、是非ともこの点を踏まえた検討をお願いしたい。 本件は、平成26年6月24日閣議決定の「規制改革実施計画」30ページ(No.67)に記載があり、「平成26年度中検討・結論」とされているので、是非とも実現していただきたい。	(一社)日本損害保険協会	金融庁	従業業務を営む会社が主として保険会社等のために当該業務を営んでいるかどうかの基準として、一部の業務を除きその種類ごとに、当該保険会社又はその子会社等からの収入の当該従業業務を営む会社の総収入に占める割合が、一定割合を下回らないこととされている。	保険業法第106条第1項第12号、第10項、第101項、同法施行規則56条第4項、平成14年金庁庁告示第38号第2条	検討を予定	規制改革実施計画(平成26年6月24日閣議決定)において、「従業業務子会社の収入依存度規制における収入依存先について、保険会社の他業禁止の趣旨やグループとしてのリスク管理の観点を踏まえ、親会社との実質的一体性に留意しながら、子法人等及び関連法人等にまで拡大することとともに、保険代理店についてもこれに加えることについて検討を行い、結論を得る、こととされていることを踏まえ、見直しの是非について検討を行います。	
271215086	27年10月30日	27年11月18日	27年12月15日	保険契約の移転にかかわる手続きの簡素化	[提案の具体的内容] 移転する契約にかかわる責任準備金等の額が、移転先会社の責任準備金等に比して相当程度小さい場合は、移転先会社における株主総会による決議を要しないこととする。 [提案理由] ・移転する保険契約の規模に関係なく、移転先会社における株主総会等の特別決議が必要とされている。 ・現行規制では、移転先会社における株主総会等の特別決議にて承認されるまで移転手続きを開始することができず、契約移転の仕方の多様性や機動性を阻害されることが懸念される。また、簡易な合併手続き(会社法第796条第3項)の条件を満たす場合は、存続会社の株主総会による決議なく合併することが可能であり、よって合併にともなう保険契約の承継についても存続会社の株主総会決議が不要となっている。以上の理由から、移転する契約にかかわる責任準備金等の額が、移転先会社の責任準備金等に比して相当程度小さい場合は、移転先会社における株主総会による決議の不要化を要する。 ・保険事業からの撤退や破たんによる保有契約への対応が必要となるケースにおいて、株主総会等の決議を待つことなく円滑な手続きが可能となり、機動的な企業再編を確保することができるものと考えられる。	(一社)日本損害保険協会	金融庁	保険契約の移転には、移転会社及び移転先会社において株主総会の決議が必要とされている。	保険業法第136条第1項	検討を予定	規制改革実施計画(平成26年6月24日閣議決定)において、「保険契約を移転する場合において、移転先保険会社に与える影響が一定程度にとどまるような場合については、株主や保険契約者の保護等について検討した上で、移転先保険会社の株主総会等の決議を不要とするような措置を講ずることについて検討し結論を得る、こととされていることを踏まえ、見直しの是非について検討を行います。	
271215087	27年10月30日	27年11月18日	27年12月15日	保険持株会社と保険会社の子会社に係る届出関係事項の届出様式の統一化	[提案の具体的内容] 保険持株会社と保険会社の子会社に係る届出関係事項の届出様式を可能な限り統一化していただきたい。 (例えば、子会社に係る保険会社の別紙様式22と持株会社の別紙様式7、保険会社の別紙様式35.36.38.39と持株会社の別紙様式19-22 など) [提案理由] 保険業法においては、保険持株会社と保険会社に各種届出義務が課せられているが、両者の同一の子会社に係る届出事項において、同様な届出を各々提出しているものがある。これらは、ほぼ同一の届出であるものの、届出様式に微妙な差異がある。これらの届出の実務においては、保険持株会社とその子会社である保険会社は適宜連携し同時に届出書の作成を行っていることから、無用な混乱を防ぐため、また効率化の観点から可能な限り届出様式の統一化を要望したい。	(一社)日本損害保険協会	金融庁	保険持株会社と保険会社の子会社に係る届出関係事項については、共通する項目が大部ではありますが、独自に報告を求める内容があります。そのため、当該届出様式はそれぞれ似た形式の届出になっています。	保険会社向けの総合的な監督指針別紙様式「(保険会社)の別紙様式22と持株会社の別紙様式7、保険会社の別紙様式35.36.38.39と持株会社の別紙様式19-22」	検討に着手	実務上の必要性や保険業法第127条に基づき保険会社に求める届出や第271条に基づき持株会社に求める届出の趣旨等に留意しながら、検討を致します。	
271215095	27年10月30日	27年11月18日	27年12月15日	保険販売業務に係る融資先販売規制の見直し	本規制は、融資先法人等に加えて、小規模事業者の従業員等についても圧力販売の懸念があるとして設けられた規制であるが、一般的に従業員等は、自らの勤務先における融資取引の内容を承諾していないのが通常であることから、勤務先の融資取引状況による事前規制は合理性が乏しく、従業員等の機動的な融資加入の機会を一時的に阻害しており、過剰な規制といわざるを得ない。 また、協同組織金融機関は、相互扶助の理念を鑑み、法人会員の融資先については代表者を含めて保険販売が認められているにもかかわらず、当該法人の従業員等には一律に保険販売が認められない不合理が生じている。 平成24年4月から適用された規制の見直しにおいて、本事項はモニタリング結果においてほとんど問題事例が見えなかったにもかかわらず「存置」されており、消費者利便の観点からも不合理な措置は早急に見直しを行っていただきたい。	(一社)全国信用金庫協会、信金中央金庫	金融庁	・銀行等による保険販売については、保険契約者等の保護を図りつつ、利便性の向上を目指す観点から次のような弊害防止措置が設けられています。 ・非公開情報保護措置 ・融資先販売規制 ・タイムング規制 ・担当者分離規制 ・預金の誤認防止措置	保険業法施行規則第212条、同第234条第1項等	検討を予定	銀行等による保険募集規制については、保険契約者等の保護を図りつつ利便性の向上を目指す観点から設けているものです。 弊害防止措置については、モニタリング結果や関係者からのヒアリングを踏まえ、平成23年9月7日付で関係内閣府令等を改正し、 ・融資先募集規制の対象商品から一時払終身保険等を除外するほか ・預金との誤認防止措置について、実効性確保のための措置を講じる等の見直しを行ったところであり、平成24年4月1日から施行されています。 銀行等による保険募集の状況については、引き続き実態把握に努め、今後の弊害防止措置等の見直しについては、必要が生じた場合に行うこととしています。	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号(、)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。  
 :規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項  
 :再検討が必要(「」に該当するものを除く。)と判断し、規制シートの作成対象とする事項  
 :再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

管理番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的な内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果			規制改革会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	措置の分類	
271215096	27年10月30日	27年11月18日	27年12月15日	保険販売業務に係る保険金額制限の見直し	保険金額制限は、融資先へ特定の生命保険商品等を販売する際に、万一の弊害を抑制するために設けられた規制であるが、そもそも協同組織金融機関では会員に対する圧力販売の懸念がなく、適用から7年以上経過後も融資先顧客と当該商品に関するトラブルは皆無である。また、業者の改正保険業法施行により、代理店は予め顧客の意向(保険や金額等)を把握したうえで、これに沿った商品やプランの提案を行う必要があるが、本規制により意向に沿った提案が行えず顧客利便を損なう懸念もあることから、速やかに見直しを行っていただきたい。	(一社)全国信用金庫協会、信金中央金庫	金融庁	銀行等による保険販売については、保険契約者等の保護を図りつつ、利便性の向上を目指す観点から次のような弊害防止措置が設けられています。 ・非公開情報保護措置 ・融資先販売規制 ・タイムング規制 ・担当者分離規制 ・預金との誤認防止措置	保険業法施行規則第212条、同第234条第1項等	検討を予定	銀行等による保険募集規制については、保険契約者等の保護を図りつつ利便性の向上を目指す観点から設けているものです。 弊害防止措置については、モニタリング結果や関係者からのヒアリングを踏まえ、平成23年9月7日付で関係内閣府令等を改正し、 ・融資先募集規制の対象商品から一時払終身保険等を除外するほか、 ・預金との誤認防止措置について、実効性確保のための措置を講じる等の見直しを行ったところであり、平成24年4月1日から施行されています。 銀行等による保険募集の状況については、引き続き実態把握に努め、今後の弊害防止措置等の見直しについては、必要が生じた場合に行うこととしています。
271215097	27年10月30日	27年11月18日	27年12月15日	生命保険の募集に係る構成要素規制の見直し	本規制は、優越的地位の濫用や圧力募集の防止を目的としたものであるが、損害保険や第三分野商品には及ばない、特定の生命保険商品のみ設けられた規制であり、妥当性を欠いている。また、外形的な基準により顧客の能動的な保険加入の機会まで一律制限するものであり、顧客の利便性を損なっている。 特定関係人とされる「密接な関係を有する者」の範囲が幅広くあることから、調査・管理負担のみならず、極めて広範囲を対象とする顧客自身の理解が到底得られるものではない。	(一社)全国信用金庫協会、信金中央金庫	金融庁	企業が、生命保険会社と募集代理店契約を締結して生命保険商品の募集を行う場合、従業員への圧力募集等を防止する観点から、当該企業及びその企業と密接な関係を有する者(法人)の役員・従業員に対する保険募集は一部の保険商品を除き禁止されています。	保険業法第300条第1項第9号、同法施行規則第234条第1項第2号、平成10年大蔵省告示第238号、保険会社向けの総合的な監督指針-4-2-2(7)	検討を予定	生命保険契約の長期性、再加入困難性等に鑑み設けられている規制であり、その趣旨を踏まえつつ、引き続き慎重に検討を行う必要があります。
271215098	27年10月30日	27年11月18日	27年12月15日	保険販売業務に係る非公開情報保護措置の見直し	信用金庫が保険募集を行うに当たり、業務に際し知り得た顧客の非公開情報(非公開金融情報)を顧客の事前同意なしに利用することは禁止されている。この規制は信用金庫が保険募集を行う際のみ適用される規制であり、顧客の個人情報情報の利用に関する同意を得る必要はないと考えられる。こうした過剰な規制は、顧客に適切な商品の情報を提供できなくなることから、総合的な金融サービスの発展を阻害する要因となるため、信用金庫に求められているコンサルティング機能を十分に発揮できない、速やかに非公開情報保護措置を撤廃していただきたい。	(一社)全国信用金庫協会、信金中央金庫	金融庁	銀行等による保険販売については、保険契約者等の保護を図りつつ、利便性の向上を目指す観点から次のような弊害防止措置が設けられています。 ・非公開情報保護措置 ・融資先販売規制 ・タイムング規制 ・担当者分離規制 ・預金との誤認防止措置	保険業法施行規則第212条、同第234条第1項等	検討を予定	銀行等による保険募集規制については、保険契約者等の保護を図りつつ利便性の向上を目指す観点から設けているものです。 弊害防止措置については、モニタリング結果や関係者からのヒアリングを踏まえ、平成23年9月7日付で関係内閣府令等を改正し、 ・融資先募集規制の対象商品から一時払終身保険等を除外するほか、 ・預金との誤認防止措置について、実効性確保のための措置を講じる等の見直しを行ったところであり、平成24年4月1日から施行されています。 銀行等による保険募集の状況については、引き続き実態把握に努め、今後の弊害防止措置等の見直しについては、必要が生じた場合に行うこととしています。
271215103	27年10月31日	27年11月18日	27年12月15日	国内勧誘行為の明確化	海外CBや海外公募増資等、国内届出をせず海外のみでオファリングを実施する場合、在東京セールスが海外投資家へのセールス活動を行っても国内勧誘行為に該当しないことを、ガイドライン等により明確化して頂きたい。 機関投資家のボーダーレス化に伴い、主要証券会社の在東京セールスが、香港・シンガポールの投資家や米国の投資家のナットレダーデスクをカバーする体制になっている。ところが現行の法令では、海外CBや海外公募増資等、国内届出をせず海外のみでオファリングを実施する場合、顧客が海外にいる場合でも、在東京セールスがセールス活動を行えば日本国内での無届出勧誘とみなされる懸念があるため、在東京セールスが顧客の明示的な要請なしにはアプローチしにくい状況にある。 本来、暫かるケースでは、勧誘される者が海外にあり、国内投資家の保護が主な目的である金商法の適用対象とする必要性は乏しい。また米国法では、米国における勧誘に該当するか否かを、勧誘される側(投資判断者ではなく受給者)の所在地をベースに判断している。上記のようなケースは国内勧誘行為に該当しないと明確化して頂くことにより、海外CBや海外公募増資案件等における海外投資家へのアプローチが容易となり、市場活性化につながるかと考える。	民間企業	金融庁	「有価証券の募集又は売出し」とは、有価証券の取得勧誘又は売付け勧誘等のうち、多数の者を相手方として行う場合等をいうところ。企業内容等の開示に関する留意事項(以下「開示ガイドライン」といいます)2-12において、有価証券の取得勧誘又は売付け勧誘等に該当しない行為の類型を例示しています。	金融商品取引法第3条3項、4項	現行制度下で対応可能	本件については、事案ごとに、その実態に応じて個別具体的に判断することが必要となりますが、一般的には、国外でのみ有価証券の取得勧誘が行われるものであって、国内居住者が当該有価証券の取得ができないものであれば、当該有価証券について電話等により国内から国内居住者に対してセールス活動を行ったとしても、我が国の勧誘規制は適用されないとの取扱いが行われてきています。 但し、別途、勧誘が行われる地域における規制に服することに留意が必要です。

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号(、)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。  
 :規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項  
 :再検討が必要(「」に該当するものを除く。)と判断し、規制シートの作成対象とする事項  
 :再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

管理番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果			規制改革会議における再検討項目	
								制度の現状	該当法令等	措置の分類		措置の概要(対応策)
271215104	27年10月31日	27年11月18日	27年12月15日	臨時報告書提出事由の明確化等	国内届出のみを行ったオファリング案件において、海外投資家に情報提供として当該案件のチームシートを送付しても、臨時報告書提出事由(本邦以外の地域における募集・売出し)に該当しないことを、ガイドライン等により明確化して頂きたい。  現行の法令では、国内届出のみを行ったオファリング案件に関し、海外投資家に対して対象案件に係るチームシートを送付することさえも、単なる「情報提供」を超えて、「勧誘」に該当する懸念があり、本邦以外の地域における募集・売出しとして、臨時報告書提出事由に該当するリスクがある。このため、証券会社によっては、こうしたチームシートの送付を、海外投資家からリクエストがあった場合等に限定せざるを得ない状況にある。 一方、海外投資家には、国内募集案件であっても株価に影響がある以上、案件情報を、案件の都度リクエストするのではなく、常に送ってほしいというニーズがある。	民間企業	金融庁	株券、新株予約権証券又は新株予約付社債券等の募集又は売出しのうち、発行価額又は売出総額の総額が一億円以上であるものが本邦以外の地域において開始された場合、有価証券の種類等の必要な事項を記載した臨時報告書を遅滞なく提出することとされています。	企業内容等の開示に関する内閣府令19条2項1号	現行制度下で対応可能	本件については、事実ごとに、その実態に応じて個別具体的に判断することが必要となりますが、一般的には、国内居住者のみに対して有価証券の取得勧誘が行われるものであることを明示したものであって、海外居住者が取得できないものであり、単に提供するだけであれば、当該国内における有価証券の募集に係る有価証券届出書に記載された情報を海外居住者に単に提供する行為は、臨時報告書の提出事由にあたりないとの取扱いが行われてきています。	(下段)
					オファリング総額を対象に国内届出がなされている場合は、その一部において海外で勧誘行為が行われても臨時報告書提出事由には該当しないという適用除外の手当てが立法論としては望ましいと考ええる。(但し、当該海外勧誘行為は、海外対象地域における法規制を遵守する形で行われることは言うまでもなく、本件はあくまで本邦法令に係る範囲での議論である)  当該事由による臨時報告書提出義務は、国内届出を伴わない海外のみでの募集、売出しについて、これを金融法の保護法益である国内投資者に知らしめることがその立法趣旨と解されることから、国内届出がなされ、その一部を海外で勧誘する場合は、臨時報告書提出事由に該当しないという整理がその立法趣旨には沿っていると考えられる。				検討を予定	国内募集と同時に海外募集を行う場合、臨時報告書に記載すべき事項が全て有価証券届出書に記載されているときには臨時報告書の提出を不要とすることができないか検討してまいります。		
271215105	27年10月31日	27年11月18日	27年12月15日	株式の発行登録制度の見直し	株式の発行登録制度において、発行予定額又は発行残高の上限での登録に加えて、発行株式数の上限での登録を許容して頂きたい。  現行の株式の発行登録制度では、発行予定額又は発行残高の上限での登録が義務付けられており、株式数の上限での発行登録は認められていない。 このため、発行会社は、発行登録時点で、将来の株価の変動見込みを踏まえて金額ベースでの上限を登録する必要があるが、余裕を持った上限金額に登録すると、発行登録時点で想定しているよりも希薄化率が過大になってしまい、株価への影響を懸念しなければならないといった実務上の障害がある。 発行予定額又は発行残高の上限での登録に加えて、発行株式数の上限での登録を許容して頂くことで、株式の発行登録制度の使い勝手が良くなり、活用が促進されると考える。 具体的には、開示府令の様式を見直し、法律上の登録要件である発行予定額又は発行残高の上限について、登録する有価証券の種類が株式の場合には株式数の上限を記載することにより法律上の登録要件を充足したものとみなすことを可能として頂きたい。	民間企業	金融庁	発行者が発行登録書を提出するにあたっては、発行登録書の(発行予定額又は発行残高の上限)欄において、発行登録による募集又は売出しを予定している有価証券の発行価額又は売出価額について、「発行予定額」又は「発行残高の上限」のいずれの記載を選択したかを記載した上で、その「総額」又は「上限額」の金額を記載することとされています。	・金融商品取引法23条の3第1項 ・企業内容等の開示に関する内閣府令14条の3、同府令11号様式	対応不可	有価証券届出書や発行登録書は、企業が事業活動に必要な資金の調達をするために株式等を発行する際に提出するものであり、資金調達額の総額は投資情報として極めて重要な情報と考えられます。  また、必要な資金を得るために多くの株式が発行される可能性があるのであれば、その情報は開示されなければならないと考えられます。  「発行株式数の上限」のみを記載した場合、企業が最大でどのくらいの額の資金調達を必要としているのかが分らず、投資者の投資判断に必要な情報が得られない可能性があることから、「発行予定額又は発行残高の上限」に加えて「発行株式数の上限」を記載した発行登録書の提出を認めることは適当ではないと考えられます。	
271215106	27年10月31日	27年11月18日	27年12月15日	格付規制の見直し	格付規制を見直し、海外で日本と同等の規制に服している格付会社については、信用格付業者に準じて取り扱うこととして頂きたい。  現行、証券会社は、信用格付業者以外の業者が付与した信用格付(無登録格付)を提供して勧誘する場合、当該業者が無登録である旨、格付付与方針・方法の概要、格付の前提・意義・限界等を説明しなければならない。一方、海外の主要格付会社(Moody's、S&P、Fitch)は信用格付業者として登録し、海外本社やグループ会社が付与した格付は無登録格付として取扱われる。 証券会社としては、外債勧誘等において、債券に付与された格付が、海外本社と日本法人のいずれが付与した格付であるかをその都度確認する必要があり、実務上の弊害となっている。海外の主要格付会社は米国で厳格な規制に服しており、且つ、日本法人と海外本社の格付方針に大きな違いがないことから、両社を同視することには合理性が認められると考えられる。 格付規制を見直し、海外で日本と同等の規制に服している格付会社については、信用格付業者に準じて取り扱うこととして頂きたい。	民間企業	金融庁	格付会社に対する規制は、投資家保護を図るため、登録制を導入し、利益相反防止等の体制整備や格付方法等の情報開示を求めています。金融庁の登録を受けていない格付会社の格付を利用する場合には、金融商品取引業者等に、投資者に対し必要な情報を説明するように義務付けています。 また、登録を受けた信用格付業者と同一グループの海外法人等については、「説明事項に係るグループ指定制度」を導入し、登録を受けていない場合であっても、金融庁長官の指定を受けていれば、一定の範囲で、金融商品取引業者等が説明を行う代わりに、当該海外法人等と同一グループ内の登録を受けている信用格付業者が開示している情報を利用することを認めています。	金融商品取引法第38条3号 金融商品取引業者等に関する内閣府令第116条の3	対応不可	格付が投資判断の参考情報として金融・資本市場で広く利用されていることにかんがみ、格付会社規制は、登録制を導入するとともに、無登録業者の格付を利用する際には説明義務を課すことで、投資者保護を図っています。  無登録業者の格付利用について、説明義務を一切不要とすると、格付方法等が明らかにされないまま投資家に信用格付が提供され、投資者の投資判断を歪めおそれがあります。そのため、無登録業者の付与した格付について、説明義務を免除することは適当ではないと考えられます。  なお、登録を受けた信用格付業者と同一グループの無登録の海外法人等の付与した格付については、グループ指定制度を導入しているところですが、	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号(、)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。  
 :規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項  
 :再検討が必要(「」に該当するものを除く。)と判断し、規制シートの作成対象とする事項  
 :再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

管理番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果			規制改革会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	措置の分類	
280115023	27年10月29日	27年11月18日	28年1月15日	銀行の海外支店における有価証券関連業務及び信託業務の一部解禁	<p>【制度の現状(現行規制の概要等)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>銀行の海外子会社(子銀行)が現地法令に基づき有価証券関連業務や信託業務を行うことは原則として認められている。(銀行法第16条の2第1項第7号、第8号、第10号、主要行等向け監督指針(以下「監督指針」) 3-3-4(1)注書)</li> <li>他方、銀行法第10条第2項に規定される付随業務には、証券業務等のうち発行市場に関する業務(引受・売出し)や信託業務は含まれておらず、従って、銀行の海外支店ではこれらを営むことが認められていない。</li> </ul> <p>【具体的要望内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>銀行の海外支店に対し、現地法令等遵守を前提として、以下の規制緩和を実施していただきたい。有価証券関連業務の一部(発行市場に関する業務(引受・売出し)の解禁、信託業務の一部(エスクロー口座の取扱い業務)の解禁あるいは取扱いが可能であることの明確化。</li> </ul> <p>【要望理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>海外では、競合するグローバルバンクが、ローン・債券両面目の営業に始まり、最終的な顧客ニーズが債券発行となっても引受・売出までワンストップでのサービスを提供する中、邦銀は証券子会社との共同訪問、業務分担で対応しており、顧客にとっても利便性が損なわれている状況。代表的日系企業の社債発行においても、外国銀行が引受を行うケースも出てきている。例えば、オフショア人民元債の引受実績では本邦金融機関グループは圧倒的劣位の状況。</li> <li>また、インフラ関連プロジェクトファイナンスに関して、取引先のエスクロー口座開設においては、基本的に口座開設銀行の信託リスクから分離されない(別段資金等を利用する場合)、信託リスクから分離される金銭信託を利用する場合があるが、商業銀行がその他付随業務として取扱いできるのは前者と解されている(あるいは後者も取扱いができるとの明確な根拠がないとされている)ため、この分野においても邦銀は不利な状況にある。</li> <li>ユニバーサルバンク制を採用している欧州や、規制が撤廃されている米国を本拠とする銀行が、有価証券関連業務や信託業務を含めた総合的なサービスをワンストップで提供していることに鑑みれば、内外制度環境の差が競争力に影響を与えている場合もある。この点、進出日系企業の支援はもとより、邦銀の国際金融界における役割を高める観点からも、現地法遵守を前提とした本件規制緩和を通じて、邦銀がワンストップでのサービス提供あるいはクロス・マーケティングによるニーズ対応を可能にすることは有効であると考ええる。</li> <li>銀行法上の他業禁止規制の趣旨は、銀行が銀行業以外の業務を営むことによる異種リスクの混入を防止する等の点にあること(監督指針V-3-1(1))。また、銀行グループの業務範囲規制についても、銀行の他業禁止の趣旨をグループ全体に及ぼし、グループ全体として銀行に対する規制に準じた取扱いとすること(同V-3-1(2))とされていることに鑑みれば、現地法令等遵守と管理態勢構築を前提として、海外子会社に認められている一部有価証券関連業務及び信託業務を海外支店に解禁することは、銀行法上の他業禁止規制の趣旨を必ずしも損なうものではないものと考えられる。</li> <li>仮に、銀行の本業業務あるいは財務等の健全性への影響に対する懸念が残るということであれば、例えば、自己資本の一定割合とする等の業量を限定した範囲内に留める等の条件付きであっても解禁をお願いしたい。業務範囲として全く否定されるものでなければ、クロス・マーケティングの実施や海外子銀行等の有価証券関連業務の代理・媒介を通じた参入により、本業業務等への影響を最小化した上での対応も可能。</li> </ul>	郵銀懇話会	金融庁	銀行が行うことのできる有価証券関連業務は、銀行法第10条第2項及び第11条に規定する業務に限られています。  銀行は、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条の認可を受けるとにより、信託業法第2条第1項に規定する信託業等を営むことができます。	銀行法第10条第2項及び第11条 金融商品取引法第33条第2項 銀行法第12条 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条	検討を予定	銀行法において銀行の業務範囲として認められていない業務等であって、銀行の海外支店において現地当局が認める業務を行うことの可否については、他業禁止の趣旨、競争力強化等の観点から慎重に検討していく必要があります。  なお、現行制度でも、銀行は金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条の認可を受けることにより、海外支店において信託業法第2条第1項に規定する信託業等を営むことができます。

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号(、)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。

- ：規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項
- ：再検討が必要(「」に該当するものを除く。)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
- ：再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

管理番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				規制改革会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	措置の分類	措置の概要(対応策)	
280115024	27年10月29日	27年11月18日	28年1月15日	金融グループ内における法人顧客情報共有に関する明示的な措置	<p>【制度の現状(現行規制の概要等)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ファイアウォール規制の見直しに伴い、銀行・証券会社間の顧客情報共有については、法人顧客情報共有のためのオプトアウト機会の提供による運営が可能となったが、金融グループ内での顧客情報共有については、必ずしもその取り扱いが明確でない。</li> <li>・また金融グループ内の顧客情報共有(銀行・証券会社間に限定せず)について、個人情報保護法にもとづき、共同利用が認められているが、法人情報においては共同利用に関する明確な決まりはなく、金融グループ内の顧客情報の共有に当たっても、原則顧客の同意を取得したうえでの対応となっている。</li> <li>・金融商品取引法や保険業法等により金融グループ内の顧客情報共有に関する規定が重層的に設けられており、顧客の多様なニーズに対応するための金融グループ内の顧客情報共有は十分にできない状況となっている。</li> </ul> <p>【具体的要望内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・多様化する顧客ニーズに的確に対応し顧客利便性の高いサービスを提供していくため、同一金融グループ内における法人顧客情報の共有について、共有された情報が金融グループ内に止まるとともに適切に管理され、利益相反等に対しても適切な管理態勢が構築されていることを前提として、原則自由とするよう明示的に措置願う。</li> </ul> <p>【要望理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・わが国金融機関は、顧客への質の高い総合金融サービスの提供を目的として、持株会社制度等を活用して、金融グループを形成できている。斯かる金融グループ内での協働を一層推進することは、顧客ニーズに沿った、より質の高い総合的な金融サービスを提供出来る点で、特に、法人顧客のペネフィットに資するものと考えられ、その為には、金融グループ内で法人顧客情報を共有することが極めて有用である。</li> <li>・一方、法人顧客情報の金融グループにおける情報共有は、有害な利益相反、優越的な地位の濫用、インサイダー取引等、顧客保護の観点で諸問題を生じ得る可能性があるといえる。但し、これらの諸問題は、必ずしも、情報共有のものに直接的に関係する問題ではなく、原則として、金融グループにおける内部管理態勢の整備や各種法令における規律によって対応されるべき問題と考えられる。</li> <li>・加えて、金融グループ内において共有した情報の利用範囲は、金融グループに対する業務範囲規制等により、金融関連分野に限定されている為、顧客にとっても予見可能な範囲である。</li> <li>・以上を踏まえ、最適な形で、顧客利便性と顧客保護のバランスを図るためには、顧客情報に係る適切な管理態勢が構築されていることを前提に、金融グループ内における法人顧客情報の共有について、原則自由とする明示的な措置が必要と考えられる。</li> <li>・そして、米国やEUにおいても、金融グループ内における法人顧客情報の共有について、特段の規制が無いことに鑑みれば、掛かる措置は、わが国金融・資本市場の国際金融センターとしての魅力を高めるうえでも有効であるといえる。</li> </ul>	都銀懇話会	金融庁	法人顧客情報のグループ内利用については、銀行法等、その取扱いに係る規定は設けられておりません。	-	その他	法人顧客情報のグループ内利用については、個々の企業間の契約に係る問題があることから、銀行法等、その取扱いに係る規定は設けられておりません。 なお、グループ内で法人顧客情報を共有する場合には、他の法令等を遵守するとともに、顧客保護に留意する必要があります。	
280115025	27年10月29日	27年11月18日	28年1月15日	都銀等による信託業務に係る規制緩和	<p>【制度の現状(現行規制の概要等)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現状、都銀本体、信託銀行子会社、信託代理店は、「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」により、併営業の一部である不動産売買・仲介等の不動産関連業務を行うことができない。</li> </ul> <p>【具体的要望内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・不動産売買の媒介、貸借の媒介・代理等の不動産関連業務等を、都銀本体、子会社、信託銀行子会社、信託代理店に解禁。</li> <li>・不動産取引一任代理等(宅地建物取引業第50条の2第1項)を都銀本体、子会社、信託銀行子会社に解禁。</li> </ul> <p>【要望理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一部の信託兼営金融機関は不動産業務を行っており、これらの金融機関において当該業務により、不動産仲介を行うとともに当該不動産取得資金を融資する事例もみられるが、経営の健全性が損なわれている状況にもなく、都銀本体、都銀子会社、信託銀行子会社および信託代理店に対して、併営業の一部を制限することの理論的根拠は不明確。また融資市場においては、公平な競争条件が形成されていない。</li> <li>・都銀または都銀子会社によるREIT運用会社設立、または買収を検討するも、宅地建物取引業、及び取引一任代理が解禁されないため、参入できない。都銀または都銀子会社によるREIT運用会社設立、または買収を実現させるためには、宅地建物取引業及び取引一任代理の解禁が必要不可欠。</li> <li>・顧客財産の総合運用管理サービスの充実を通じた顧客利便性の一段の向上のためには、不動産関連業務を含めた信託業務の解禁が不可欠。</li> <li>・都銀等の健全なプレーヤーの参入により、不動産市場の活性化、健全化が期待でき、ひいては日本経済の発展に寄与することが期待できる。顧客からは、信託兼営金融機関が行っている業務内容も鑑み、都銀等の顧客基盤・情報ネットワークに基づいた、信託兼営金融機関同様の不動産売買情報の提供を期待されている。</li> <li>・金融機関の財務及び業務の健全性確保については、バーゼルに基づき適切なオペレーショナルリスクの管理等により達成可能。媒介、取引一任代理等のみであり、宅地建物取引業、または取引一任代理が解禁されることで、都銀または都銀子会社自らが不動産自体をB/S上に保有することは考えていない。取り扱い対象を、一定規模を超えるもので、かつ銀行業務またはREIT運用業に関連する案件に限定することにより既存の不動産業者の事業基盤の侵害を最小限とすることは可能。</li> <li>・REIT運用会社設立にあたって、法規制を受けている業種は、都銀のみ、不動産会社、総合商社、旅館業者、小売業者、鉄道業者、電力会社、物流会社、証券会社、国内私営ファンド、外資ファンド等はREIT運用会社を有している。なお、信託兼営金融機関は、子会社としてREIT運用会社を有している事例がある。</li> </ul>	都銀懇話会	金融庁	一部の信託兼営金融機関を除き、不動産業務を行うことが禁止されています。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項</li> <li>・金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令第3条</li> <li>・金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則第3条第1項</li> </ul>	対応不可	銀行本体における不動産関連業務への参入については、他業を営むことによるリスクの遮断、銀行業務に専念すること等による銀行等の経営の健全性確保といった他業禁止の趣旨を踏まえる必要があり、直ちに措置することは困難です。	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号(、)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。

- ：規制改革会議の各ワーキング・グループで検討しての事項及び検討を予定している事項
- ：再検討が必要(「」に該当するものを除く。)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
- ：再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

管理番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果			規制改革会議における再検討項目	
								制度の現状	該当法令等	措置の分類		措置の概要(対応策)
280115026	27年10月29日	27年11月18日	28年1月15日	銀行グループにおける管理体制の効率化について	<p>【制度の現状(現行規制の概要等)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・持株会社の業務範囲は子会社に対する経営管理及びそれに付帯する業務に限定されている。</li> <li>・加えて、監督指針・マニュアルにおいては、形態に関わらずすべての銀行について各々でリスク管理態勢の整備等について実施することが求められており、グループ形態をとっている銀行グループ(銀行および銀行持株会社)においては機能の重複感が高い。</li> </ul> <p>【具体的要望内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子会社に対する経営管理及びそれに付帯する業務に限ることなく、グループ内の各エンティティにおける共通・重複業務などについて、持株会社がこれを統一的・一体的に実施することを容認していただきたい。</li> <li>・銀行グループにおいては、グループベースで法令等遵守、顧客保護管理態勢、統合リスク管理態勢等が十分充足されていることを前提に、各傘下銀行に当該機能を持たない形態を許容していただきたい。</li> </ul> <p>【要望理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・グループにおける重複業務の効率化と高度化</li> </ul>	都銀懇話会	金融庁	銀行持株会社は、銀行法上、子会社の経営管理及びそれに付帯する業務以外の業務を行うことはできません。(なお、監督指針と検査マニュアルは、こうした銀行法の規定等を基礎として、監督・検査の着眼点等を記載したものです。)	銀行法第52条の21第1項 監督指針 検査マニュアル	検討に着手	金融グループ内の共通・重複業務の集約等に関しては、金融審議会「金融グループを巡る制度のあり方に関するワーキング・グループ」において審議・検討を行っており、そうした議論の動向等を踏まえて適切かつ必要な対応を検討して参ります。	
280115027	27年10月29日	27年11月18日	28年1月15日	ネット決済ビジネスの高度化に向けた銀行グループによるECモール運営業務の解禁	<p>【制度の現状(現行規制の概要等)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・銀行法上、銀行・銀行持株会社及びその子会社・関連会社(以下、銀行グループ)が営むことができる業務として、電子商取引の場の提供(いわゆるECモール運営業務)は、認められていない。</li> </ul> <p>【具体的要望内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・銀行法上、上記業務を認めて頂きたい。</li> </ul> <p>【要望理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・近年、電子商取引の拡大に伴い、ネット決済サービスや販売・決済情報等を活用した融資サービスの提供機会が拡大しており、ECモールを営む事業会社では、ネット決済ビジネスへの参入が活発化している状況。</li> <li>・それら事業会社は、傘下の銀行やクレジットカード会社と連携して、電子商取引と決済サービスを一体的に提供することにより、消費者に対して購買プロセスから決済プロセスへのスムーズな移行を可能としているほか、最近では販売・決済情報等を活用した出店者(企業・個人事業主)等に対する新たな融資サービスの取組も開始している。</li> <li>・一方、銀行グループ側からは、現行法上、ECモール運営事業への参入が認められておらず、ECモールを営む会社に対して一定比率以上の出資を行うことも認められていない。そのため、銀行グループでは、電子商取引とネット決済サービスを組み合わせ新たな金融サービスの開発・提供が十分に行えていない状況。</li> <li>・ECモール運営業務は、ネット決済ビジネスと極めて親和性が高く、商取引の直接の相手方となる業務ではないため、伝統的な商業業務と比較してリスクも限定されている。また、諸外国をみても、米国では、銀行業務の一部である“Finder Activity”の一環として、銀行による“Virtual Mall”の運営が解釈上認められているところ。</li> <li>・潜在的な売り手・買い手の発掘、関心の有無に関する照会、売り手と買い手の引き合わせ、取引の場の提供、その他当事者自身による契約交渉および契約締結に資する行為)</li> <li>・わが国でも、銀行グループによるECモール運営業務が可能となれば、IT企業や事業会社等とも連携しつつ、銀行グループが永年蓄積してきたノウハウ・知見を活かすことで、消費者等に対して安心・安全で利便性の高いネット決済サービスの提供が可能となるため、当該業務の解禁を要望するもの。</li> </ul>	都銀懇話会	金融庁	ECモール運営業務は、銀行、銀行子会社又は銀行持株会社において行うことができます。	銀行法第10条第2項、第16条の2、第52条の23及び第52条の23の2、銀行法施行規則第17条の3、第34条の16及び第34条の19の3	検討に着手	金融グループにおける業務範囲のあり方等に関しては、ご提案のような事項も含め、金融審議会「金融グループを巡る制度のあり方に関するワーキング・グループ」において審議・検討を行っており、そうした議論の動向等を踏まえて必要な対応を検討して参ります。	
280115028	27年10月29日	27年11月18日	28年1月15日	オープン・イノベーション促進に向けた業務範囲規制における個別認可制度の導入	<p>【制度の現状(現行規制の概要等)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現行法上、銀行及び銀行持株会社の子会社・関連会社(以下、子会社等)の業務範囲は、限定列挙方式とされており、銀行及び銀行持株会社は当該限定列挙された業務以外の業務を営む会社を子会社等とすることができない(銀行法16条の2第1項柱書、52条の23第1項柱書)。</li> </ul> <p>【具体的要望内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・米国の金融持株会社(FHC)の業務範囲規制を参考に、わが国でも、銀行業務との補完性、シナジーが期待される業務を営む会社については、当局の個別認可の下、柔軟に子会社等とすることを可能とする個別認可制度を導入して頂きたい。</li> </ul> <p>【要望理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・金融業界における世界的なオープン・イノベーションの流れを踏まえ、今後、邦銀でも決済高度化等の観点からベンチャー企業等への出資を検討する局面が増えてくると考えられるが、出資検討先は会社の全ての業務が銀行法で限定列挙された業務に該当するとは限らず、仮に該当しない場合は一定比率以上の出資を行うことが出来ないこととなる。</li> <li>・一方、米国では、金融持株会社(FHC)に対し、「本源的金融業務またはそれに付随する業務」や「金融業務を補完する業務」を営む会社を、当局の個別命令や認可等の下、柔軟に子会社等とすることが認められているほか、欧州でも、業種に関係なく(一般事業会社の議決権を原則として100%まで取得・保有することが認められている(ただし、一般事業会社の株式の保有額については、自己資本比率規制上、一定の制約あり)。</li> <li>・わが国でも、銀行の健全性に及ぼす影響に配慮しつつ、銀行業務との補完性、シナジーが期待される業務を柔軟に認める枠組みとして、当局が、当該業務のリスクの性質や大きさ、銀行業とのシナジーの有無などを個別に検証して認可する制度(個別認可制度)を導入して頂きたい。</li> </ul>	都銀懇話会	金融庁	銀行又は銀行持株会社の子会社の業務範囲は、法令において規定されている業務に限られています。	銀行法第16条の2、第52条の23及び第52条の23の2、銀行法施行規則第17条の3、第34条の16及び第34条の19の3	検討に着手	金融グループにおける業務範囲のあり方等に関しては、ご提案のような事項も含め、金融審議会「金融グループを巡る制度のあり方に関するワーキング・グループ」において審議・検討を行っており、そうした議論の動向等を踏まえて必要な対応を検討して参ります。	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号(、)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。

- ：規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項
- ：再検討が必要(「」に該当するものを除く。)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
- ：再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

管理番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果			規制改革会議における再検討項目	
								制度の現状	該当法令等	措置の分類		措置の概要(対応策)
280115029	27年10月29日	27年11月18日	28年1月15日	決済業務等の銀行間協働促進に向けた収入依存度規制の緩和及び従属業務の範囲拡大	<p>【制度の現状(現行規制の概要等)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・従属業務を営む子会社(以下、従属業務子会社)における収入依存度規制(金融庁告示34号)</li> <li>・従属業務子会社は、以下のいずれかを満たさなければならない。 親銀行又はその子会社等(以下、親銀行グループ)からの収入が従属業務各号毎に「総収入の50%以上」</li> <li>・銀行に係る集団(以下、複数の銀行グループ)からの収入が従属業務各号毎に「総収入の90%以上」</li> <li>・従属業務の定義(銀行法16条の2第1項11号)</li> <li>・従属業務を営む子会社は、従属業務を専ら営む会社(但し、金融関連業務については兼営が可能)とされ、当該業務以外の業務を一切営むことが出来ない(11号注書)。</li> <li>・従属業務の範囲は限定列举方式とされており、当該限定列举された業務として「従属業務に付随する業務」は認められていない(同法施行規則17条の3第1項)。</li> </ul> <p>【具体的要請内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・収入依存度条件の引下げをお願いしたい。</li> <li>・従属業務の範囲に、「従属業務に付随する業務」を追加頂きたい。</li> </ul> <p>【要望理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事務関連業務については、銀行により独自の強み・弱みがあること、規模の経済性が働くことに鑑みれば、今後、銀行グループ間で決済関連事務の受委託や従属業務子会社同士の統合等による合理化等を図る動きが活発化してくる可能性がある。</li> <li>一方、現行法の下では、ある銀行グループの従属業務子会社(例えば当初の親銀行グループからの収入依存度が90%が他の銀行グループから新たに事務を受託しようとする、その受託規模によっては収入依存度の下限が50%から90%に引き上げられるため、そうした事務関連業務の合理化等の妨げとなる。</li> <li>また、事務受託に際しては、顧客の利便性向上、決済関連業務の高度化等を図る観点から、従属業務に付随する付加的なサービスの提供も考えられるが、現行法の下では、当該サービスの提供が認められていないため、各銀行の創意工夫を凝らした取組の妨げとなっている。</li> </ul>	都銀懇話会	金融庁	銀行又は銀行持株会社の子会社として認められる従属業務会社については、当該銀行又は当該銀行持株会社の子会社その他これに類する者からの収入の合計が総収入の50%以上、又は銀行・銀行持株会社グループと他の金融機関グループからの収入の合計が総収入の90%以上でなければなりません。また、従属業務に付随する業務は、従属業務会社において行うことができません。	銀行法第16条の2、銀行法施行規則第17条の3及び第34条の16第3項、金融庁告示第34号第2条及び第7条	検討に着手	金融グループにおける業務範囲のあり方等に関しては、ご提案のような事項も含め、金融審議会「金融グループを巡る制度のあり方に関するワーキング・グループ」において審議・検討を行っており、そうした議論の動向等を踏まえて必要な対応を検討して参ります。	
280115030	27年10月29日	27年11月18日	28年1月15日	海外における銀行代理業務の委託の規制緩和	<p>【制度の現状(現行規制の概要等)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・銀行法第8条3項の規定により、預金又は定期積金等の受入れを内容とする契約の締結の代理又は媒介、資金の貸付け又は手形の割引を内容とする契約の締結の代理又は媒介、為替取引を内容とする契約の締結の代理又は媒介を外国において委託する旨の契約の締結をしようとするときは銀行が認可を受けなくてはならない。</li> </ul> <p>【具体的要請内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・委託先が海外子銀行に対するものを認可から届出への緩和、あるいは原則自由とする検討をお願いしたい。</li> </ul> <p>【要望理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・海外子銀行は、現地規制もしくは戦略的理由により子銀行(現法)の形態での事業展開を行っているも、あくまでも銀行本体のガバナンス下にある子会社である。かつ、銀行法第16条7項に規定される銀行業を営む外国の会社として、会社の体制を含め審査・認可を受けている。</li> <li>・この点、海外子銀行は、認可制とすることによってのみ委託先としての適格性( )の審査が可能となり、邦銀の健全性確保を担保する機会を有することとなる本来規制対象とされるべき一般的な外国企業とは異なる。</li> <li>・(委託された業務を遂行するために必要と認められる財産的基礎を有する者、人的構成等に照らして、委託業務を的確、公正かつ効率的に遂行するために必要な能力を有し、かつ、社会的信用を有する者、他に業務を営むことによりその委託業務を適正かつ確実に営むことにつき支障を及ぼすおそれがあると認められないものであること、当該申請をした銀行が委託業務の健全かつ適切な運営を確保するための措置を講ずることができること等。)</li> <li>・従って、委託先が海外子銀行に対するものの場合、認可から届出への緩和、あるいは原則自由とした場合であっても、認可による委託先の実態の把握を通じた邦銀の健全性確保という銀行法第8条3項の趣旨を必ずしも損なうものではないと解される。</li> <li>・クロスボーダーローンやオフショア市場調達等、顧客が国境を越えた財務戦略を活発化させる中、グループ全体としてグローバルな協働の必要性も増しており、機動的な対応に資するサポートとして検討いただきたい。</li> </ul>	都銀懇話会	金融庁	銀行が銀行法第2条第14項各号に掲げる行為を外国において委託する旨の契約の締結をしようとするときは、銀行法第8条3項の認可を受ける必要があります。	銀行法第8条3項、銀行法施行規則第10条	検討を予定	現状では、銀行が外国において銀行代理業務を委託する場合における認可と、当該銀行が、子会社対象銀行等を子会社とする場合における認可があり、趣旨は異なっているものの、2度の認可が必要となっているところ、邦銀の外国子銀行に対して銀行法第2条第14項各号に掲げる行為を委託することについて、諸外国における銀行業務の委託に係る制度等を調査しつつ、その認可の必要性について検討します。	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号(、)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。

- ：規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項
- ：再検討が必要(「」に該当するものを除く。)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
- ：再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

管理番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果			規制改革会議における再検討項目	
								制度の現状	該当法令等	措置の分類		措置の概要(対応策)
280115031	27年10月29日	27年11月18日	28年1月15日	銀行子会社におけるVANデータ処理業務等の業務範囲拡大	<p>【制度の現状(現行規制の概要等)】 ・金融関連業務として、銀行子会社のVAN事業に関する業務の範囲は、銀行法施行規則に定められている。 ・具体的には、事業者(銀行G外の企業)に対する業務として、銀行法施行規則第17条の3第2項(18)および(18)の2において、「事業者の財務」に関する範囲と定められている。 ・同様に、対象業務としては、銀行法施行規則第17条の3第2項(18)において、「データ処理を行う業務」、並びに「データの伝送役務を提供する業務」が、同法施行規則第17条の3第2項(18)の2において、「電子計算機のプログラム作成もしくは販売を行う業務」、並びに「電子計算機のプログラム作成もしくは販売を行う業務に付随する計算受託業務」が、同法施行規則第17条の3第2項(39)において、「前各号に掲げる業務に附帯する業務」が、それぞれ定められている。</p> <p>【具体的要望内容】 ・事業者(銀行G外の企業)に対する業務については、その範囲を「事業者の財務」から「事業者の財務および人事関連業務」としていただきたい。 ・また、対象業務としては、「事業者の財務および人事関連業務」に限定したうえで、銀行法施行規則第17条の3第2項(18)の2において規定されている「電子計算機のプログラム作成もしくは販売を行う業務」に付随する計算受託業務に加えて、「電子計算機のプログラム作成もしくは販売を行う業務」に付随するオペレーション等の業務運用代行を追加していただきたい。</p> <p>【要望理由】 ・給与計算関連業務は「財務に関するデータ処理」として銀行子会社で実施できるが、実務上は人事管理システムと給与計算業務は不可分であり、実際に給与計算サービスを利用している顧客の一部では、両機能を一体化した人事関連業務全体のサービス提供を求められている。 ・また、事業者(銀行G外の企業)へのニーズヒアリングにおいては、プログラム作成もしくは販売における業務において、計算受託業務だけでなく(業務全体を運用代行するアウトソーシングニーズも顕在化している。</p>	都銀懇話会	金融庁	銀行の子会社は、主として金融機関の業務に関するデータ又は事業者の財務に関するデータ処理業務等、金融機関の業務又は事業者の財務に関する電子計算機プログラムの作成若しくは販売業務及び計算受託業務を行うことができます。 また、事業者の財務に関するデータ処理業務、電子計算プログラムの作成等には、企業の資金、経理に関連したもの(受・発注業務、売掛・買掛債権管理業務等資金決済に関するものほか、会計、税務、資金運用等に関するデータ処理等も取り扱うことができます。	銀行法第16条の2 銀行法施行規則第17条の3第2項第18号、第18号の2 主要行等向けの総合的な監督指針 - 3 - 3 - 1	現行制度下で対応可能 現行制度下で対応可能	銀行の子会社の業務範囲については、VAN業務のほか、これに附帯する業務について認められているところです。このため、VAN業務及びそれに附帯する業務であるか否かについては、その業務内容の実態に応じて個別に判断すべきものと考えます。	
280115032	27年10月29日	27年11月18日	28年1月15日	リース子会社のオペレーティングリースに係る収入制限の撤廃又は緩和	<p>【制度の現状(現行規制の概要等)】 ・銀行又は銀行持株会社のリース子会社は、ファイナンスリースに係る収入を、リース業務等に係る収入合計(以下、総収入)の50%以上としなければならない(銀行法施行規則第17条の3第2項第11号、平成10年金融監督庁・大蔵省告示第9号第2条)。 ・そのため、当該子会社におけるオペレーティングリースに係る収入はリース物件の売却収入等と合算して、総収入の50%未満に制限される。</p> <p>【具体的要望内容】 ・リース子会社のオペレーティングリースに係る収入制限の撤廃又は緩和をご検討頂きたい。</p> <p>【要望理由】 ・リースの条件は、顧客の要望に応じて、設定しているが、現行法下において、オペレーティングリースは、収入制限に抵触しないよう抑制的に取組む必要がある。従って、銀行法の規制を受けるリース会社においては、顧客ニーズに沿った柔軟なリース条件の設定が困難。 ・例えば、医療・介護機器等、契約時に利用期間の見込みが立たない機材や、陳腐化の激しい半導体製造装置等のリースでは、中途解約権付与の潜在的なニーズが大きいのと思われるが、現状、収入制限の範囲内では取組が出来ない状況。 ・顧客のニーズに柔軟に対応するためには、本規制の撤廃又は緩和が必要。また、独立系リース会社との競争条件のイコールフットingの確保の観点からも、本規制の撤廃又は緩和は必要と考える。 ・リース子会社には、現行規制下でもオペレーティングリースは認められている為、物件の保有リスクを管理する態勢やノウハウも蓄積出来ている。また、本規制の撤廃、緩和に伴う物件保有リスク等の増加については、相応の財務体力がある銀行の子会社に限定することや、銀行持株会社の子会社(銀行の兄弟会社)に限定することなどによって、対応可能と考える。</p>	都銀懇話会	金融庁	銀行又は銀行持株会社のリース子会社は、ファイナンスリースに係る収入が、リース業務に係る収入の総収入の50%以上であることの要件を満たす必要があります。	銀行法第16条の2 銀行法施行規則第17条の3第2項第11号 金融監督庁・大蔵省告示第9号第2条	対応不可	ファイナンス・リース以外のオペレーティング・リースについては、いわゆるレンタルも含め、様々な形態があり、銀行業務との機能的な親近性やリスクの同質性の確保の観点から措置することは困難です。	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号(、)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。

- ：規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項
- ：再検討が必要(「」に該当するもの除く。)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
- ：再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

管理番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果			規制改革会議における再検討項目		
								制度の現状	該当法令等	措置の分類		措置の概要(対応策)	
280115033	27年10月29日	27年11月18日	28年1月15日	銀行代理業者の主たる兼業業務の要件緩和	<p>【制度の現状(現行規制の概要等)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>貸付等を主たる業務とする者が貸付の代理または媒介を行うことは原則不可とされ、預金等担保貸付の代理または媒介に限り可とされている(銀行法施行規則34条の37第7号、「主要行等向け総合的な監督指針」-3-2-2-4及び別紙6)。</li> </ul> <p>【具体的要望内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>主たる兼業業務の内容が資金の貸付け、手形の割引、債務の保証または手形の引受その他の信用の供与を行う業務、である者(すなわち貸金業者・クレジット業者・保証業者)についても、所属銀行と銀行代理業者の間の利益相反行為等が生じる恐れが僅少と認められる一定の場合は、預金等担保貸付以外の貸付の媒介を認めていただきたい。</li> </ul> <p>【要望理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>金融グループ内のカード会社、貸金業者(以下、「貸付等を主たる業務とする者」)等において貸出対象としない顧客(例えばカード加盟店や貸金業者が兼業する他の業務の顧客)から借入の申出があった場合、当該「貸付等を主たる業務とする者」等による貸出の媒介が可能になれば、所属銀行のチャネルの多様化につながるほか、顧客利便性の向上にも資すると考えられる。</li> <li>現行法が「貸付等を主たる業務とする者」等による預金等担保貸付以外の貸付の媒介を原則として禁止している趣旨は、所属銀行と銀行代理業者の利益が相反することを防止するものであると考えられるところ、例えば、所属銀行と銀行代理業者が親子関係や銀行持株会社傘下の兄弟会社関係にあるなど、構造的に利益相反が生じるおそれが低い関係にあって、かつ、当該銀行代理業者が借入の申出をWEBなどの非対面に限定して受け付け、審査に関与しない場合は、斯かる利益相反が生じるおそれは低いと考えられる。</li> <li>そのため、顧客ニーズや顧客利便性に鑑み、上記等の一定の条件を満たして利益相反行為が生じるおそれが僅少な場合は、「貸付等を主たる業務とする者」等による銀行代理業務として貸付の媒介を認めて頂きたい。</li> </ul>	都銀懇話会	金融庁	銀行法第52条の36	銀行法施行規則第34条の37第6号、第7号	銀行法第52条の36	銀行法施行規則第34条の37第6号、第7号	銀行代理業者の主たる兼業業務が資金の貸付けの場合、例えば、顧客が銀行から融資を受け、その借入金をそのまま貸金業者へ返済するとすると、利益相反の弊害が生じる可能性があることから、このような規制が課せられているところです。このため、利益相反防止の観点から、当該要件は撤廃することは困難です。	対応不可
280115034	27年10月29日	27年11月18日	28年1月15日	システム開発等に関する労働者派遣事業を金融関連業務として認定	<p>【制度の現状(現行規制の概要等)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>銀行持株会社の子会社等によるシステム開発・情報処理業務は金融関連業務とされている。(銀行法52条の23第1項10号イ、銀行法施行規則第17条の3第2項第18号および16号の2)</li> <li>銀行持株会社の子会社等による労働者派遣事業は従属業務とされている。(銀行法52条の23第1項10号イ、銀行法施行規則第34条の16第3項第16号)</li> <li>上記の従属業務を営む会社は、以下二つの要件を満たさなければならない。(金融庁告示第34号第7条第1項各号) <ul style="list-style-type: none"> <li>当該銀行持株会社の銀行持株会社集団(銀行持株会社及びその子会社等)からの収入の割合が総収入の百分の五を下回らないこと</li> <li>当該銀行持株会社の銀行持株会社集団に属する銀行又は特定子銀行若しくは銀行持株特定子銀行のいずれかからの収入があること</li> </ul> </li> </ul> <p>【具体的要望内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>システム開発・情報処理業務を営む銀行持株会社の子会社等が、「技術者を派遣してシステム開発等のサービスを提供する業務を、システム開発・情報処理業務の一形態もしくは同業務に附帯する業務として認めて頂きたい。</li> </ul> <p>【要望理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>システム開発・情報処理会社がシステム開発等のサービスを提供する方法として、システム開発等を自社で受託する方法と「技術者を派遣し先方にてシステム開発等を行う方法」の2つの類型が存在する。大手を含む多くの企業が、顧客ニーズに応じて、1つの類型を柔軟に使い分けてサービス提供できる体制を整えており、システム開発等を目的とした「技術者の派遣業務は、システム開発・情報処理業務と密接不可分な関係にある状況。</li> <li>システム開発・情報処理業務を営む銀行持株会社の子会社等にも、こうした顧客ニーズが寄せられており、上記業界の状況に鑑み、当該子会社等による、他の銀行や一般事業会社への「技術者の派遣業務を、金融関連業務(システム開発・情報処理の受託)もしくは同業務に附帯する業務と整理頂きたい」を要望するもの。</li> <li>また、わが国においても、「金融」と「IT」を融合した「フィンテック」サービスの進化、浸透が重要であるなか、銀行持株会社の子会社等が一般事業会社等へ「フィンテック」技術者を提供・派遣可能とすることは、金融サービスの高度化に資すると考えるもの。</li> </ul>	都銀懇話会	金融庁	銀行法第16条の2第2項	銀行法施行規則第17条の3第1項第16号、第2項	銀行法第16条の2第2項	銀行法施行規則第17条の3第1項第16号、第2項	労働派遣事業が従属業務として認められているのは、その業務が金融ではないものの、グループ経営の効率化の観点から認められているものであり、異業種リスクの排除等の観点から金融関連業務として措置をすることは困難です。	対応不可

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号(、)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。  
 ・規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項  
 ・再検討が必要(「」に該当するものを除く。)と判断し、規制シートの作成対象とする事項  
 ・再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

管理番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果			規制改革会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	措置の分類	
280115035	27年10月29日	27年11月18日	28年1月15日	銀行グループにおけるマーチャントバンキング業務の拡大及び議決権取得規制に係る運用基準の緩和・明確化	<p>【制度の現状(現行規制の概要等)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>銀行及び銀行持株会社は、子会社対象会社以外の子会社を子会社としてはならない(銀行法第16条の2、同法第52条の23)。</li> <li>銀行とその子会社は、国内の会社(子会社対象会社を除く)について、合算して、5%超の議決権を取得・保有することが禁止されている(銀行法第16条の3、銀行法第11条第1項)。</li> <li>銀行持株会社とその子会社は、国内の会社(子会社対象会社を除く)について、合算して、15%超の議決権を取得・保有することが禁止されている(銀行法第52条の24)。</li> <li>銀行の特定子法人等及び特定関連法人等の業務の範囲については、子会社対象会社の置くことができる業務の範囲内であることが求められている(主要向け総合的な監督指針「-3-3-1(3)、銀行法第12条)。</li> <li>例として、代物弁済・担保権実行や、合理的な再建計画に基づく取得は許容されているが、銀行による能動的な株式取得を是認するものではなく、1年を超えて過半数を超える議決権を保有し続けることは許されていない(銀行法第16条の3第2項、第52条の24第2項)。</li> </ul> <p>【具体的要項内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>銀行の子会社及び銀行持株会社の子会社によるマーチャントバンキング業務(投資家への販売又は自己の資産運用のために、一般事業会社の株式等を持株比率の制限なく保有すること)について、想定される懸念(他業禁止の制度趣旨との非整合、株式持合いの復活、銀行グループによる産業支配等)に対する適切な措置を検討のうえで、大幅に拡充されたい。</li> <li>銀行等による議決権取得規制に係る行政上の取扱について、独占禁止法に關しても、銀行法同様、銀行等が超過保有の事実を知った時点等を基準として、超過保有期間を計算する取扱を認めていただきたい。</li> </ul> <p>【要望理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成19年12月の金融審議会第二部会報告において、「地域密着型金融の一層の推進等の観点から、ベンチャービジネスの育成、企業再生(地域再生)等の分野を念頭に、議決権保有制限の例外措置の拡充を検討すべき」とされ、マーチャントバンキング業務の一定の拡充が実現する方向となった。</li> <li>一方、同報告では「他業禁止、議決権保有制限等の現行規制の本来の趣旨を踏まえて整理し、必要があり、引き続き検討していくことが適当」とされ、制度整備は当面見送られることとなった。</li> <li>近年、事業承継や事業再編、M&amp;A等の機運が高まる中、金融機関に対しては、一時的なエウイティ保有を通じた買収の円滑化等を含む経営課題の解決や、総合的なファイナンスの提案等が求められているが、マーチャントバンキング業務の大幅な拡充は、企業サイドの経営革新にも大きく貢献すると同時に株式投資によるキャピタルゲインの獲得手法の多様化にもつながり、国際競争力強化の観点からも、大きな効果があると考えられる。</li> <li>マーチャントバンキング業務の大幅な拡充に伴って生じる可能性がある懸念(他業禁止の制度趣旨との非整合、株式持合いの復活、銀行グループによる産業支配等)については、既存の規制(株式保有制限規制、優越的地位の濫用に係る規制等)および追加の手当て(例えば、米国と同様に、投資上限額の設定、日常的な経営関与の制限、投資期間の制限等)を講じることで、対処可能と考えられる。</li> <li>一方、銀行等の出資先が自己株式取得を行ったことにより、議決権の総数が減少し、反射的に銀行等が保有する議決権割合が高まった結果、銀行等が知らない間に、出資先の基準議決権数の超過保有に至る場合がある。特に、非上場企業の場合、自己株式取得について開示しないことが多く、そうした事態となる可能性が高い。</li> <li>この点、銀行法では、行政上の取扱として、別紙様式にて、銀行等が超過保有の事実を知った時点等を基準として、超過保有期間を計算する取扱を示しているが、独占禁止法については、銀行等の認識の有無に関わらず、「超過日」を起算日とするなど、確定的な取扱がなされている。</li> <li>独占禁止法における議決権取得制限については、ケースによっては実務との相当の乖離が生じるものとなっているため、銀行法同様、銀行等が超過保有の事実を知った時点等を基準として、超過保有期間を計算する取扱を認めていただきたい。</li> </ul>	都銀懇話会	金融庁公正取引委員会	<p>【金融庁】</p> <p>銀行等の一般事業会社の議決権の保有については、上限規制(銀行本体とその子会社で合算5%以下、銀行持株会社とその子会社の合算で15%以下)が課せられています。</p> <p>【公正取引委員会】</p> <p>「独占禁止法第11条第1項では、銀行業又は保険業を営む会社が他の国内の会社の議決権をその総株主の議決権の100分の5(保険業を営む会社においては、100分の10)を超えて有することとなる場合における議決権の取得又は保有を規制しています。</p> <p>「同条第2項では、担保権の行使により株式を取得又は所有すること等の事由により、他の国内の会社の議決権をその総株主の議決権の100分の5を超えて有することとなった日から1年を超えて当該議決権を保有しようとするときは、あらかじめ公正取引委員会の認可を受けなければならない」と定められています。</p>	<p>【金融庁】</p> <p>銀行法第16条の2、第16条の3、第52条の23、第52条の24</p> <p>主要向け総合的な監督指針「-3-3-1(3)」</p> <p>【公正取引委員会】</p> <p>独占禁止法第11条</p>	<p>【金融庁】</p> <p>対応不可</p> <p>【公正取引委員会】</p> <p>対応不可</p>	<p>【金融庁】</p> <p>銀行等による議決権保有規制については、金融審議会「金融システム安定等に関する銀行規制等の在り方に関するワーキング・グループ」報告書「金融システム安定等に関する銀行規制等の見直しについて」(金融審議会金融分科会、平成25年2月27日)において、「議決権保有制限の上限は、銀行の健全性確保の観点から原則5%を維持しつつ、地域経済の再活性化や企業の再生に資する効果が見込めるもの等に限定して緩和する」とことされ、平成26年4月1日より緩和措置が取られたところであり、現時点においてマーチャントバンキング業務を銀行等に認めることは困難です。</p> <p>【公正取引委員会】</p> <p>「独占禁止法の議決権保有規制については、平成25年1月11日の閣議決定(日本経済再生に向けた緊急経済対策)等により、金融庁における「金融システム安定等に関する銀行規制等の在り方」に関する議論等に基づき(出資規制に係る措置)に関して検討を行い、当該措置の実施時までに必要な措置を講じることとされていたところ、独占禁止法の議決権保有規制の目的(事業支配力の過度の集中の防止等)の観点から検討を行った結果、平成26年4月1日より緩和措置が取られたところです。このため、マーチャントバンキング業務については措置困難です。</p> <p>「出資先の自己株式取得により他の国内の会社の議決権をその総株主の議決権の100分の5を超えて有することとなった場合、議決権が100分の5を超えて有することとなったことを直ちに把握することが困難な場合があることも踏まえ、他の国内の会社の議決権をその総株主の議決権の100分の5を超えて有することとなった日、から直ちに認可を必要とはおらず、当該日から1年以内は、公正取引委員会の認可を要せず当該議決権を保有することができることとなっています。また、独占禁止法第11条第2項が規定する「他の国内の会社の議決権をその総株主の議決権の100分の5を超えて有することとなった日」とは、当該会社の自己株式取得等により当該会社の議決権をその総株主の議決権の100分の5を超えて保有した日と解すべきものと考えます。</p>

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号(、)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。  
 :規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項  
 :再検討が必要(「」に該当するもの除く。)と判断し、規制シートの作成対象とする事項  
 :再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

管理番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果			規制改革会議における再検討項目	
								制度の現状	該当法令等	措置の分類		措置の概要(対応策)
280115036	27年10月29日	27年11月18日	28年1月15日	デビットカードを活用したキャッシュアウトサービスの規制の明確化	【制度の現状(現行規制の概要等)】 ・現在、デビットカードを活用したキャッシュアウトサービス(加盟店店頭にて現金が受取れるサービス)については、法的な整理が必ずしも明確ではなく、わが国においては、サービスの提供がなされていない。 【具体的要望内容】 ・キャッシュアウトサービスを提供するにあたり、銀行法第12条の2第2項に定める「その他の健全かつ適切な運営を確保するための措置、の一環として、銀行法施行規則の改正により、デビットカードによるキャッシュアウトサービスを実施するに当たって加盟店銀行(加盟店と契約する幹事金融機関)が取るべき措置及び加盟店銀行が加盟店に対して求めるべき措置を規定して、その実施方法の明確化をはかることを願う。」「 ・具体的な規制内容(案) > ・加盟店銀行が直接加盟店を管理、直接加盟店を通じて間接加盟店(直接加盟店と契約する加盟店)を管理。 ・上記管理において、情報セキュリティ体制の確保のため、日本電子決済推進機構のガイドラインを遵守させる。 ・加盟店銀行が定める取扱金額の上限の範囲内で各加盟店が取扱の上限金額を決める。 ・キャッシュアウトサービスの提供に必要な体制を確保するよう加盟店銀行が指導する。 ・加盟店に対して、キャッシュアウトする金額を顧客とともに確認するよう指導する。 【要望理由】 ・欧米等では一般的なサービスとして提供されているキャッシュアウトサービスについて、現状わが国では法的な整理が明確ではないこともあり、当該サービスが提供されていない。 ・現在、加盟店からキャッシュアウトサービスを行いたいとの要望があり、具体的にサービス開始に向けて検討中。 ・加盟店にとっては、デビットカードのショッピングの利用に付随して少額の現金を手渡すことが可能となり、来店者の利便性が向上する。 ・利用者の面からも、過去に実施したアンケート(サンプル数500名)において、キャッシュアウトサービスの利用意向を確認したところ、約50%の人が「利用したい/便利だと思う」と回答しており、顧客の利用意向も相応にある。 ・加盟店・利用者双方において高いニーズが確認できることから、銀行法施行規則の規制の下で、本サービスの提供を可能としたいもの。	都銀懇話会	金融庁	事業会社は、銀行代理業者の許可を得れば、キャッシュアウトサービスを行うことができます。		検討を予定	平成27年金融審議会「決済業務等の高度化に関するスタディ・グループ、中間整理(平成27年4月28日公表)において、「銀行と銀行サービスの利用者の間に立って、両者を介在するサービスが拡大し、当該サービスに関連してトラブルが発生する場合には、利用者保護をどのように図るか」といった課題を生じる可能性がある。」「様々なプレーヤーが参入し、サービスの種類も拡大する中、適正な利用者保護等を図るための枠組みについて検討していく必要がある。」「利便性を考慮しつつも、幅広い関係者が情報セキュリティ対策を推進していくための方策が重要。等との指摘がされているところ、これらの議論を踏まえてキャッシュアウトサービスの在り方について検討します。	
280115039	27年10月29日	27年11月18日	28年1月15日	店舗の営業日、営業時間の柔軟化	【制度の現状(現行規制の概要等)】 ・銀行法上、銀行の休日は、「日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、十二月三十一日から翌年の一月三日までの日、土曜日」とされており、その他「銀行の営業所の設置場所の特殊事情その他の事情により、当該営業所の休日としても業務の健全かつ適切な運営を妨げるおそれがないものとして当該営業所につき金融庁長官が承認した日」については個別に休日とすることができるとされている。 ・また、営業時間について「午前九時から午後三時まで」とされており、これを短縮する場合は「当該営業所の所在地又は設置場所の特殊事情その他の事情により必要がある場合、」当該営業所の顧客の利便を著しく損なわない場合、」当該営業所が当座預金業務を営んでいない場合、にのみ営業時間の変更を行うことができるとされている。 【具体的要望内容】 ・当座預金業務を行わない営業所について、店頭掲示等による顧客周知を徹底することを前提に、休日および営業時間について柔軟な対応を許容したい。 【要望理由】 ・従来にはないネット銀行や、ネット支店等が顧客に浸透してきており、営業時間の概念が従来から変化している。また、今後Fintechの進展により従来型の店舗にとられないさまざまなチャネル展開が想定される。 ・顧客のライフスタイルや価値観は多様化していることに加え、アベノミクスの影響もあり「貯蓄から投資へ」と顧客の運用スタイルが変化している。 ・特に平日に会えない現役層の休日や時間外における運用相談等のニーズが増加している。 ・反面で銀行の人員やインフラにも限りがあり、平日に会えない現役層のニーズに対応しきれない。 ・当座預金以外の固有業務、サービスについては自動機等により顧客利便性を損なわない体制が構築されている。 ・具体的には、これらの顧客ニーズに対応すべく、有人店舗において9時から15時に相当する6時間以上の営業時間を確保しつつ、例えば12時から18時、14時から20時等の営業時間とすることや、土日営業を行う代替として平日の一部を休業とする等、有人店舗の立地条件に則した営業形態を機動的に行うことを、(顧客周知を十分に実施することを前提に)許容したい。	都銀懇話会	金融庁	銀行の休日は、日曜日、祝日、12月31日から翌年の1月3日まで及び土曜日となります。他方、銀行の営業所の設置場所の特殊事情等により、当該営業所の休日としても業務の健全かつ適切な運営を妨げるおそれがない場合に、金融庁の承認により、休日とすることができます。 銀行の営業時間については、午前9時から午後3時までとなっています。他方、営業所の休日においても、当該営業所の設置場所の特殊事情等により、顧客の利便性を損なわず、また、当座預金業務を行っていない場合においては、当該営業所の店頭に掲示することにより、変更することができます。 なお、休日営業及び営業時間の延長については、要件無く行うことができません。	銀行法第15条 銀行法施行令第5条第2項第2号、第3項 銀行法施行規則第15条、第16条	現行制度上で対応可能	銀行の休日については、法定された休日(以下「法定休日、という。)以外を休日にする場合、営業所の設置場所等の特殊事情等により、当該営業所が法定休日以外の日を休日としても、顧客の利便性を損なわず、また、当座預金業務を営んでいない等、業務の健全かつ適切な運営を妨げるおそれがないとして当庁が承認した場合は、法定休日以外の日を休日とすることができます。 また、銀行の営業時間についても、営業所の設置場所等の特殊事情等により、当該営業所が法定された営業時間(以下「法定営業時間」という。)以外の時間を営業時間としても、当座預金業務を行っていない等、業務の健全かつ適切な運営を妨げるおそれがない場合は、法定営業時間以外の時間を営業時間とすることができます。 なお、休日、営業時間ともに、変更する旨を営業所の店頭に掲示する必要があります。	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号(、)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。  
 :規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項  
 :再検討が必要(「」に該当するものを除く。)と判断し、規制シートの作成対象とする事項  
 :再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

管理番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果			規制改革会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	措置の分類	
280115041	27年10月29日	27年11月18日	28年1月15日	貸金業法の規制緩和による特定融資枠契約締結の許可・円滑化	【制度の現状(現行規制の概要等)】 ・特定融資枠契約に関する法律(以下「特定融資枠法」)第2条に定める手数料は、同法第3条により利息制限法第3条及び第6条並びに出資の受入れ、預かり金及び金利等の取扱いに関する法律(以下「出資法」)第5条の4第4項の適用が除外される(=みなし利息等に含まれない)。 ・一方、特定融資枠契約上の貸主が貸金業法第2条第2項に定める貸金業者(以下「貸金業者」)である場合は、貸金業法第12条の8第2項の規定により当該手数料がみなし利息に含まれ、利息制限法第1条に定める利息制限の適用を受けることとされている。 【具体的要望内容】 ・特定融資枠契約に基づき貸金業者が受領する同法第2条に定める手数料(コミットメントフィー)のうち、銀行等が組成するシンジケートの貸出人として配分を受けるものについては、貸金業法第12条の8第2項のみなし利息から除外していただきたい。 【要望理由】 ・現在、企業の短期資金調達手段又は流動性確保手段として広くコミットメントライン及び長期資金調達手段としてのコミット型チームローン(コミットメントラインと異なりリボルビングせず、又、長期資金の借入が可能なコミット期間付の証書貸付)という手法が認知されているところ、かかる普及には特定融資枠法の専与するところが大きい。顧客と締結したコミットメントライン契約又はコミット型チームローン契約が同法に定める特定融資枠契約に該当するものである場合、当該契約に基づき受領する手数料(以下「コミットメントフィー等」)は、同法第3条により利息制限法及び出資法に基づく上限金利規制の適用対象外とされるためである。 ・しかし、改正後の貸金業法に利息制限法及び出資法とは別の新たな上限金利規制が規定され(同法第12条の8第1項)、平成22年6月に同法が完全施行された。特定融資枠法第3条ではコミットメントフィー等が貸金業法第12条の8第2項に定めるみなし利息に含まれることを阻止していないため、貸金業者については、顧客と締結したコミットメントライン契約又はコミット型チームローン契約が特定融資枠法に定める特定融資枠契約に該当する場合でも、受領するコミットメントフィー等は貸金業法上の上限金利規制が適用されることになっている。 ・シンジケート・マーケットでは、銀行等の金融機関のほか、貸金業者(リース会社、証券会社等)も重要な投資家の一部を形成しているが、上記事情から貸金業者のみコミットメントフィー等を受領できない概念があり、シンジケート方式のコミットメントライン取引又はコミット型チームローン取引への参加を阻害する。見送らざるを得ないことが発生している。また、借主は投資家層が狭まることで市場での調達余力を削がれることにもつながっている。 ・貸金業法第12条の8第2項は、「貸金業者が利息以外の名目により高金利を収受することを、防止する趣旨であるところ、貸金業者が銀行等の組成するシンジケートの貸出人としてコミットメントフィー等を受領する場合には銀行等によって貸出条件に一定の規程付けが行われていることから、当該コミットメントフィー等をみなし利息から除外しても、利息制限法第1条を潜脱する目的で濫用されるおそれは小さいと考えられる。 ・以上を勘案すると、貸金業者が受領するコミットメントフィーのうち、銀行等が組成するシンジケートの貸出人として配分を受けるものについては、例えば、特定融資枠契約法第3条において貸金業法第12条の8第2項を適用除外対象とするか、もしくは、貸金業法第12条の8第2項各号に列挙されている例外に特定融資枠法第2条第1項の手数料を追加する等により、みなし利息から除外して頂きたい。	都銀懇話会	金融庁 法務省	貸金業者は、利息制限法第1条に規定する金額を超える利息(みなし利息を含む。)の契約を締結してはならないとされており、貸金業者が受領する特定融資枠契約に関する法律第2条に規定する手数料は、貸金業法第12条の8第2項に規定するみなし利息に該当します。	貸金業法第12条の8 特定融資枠契約に関する法律第3条	対応不可	貸金業法第12条の8第2項は、貸金業者が利息以外の様々な名目で金銭を収受し、上限金利規制の潜脱を図ることを防止することを目的としたものであり、その趣旨・目的に鑑み、コミットメントライン契約に基づき貸金業者が受領する手数料のうち、銀行等が組成するシンジケートの貸主として配分を受けるものについて、同項が適用されるみなし利息から除外することは困難です。
280115042	27年10月29日	27年11月18日	28年1月15日	特定融資枠契約に関する法律、が対象とする融資契約の範囲等の弾力化	【制度の現状(現行規制の概要等)】 ・特定融資枠契約に関する法律の適用対象(以下、適格借入人)は借り手の属性により限定されている。 ・特定融資枠契約に関する法律に基づき、出資法等の適用除外となる手数料は、コミットメントライン契約に係る手数料とされている(当該契約の変更等に係る手数料を含むが不明確)。 【具体的要望内容】 ・借り手の属性に問わず、借手保護の必要性がないことが融資契約上明らかの場合について、本法の対象とする。 ・本法の適用対象の手数料が、当該特定融資枠契約に係る変更手数料等を含むことが明確になるよう措置。 【要望理由】 ・コミットメントライン契約は、借主の機動的な資金調達を可能とする有用な手段であるところ、借手保護の観点から、適格借入人は、一定の契約交渉力を有する大会社等や一定のSPCに限定されている。 ・その趣旨に鑑みれば、例えば、近年ニーズが拡大しているコンストラクション・ローン(開発・建設ファイナンス)のように、引き出しの予定時期及び金額を予め示して一定金額までの融資を約する契約などは、顧客の依頼に基づき契約であることが明らかであるため、圧力販売等の懸念がない。このように、借手保護の必要性のないことが明らかなものについては、借り手の属性に係らず本法の対象とすることが適当である。 ・また、手数料に係る第3条の文言では、本法の対象がコミットメント手数料に限定されると解釈されるところ、契約変更手数料等についても、権利付与の対価である点は同様であることから、この点を明確化する必要がある。	都銀懇話会	金融庁 法務省	特定融資枠契約に関する法律において借主の対象範囲は 大会社、資本金額が3億円を超える株式会社、純資産額10億円を超える株式会社、資産の流動化に使われる合同会社等である場合に限定されています。	特定融資枠契約に関する法律第2条、第3条	検討を予定	特定融資枠契約に関する法律の対象範囲については、平成13年の同法改正により、純資産額10億円超の株式会社や資産の流動化のために使われる合同会社等にまで拡大しており、当該改正の効果を検証する必要があります。特定融資枠契約に関する法律の対象範囲を拡大することは、貸主との関係において弱い立場にある企業が過度の負担を強いられる可能性があります。こうしたことを事後チェックにより防止することは難しいことから、慎重に検討する必要があります。 なお、コミットメントライン契約に係る契約変更手数料が、特定融資枠契約に関する法律の適用となるか否かについては、当該手数料の性質を勘案の上、個別に検討されるべきものと考えます。

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号( )については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。

- :規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項
- △:再検討が必要(「」に該当するものを除く。)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
- :再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

管理番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果			規制改革会議における再検討項目		
								制度の現状	該当法令等	措置の分類		措置の概要(対応策)	
280115043	27年10月29日	27年11月16日	28年1月15日	銀行等が貸金業者から譲受けた貸付債権に係る貸金業法の適用除外	<p>【制度の現状(現行規制の概要等)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>銀行が貸金業者から譲受けた貸付債権については、貸金業法第24条により、同法に基づく規制(注)が適用されている。(注)貸金業法に基づく(主な規制内容) <ul style="list-style-type: none"> <li>貸金業者の貸付に係る契約に基づく債権を譲受した者は、当該債権の債務者に対して契約内容を明らかにする書面を交付しなければならない。</li> <li>契約書面の交付(貸付にかかる契約(含む変更契約)・保証契約締結前後に保証人などに、多岐に亘る項目を記載した文書を交付しなければならない)規制</li> <li>受取証書の交付(債権の全部又は一部について返済を受けた際に都度、受取証書(課税文書)を交付しなければならない)規制</li> <li>債権証書の返還(完済した場合は必ず返済者に債権証書を返還しなければならない)規制</li> </ul> </li> </ul> <p>【具体的要領内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>貸金業法第24条の規制の適用対象から、銀行等、預金保険法第2条に定める金融機関から会社分割等によって設立された子会社が保有する「会社分割等の際に当該金融機関から承継した債権」及び「当該債権の債務者に対する会社分割等の後に発生した債権」を譲渡する場合を除く。</li> </ul> <p>【要望理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>銀行は銀行法の規定に基づき貸付業務を実施し、金融庁の検査・監督も受けている。この中で、契約内容等に関する顧客説明についても対応しているところ、銀行が保有する貸付債権について貸金業法の規制が重複して適用されることは明らかに過剰であり、実務的な負担も大きい。</li> <li>また、債権者は同じ銀行であるにも関わらず、一部の貸付債権についてのみ書面交付等の取扱いが異なることについて、債務者、保証人への説明も困難である。</li> <li>業態を超える再編や提携が進行する中、今後、銀行が貸金業者から貸付債権を譲受けるケースの拡大が見込まれることから、本規定の適用対象から銀行を除外するよう要望する。</li> <li>また、貸付債権流動化市場の活発化を促すには、債務者保護に適切な配慮がなされている場合について通知を不要とすることが必要。こうした見地から、預金保険法第2条に定める金融機関から会社分割等によって設立された子会社が保有する債権を譲渡する場合については、通知を不要とすべき。</li> </ul>	都銀懇話会	金融庁	貸金業者が貸付に係る契約に基づく債権を他人に譲渡するにあたっては、その者に対し、当該債権に関してする行為について貸金業法の適用がある旨を通知しなければならないほか、譲受人も債務者に書面交付する必要があります。	貸金業法第24条第2項	検討を予定	貸金業法第24条第2項の規定により貸金業者から債権を譲り受けた者について準用される書面交付規制等は、債務者を保護するためのものであり、この趣旨を徹底する観点から、銀行等が貸金業者から譲り受けた債権及び預金保険法第2条に定める金融機関から会社分割等によって設立された子会社(貸金業者)が譲渡する債権について例外とすることは、慎重に検討する必要があります。		
280115044	27年10月29日	27年11月18日	28年1月15日	外貨預金の金商法準用の廃止等	<p>【制度の現状(現行規制の概要等)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>外貨預金は特定預金等(銀行法第13条の4、銀行法施行規則第14条の11の4第2号)に該当し、金融商品取引法(以下、「金商法」)が準用される。外貨預金の口座開設や、定期預金の預入手続には一連の金商法対応が必要。</li> </ul> <p>【具体的要領内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「法の流動性外貨預金を金商法準用の対象外としていただきたい。</li> </ul> <p>【要望理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>外貨預金の主なリスクは為替変動による円貨ベースでの元本割れのリスクであるが、変動相場制移行から30年を経て、殆どの預金者にとって当該リスクは一般的であり、リスクを十分に理解していると考えられる。特に、法人の流動性外貨預金は、海外企業との事業取引の決済用のために開設されるケースが殆どであり、顧客は外貨債権もしくは債務の保有者である為、事業において既に為替リスクを包含する取引の経験があると推定される。</li> </ul>	都銀懇話会	金融庁	外貨預金契約の締結については、金融商品取引法が準用されており、同法に規定する行為規制が課せられています。	銀行法第13条の4 銀行法施行規則第14条の11の4第2号	対応不可	外貨預金については、元本欠損が生じ得るものであることを踏まえ、当該商品の契約の締結には金融商品取引法を準用することにより、同法に規定する行為規制が課せられています。当該規制は顧客保護の観点から課せられているものであり、法人の外貨預金の契約締結について、金融商品取引法の準用の対象外とすることは困難です。	なお、一般投資家である法人が準用金融商品取引法第34条の申し出を行い、特定投資家に移行した場合には、一定の行為規制の適用について除外されます。	
280115045	27年10月29日	27年11月16日	28年1月15日	貸金業者における契約締結前書面(極度貸付)交付の取見直し	<p>【制度の現状(現行規制の概要等)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>貸金業者は、極度方式基本契約を締結し、当該極度方式基本契約を締結するまでに、所定の事項について、当該契約の相手方と行う者に対し交付しなければならない。</li> <li>(極度貸付枠付与にかかる契約締結前書面の交付義務)</li> </ul> <p>【具体的要領内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>クレジット会社における、極度方式基本契約にかかる契約締結前交付書面(16条書面)を適用除外として頂きたい。</li> </ul> <p>【要望理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>貸金業法では、法16条の2の2にて、貸金業者に対し、極度方式基本契約における契約締結前書面の交付を義務付けている。</li> <li>貸金業者の内、クレジット会社においては、キャッシングサービスがこれに該当し、申込者に対して契約締結前書面(極度貸付)を付与したクレジット会社の発行前に、契約締結前交付書面を送付(郵送し、その後、同カード発行後、カード頒渡と共に契約締結時交付書面を送付している。(カード送付時に極度金額を含む契約条件等を記載した書面を同封)。</li> <li>実務上は、契約締結前交付書面を送付後、概ね翌営業日にはクレジットカードが発行(送付)されており、ここに改めて確定した貸付条件(極度額・貸付利率等)を記載した書面を同封していることから、契約者は、契約締結前交付書面とはほぼ同タイミングで契約締結時交付書面を受領している。</li> <li>契約締結前交付書面の通知は、顧客保護の観点で求められる行為規制であると考えられているが、クレジット会社におけるキャッシング枠の極度契約については、カード到着時においては、借入は発生しておらず、契約者が実際にキャッシングを利用するまでには一定の期間を有するものと考えられる。</li> <li>従って、契約者は契約締結時交付書面にて貸付条件等を確認の上、キャッシングを利用することが可能であることから、顧客保護の観点からも、契約締結時交付書面が契約締結前交付書面の役割を十分に担える状況にあると考えられる。</li> <li>また、短期間で同様の要件を記載した複数の書面が契約者に届くことは、却って混乱を招く可能性も想定され得ることから、契約締結前書面の交付を適用除外として頂きたい。</li> </ul>	都銀懇話会	金融庁	貸金業者は、極度方式基本契約を締結しようとする場合には、事前に契約の内容を説明する書面を相手方に交付する必要があります。	貸金業法第16条の2第2項	対応不可	借り手に対する事前書面の交付義務は、借り手が貸付契約の締結に当たり、交付された書面を通じて十分に借入条件等を理解した上で、契約を締結するかどうか判断できるようにするためのものであり、貸し手がクレジット会社である場合について事前書面の交付を不要とすることは困難です。	なお、記載事項が法令の要件を満たしている場合には、申込書一体型のパンフレット等を契約締結前書面とすることも可能となります。	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号(、)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。  
 :規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項  
 :再検討が必要(「」に該当するものを除く。)と判断し、規制シートの作成対象とする事項  
 :再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

管理番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果			規制改革会議における再検討項目	
								制度の現状	該当法令等	措置の分類		措置の概要(対応策)
280115046	27年10月29日	27年11月18日	28年1月15日	基準議決権数超過保有・解消に係る届出の廃止	<p>【制度の現状(現行規制の概要等)】                      ・銀行法及び独占禁止法上、銀行は会社の議決権の5%超(銀行持株会社においては15%超)の保有が禁止されているが、いずれも発行体による自己株式取得等により議決権保有割合が5%を超過した場合は1年間の解消猶予期間が与えられている。                      ・然し、銀行法と独占禁止法では手続上の違いがあり、銀行法上のみ5%超過時に「別紙様式4-17」による超過の届出・解消時に「別紙様式4-19」による解消の届出が必要。                      ・なお、独占禁止法第1条においては、議決権の5%超の保有が原則禁止されている一方で、同法上、自社株買い等により、やむを得ず議決権保有割合が5%を超えて保有する場合について、公正取引委員会への届出が必要といった記載はなく、1年を超えて5%超を保有する際に公正取引委員会の認可が必要である旨の記載があるのみとなっている。</p> <p>【具体的要望内容】                      ・銀行法上の扱いについて、「別紙様式4-17」、「別紙様式4-19」による届出を廃止したい。</p> <p>【要望理由】                      ・実務上、担保権の実行や会社の自己株式取得等により、基準議決権数の超過に至るケースは相応にあり、超過・解消の都度金融庁へ届出をする事務負担は小さくないため。</p>	都銀懇話会	金融庁	銀行又は銀行持株会社が子会社対象会社以外の会社の議決権を5%超取得することはできない。他方、銀行又は銀行持株会社が当該議決権をすでに取得しており、相手会社が、自己株式を取得したことにより、銀行又は銀行持株会社の当該会社の議決権が5%を超過した場合、内閣総理大臣の承認を受けることにより、1年を超えて取得することは可能。他方、相手企業が自己株式を取得したことにより、銀行又は銀行持株会社の当該会社に対する議決権が5%を超過した場合には、その段階で内閣総理大臣への届出が必要である。	銀行法第13条の3第2項、第52条の24第2項 銀行法施行規則第17条の4第1項第6号、第34条の2第1項第8号、第35条第1項第11号、第3項第7号	検討を予定	やむを得ない事由により議決権5%超過した場合の届出については、監督上の必要性や当該届出の提出状況等も踏まえ、検討します。	
280115047	27年10月29日	27年11月18日	28年1月15日	銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律に基づいて作成する株式等保有状況の作成基準見直し	<p>【制度の現状(現行規制の概要等)】                      ・銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律において、銀行(銀行持株会社)は公開企業が発行する株式等の保有残高を、子会社・関連会社分を合算して「1.資本(Tier1) 2の範囲内に収めなくてはならない」と定められている。                      ・銀行(銀行持株会社)は半期等に金融庁に提出する「決算状況表」の「5.株式等保有状況」を以って、株式保有残高並びに保有制限遵守状況を同庁へ報告している。                      1.証券会社等(特定子会社)の保有残高を除き、関連会社保有分は持分比率相当分を合算。                      2. Tier1から特定子会社の資本を控除し、関連会社の自己資本は持分比率相当分を合算。</p> <p>【具体的要望内容】                      ・「決算状況表」の「5.株式等保有状況」作成にあたり、使用する株式等の保有残高及びTier1について、有価証券報告書にて開示されている計数を使用することにつき許容頂きたい。                      ・株式等の保有残高 有価証券報告書に記載されている「その他有価証券」のうち、公開企業のみの計数 有価証券報告書に記載されている「連結におけるTier1資本の額」。</p> <p>【要望理由】                      ・株式保有残高が規制上限を大きく下回っているにも関わらず、本規制対応の為、子会社・関連会社を含めた株式保有状況を集計、分子となる保有株式残高並びに分母となるTier1は別途、内閣府令・金融庁告示に定められている調整を行う必要があることから、集計並びにデータ収集にあたり、相当に高い業務負担が発生している。</p>	都銀懇話会	金融庁	銀行等については、子会社・関連会社分を合算して、保有する株式等の残高が自己資本相当額を超えないようにする必要があります。 両者の合算にあたっては、いずれも有価証券報告書に記載するものと異なる方法(証券会社等(特定子会社)の保有分を含めず、関連会社分については持分比率相当分を乗じて計算)によることとされ、「決算状況表」に記載し、年一回提出することとされています。	銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律第3条 銀行等の株式等の保有の制限に関する内閣府令第4条、第5条 平成14年金融庁告示第14号	対応不可	銀行等の株式等の保有制限は、子会社・関連会社も含めたグループベースで課されているところです。 ご提案の方法によった場合、こうしたグループベースでの株式等の保有状況について、当局としてこれを把握することが困難となるため、見直しは実施困難です。	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号(、)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。

- ：規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項
- ：再検討が必要(「」に該当するものを除く。)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
- ：再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

管理番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果			規制改革会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	措置の分類	
280115048	27年10月29日	27年11月18日	28年1月15日	特殊関係者を新たに有する場合の届出対象範囲の見直し	<p>【制度の現状(現行規制の概要等)】 銀行は特殊関係者を新たに有することになった場合、銀行法に基づき届出を要する。</p> <p>【具体的要望内容】 銀行の特殊関係者のうち、銀行の子会社が信託やリース等の事業目的で設立する特別目的会社(以下、「SPC」)については、特殊関係者を新たに有することになった場合の届出対象外として頂きたい。</p> <p>【要望理由】 銀行の子会社が事業目的で設立するSPCについては、件数が多い一方、特殊関係者に関する届出の趣旨である他業混入リスクは極めて低く、銀行及び銀行持株会社の経営の透明性・健全性を確保することの重要性に鑑みても、実需と効果に比して負担が大きく、上記のようなSPCは「特殊関係者」に該当しないものとして頂きたい。 銀行法は、その目的を達成するため、銀行や銀行持株会社が一定の行為をなす場合等において監督当局に対し届出を行うことを義務付けており、銀行法(以下「法」)53条1項6号、銀行法施行規則(以下「施行規則」)35条1項14号ないし16号は「特殊関係者」につき、新たに有することになった場合に届出を要するものとしている。 ここで「特殊関係者」とは、銀行の子法人等および関連法人等を指し、それらは、アームズ・レングス・ルール(法13条の2、施行令4条の2第1項)、連結大口信用供与規制(法13条2項、施行規則14条の4)などの各種規定の適用範囲を画する概念として機能する。 そのため、「特殊関係者」に関する届出は、銀行法上の上記規定の適用対象となる法人等の有無につき金融庁へ情報提供する機能を有することになるが、施行規則35条1項16号が「特殊関係者がその業務の内容を変更することになった場合」を特に届出事由と規定していることからすると、特殊関係者に関する届出の主な趣旨は、子法人等及び関連法人等が営む業務に起因する異種のリスクが親銀行に及びぶことを防止するという法12条が規定する銀行本体における他業禁止の徹底をモニタリングすることにあると考えられる。 これは、主要行向けの総合的な監督指針(以下、「監督指針」)「-3-3」注1)において、施行規則35条14号に基づく「子法人等又は関連法人等に関する届出の受理に当たっては、「当該子会社等の定款若しくは当該銀行と当該子会社等が締結した業務協定等により、当該子会社等が営むことができる業務を営んでいることを確認する」として、業務範囲規制を確認することが明記されていることも整合的である。 現在の規制の下では、銀行の子会社が信託やリース等の事業目的でSPCを設立する場合、これらの会社が銀行の子法人等、関連法人等に該当する場合は、届出が必要となる。しかし、以下に述べる通り、当該SPCの設立等については届出を不要としても、特殊関係者に関する届出の趣旨には反しないと捉えられる。 銀行が子会社を新たに保有しようとする場合には、銀行経営の健全性確保の観点から、原則として金融庁の認可を受けなければならないとされている(法16条の2第4項、施行規則17条の5第2項)。但し、一定の子会社については事前届出のみ(法16条の2第4項、35条1項2号)。すなわち、銀行が子会社を新たに保有する時点で、当該子会社の業務については、金融庁が認可制度(一定の場合は事前届出)に基づきその業務内容を十分に吟味しており、当該子会社が、許容された子会社対象会社の業務を遂行する目的の範囲内で、その一環として当該目的に業務を限定されたSPCを設立するのであれば、当該SPCの設立により追加的に銀行本体に異種のリスクが混入する危険性を生じさせるものではないと理解できる。 そのため、当該SPCの設立等については、「特殊関係者」に関する届出を不要としても、銀行本体における他業禁止に鑑み、子法人等及び関連法人等が営む業務に起因する異種のリスクが銀行本体に及びぶことを防止するという他業禁止の徹底をモニタリングすることを可能にするという法の趣旨に反するものではないと考えられる。 以上のように子会社が営む事業遂行の目的でSPCが設立される場合には「特殊関係者」に関する届出の対象とならないとの制度とする場合、ここで「特殊関係者」の概念は、施行規則35条1項14号ないし16号でのみ使用されていることからすると、施行規則35条1項14号で定義されている「特殊関係者」から、「銀行が認可または事前届出のもとに保有する子会社が、その許容された事業を遂行する目的のみにおいてその一環として設立するSPC」を除くことによって実施可能と考えられる。</p>	都銀懇話会	金融庁	銀行が特殊関係者を新たに有することになった場合には届出の提出が必要でず。	銀行法施行規則第35条第1項第14号から第16号まで	対応不可	SPCの事業目的については、届出において確認する必要があり、また、銀行の子会社が設立するSPCであっても、アームズ・レングス・ルール等の規定の対象としている以上、当局として把握するため、届出範囲の見直しは困難です。

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号(、)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。

- ：規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項
- ：再検討が必要(「」に該当するものを除く。)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
- ：再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

管理番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果			規制改革会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	措置の分類	
280115049	27年10月29日	27年11月18日	28年1月15日	銀行代理業の許可申請・届出に関する規制緩和	<p>【制度の現状(現行規制の概要等)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>銀行代理業者は、許可申請書の記載事項に変更がある場合、金融庁に対し2週間以内に届出を行わなければならない。許可申請書には、銀行代理業者の役員氏名(住民票等添付)や営業所等の名称・所在地等のほか、子法人等、親法人等、親法人等の子法人等の商号・所在地、代表者名等の記載が必要。</li> <li>【具体的要望内容】</li> <ul style="list-style-type: none"> <li>銀行代理業者の許可申請書(変更届)について、次の通り規制を緩和いただきたい。</li> <li>届出対象会社の範囲を、銀行代理業者の子法人等・親法人等までとし、海外企業は対象外とする。仮に、これが困難な場合でも、子法人等・親法人等・親法人等の子法人等の代表者の記載を不要とする。</li> <li>2週間以内、とされている届出時間を緩和する。</li> <li>【要望理由】</li> <ul style="list-style-type: none"> <li>銀行代理業者に課せられている届出義務については、内容・時間とも、銀行及び銀行持株会社が別途求められている各種届出・報告と比べて、厳しいものとなっている(経営実態報告の報告サイクルは半年ごとであり、代表者名については記載不要)。</li> <li>また、届出対象に数十・数百といった多数の企業を要する大企業グループが含まれている場合には、銀行代理業者が2週間以内に変更の届出を行うことは、実務的な観点からは事実上対応が不可能であり、銀行代理業制度の利用を促進する上でも、届出手続の見直しを図ることが有効と考える。</li> </ul> </ul> </ul>	都銀懇話会	金融庁	銀行代理業者の許可申請書の記載事項に変更があった場合には、関係書類を添付して、変更事由発生後、2週間以内に変更届出を提出することが必要です。	銀行法第52条の39第1項 銀行法施行規則第34条の39及び別表第2	対応不可 検討を予定	銀行代理業者の親法人等の子法人等についても、アームズ・レングス・ルールの規制の対象となっており、当局として把握する必要があるため、届出範囲の見直しは困難です。 許可申請書の変更届出は、銀行代理業者を適時適正に監督する観点から必要なものです。提出期限については、実態等も踏まえつつ、慎重に検討する必要があります。
280115050	27年10月29日	27年11月18日	28年1月15日	銀行が営む信託契約代理業に係る財務務死届出書の緩和	<p>【制度の現状(現行規制の概要等)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>信託契約代理業に係る登録申請書につき、信託業法第71条第1項において「第68条第1項各号に掲げる事項に変更があったときは、その日から2週間以内に、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない」と定められている。</li> <li>【具体的要望内容】</li> <ul style="list-style-type: none"> <li>信託業法第68条第1項各号の変更届出手続きについて、変更の都度届け出る方法以外に、例えば、6ヶ月毎等、一定期間に生じた変更をまとめて届け出る方法によることも可として頂きたい。</li> <li>【要望理由】</li> <ul style="list-style-type: none"> <li>信託業法第71条第1項は、信託契約代理店を適切に監督するために届出義務を課しているものと思われるが、変更届出書を定期的に提出する方法を加えることにより本条文の実効性が損なわれることはないと考え、</li> </ul> </ul> </ul>	都銀懇話会	金融庁	登録申請事項(商号、役員の氏名、営業所の所在地等)に変更があった場合は、2週間以内に届け出る必要があります。	信託業法第71条第1項	検討を予定	登録申請事項に変更があった場合の2週間以内の届出は、信託契約代理店を適時適切に監督する観点から必要なものです。提出期限については、実態等も踏まえつつ、慎重に検討する必要があります。
280115051	27年10月29日	27年11月18日	28年1月15日	銀行代理業者の子法人等に関わる変更届出に関する規制緩和	<p>【制度の現状(現行規制の概要等)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>銀行代理業者は、銀行法および銀行法施行規則に基づき、親法人等の子法人等全てについて商号・社名、主たる営業所又は事務所の所在地、代表者の氏名又は名称、業務の種類に変更があった際は、財務省関東財務局への2週間以内の報告を要する(「子法人等に係る変更届出書」として報告)。</li> <li>【具体的要望内容】</li> <ul style="list-style-type: none"> <li>銀行代理業者からの届出を要する法人等の範囲およびその内容の限定</li> <li>財務省関東財務局への報告期限の延長(報告期限の1ヶ月間等への変更)</li> <li>【要望理由】</li> <ul style="list-style-type: none"> <li>本届出は、銀行法第52条の39第1項に基づく届出として、届出の内容を十分精査し、当該届出が法令に違反することとならないか、業務運営の適切性、健全性に問題が生じることとならないか等についての確認に供される。</li> <li>具体的には、親法人等およびその子法人等の商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地、代表者の氏名または名称および業務の種類について、銀行代理業の許可の申請書の記載事項からの変更を届出させることにより、銀行代理業務における利用者保護を趣旨としているものと解される。</li> <li>この点、銀行法施行規則34条32第2項に規定される親法人等の子法人の範囲は極めて広く、実態において、利用者保護の観点から必ずしも重要度が高いとはいえないものも含まれと想定される(銀行代理業者による「預金又は定期預金等の受入れを内容とする契約の締結の代理又は媒介、貸付金の貸付け又は手形の割引を内容とする契約の締結の代理又は媒介、為替取引を内容とする契約の締結の代理又は媒介を受けようとする利用者が、契約締結の検討にあたり、親法人等の子会社等の全ての商号変更等に係る情報の提供が、利用者保護の観点から必須とはいえない場合があると解される)。</li> <li>関東財務局宛には銀行代理業者が報告を行うが、その内容は所属銀行が過次等で情報を取り纏めた上で銀行代理業者に情報提供しており、所属銀行および銀行代理業者双方に相応の管理負担が発生している状況。特に、特殊関係者を含む海外法人等における変更の把握については、報告・集計・確認等に相応の時間・負荷を要している。</li> <li>銀行代理業における利用者保護の趣旨を鑑みれば、その実態的なメリットに比して、所属銀行・銀行代理業者の管理負担が大きいのが実態との認識。</li> <li>従って、届出を要する法人等の範囲およびその内容を銀行代理業の利用者保護に直接的な有効性を有する範囲への限定(一定規模以下の親法人等の子法人等については届出対象外とする等)、また、変更届出期限の1ヶ月間等への延長をお願いしたい。</li> </ul> </ul> </ul>	都銀懇話会	金融庁	銀行代理業者の許可申請書の記載事項に変更があった場合には、関係書類を添付して、変更事由発生後、2週間以内に変更届出を提出することが必要です。	銀行法第52条の39第1項 銀行法施行規則第34条の39及び別表第2	対応不可 検討を予定	銀行代理業者の親法人等の子法人等についても、アームズ・レングス・ルールの規制の対象となっており、当局として把握する必要があるため、届出範囲の見直しは困難です。 許可申請書の変更届出は、銀行代理業者を適時適正に監督する観点から必要なものです。提出期限については、実態等も踏まえつつ、慎重に検討する必要があります。

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号(、)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。

- ：規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項
- ：再検討が必要(「」に該当するものを除く。)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
- ：再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

管理番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果			規制改革会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	措置の分類	
280115052	27年10月29日	27年11月18日	28年1月15日	銀行(銀行持株会社)の取締役の兼職認可の緩和	<p>【制度の現状(現行規制の概要等)】</p> <p>銀行及び銀行持株会社の常務に就任する取締役(委員会設置会社にあつては執行役員)は、内閣総理大臣の認可を受けた場合を除く(ほか、他の会社の常務に従事してはならないとされている(銀行法第7条))。</p> <p>内閣総理大臣は、認可の申請があつたときは、当該申請に係る事項が当該銀行及び当該銀行持株会社の子会社である銀行の業務の健全かつ適切な運営を妨げるおそれがないと認める場合でなければ、これを認可してはならないとされている(銀行法第52条の19)。</p> <p>【具体的な要請内容】</p> <p>銀行(銀行持株会社)の常務に従事する取締役が、同一グループ内の持株会社、傘下銀行、子会社の常務に従事する場合については、事前に「届出」することをもって「認可」を取得したと看做すものとして頂きたい。</p> <p>【要請理由】</p> <p>銀行持株会社は、その子会社である銀行及び子会社対象会社の経営管理を行うこと並びにこれに附帯する業務のほか、他の業務を営むことはできないとされており、また、その業務を営むに当たっては、「その子会社である銀行の業務の健全かつ適切な運営の確保に努めなければならない」とされている。(銀行法第52条の21)</p> <p>このように、銀行持株会社の取締役及び執行役員が、当該銀行持株会社において、子銀行の業務の健全かつ適切な運営を確保するに職責を負っていることを踏まえれば、当該銀行持株会社の子法人等の常務の業務については、現行規制が求める子銀行の業務の健全かつ適切な運営を妨げるおそれがないという条件を自動的に満たしていると考えられる。(換言すれば、当該条件を満たさないのであれば、銀行持株会社の取締役又は執行役に就任することがそもそもできないと考えられる。(尚、就任に際しては届出が実施されている。))</p> <p>上記の通り、銀行持株会社の取締役又は執行役員が、子銀行の常務に従事する場合については、他の一級の子会社の常務に従事する場合とは異なり、子銀行の業務の健全かつ適切な運営を妨げるおそれがないことを踏まえれば、一律の事前認可取得を義務付けることは過剰である。</p> <p>グループ経営の中では、持株会社やグループ会社の取締役が、同一グループ内の他社の業務を兼職することは一般的に行われている。銀行(銀行持株会社)においても、グループ内での兼職は、グループ経営上の最適な人材配置を検討した結果によるものであり、相応の時間と手続が必要となる事前認可の取得は、機動的且つ柔軟な人材活用の妨げとなる。認可は、総会決議、取締役会決議および対外公表よりも前に取得することが望ましいと考えられるが、一方で、情報開示および情報管理の観点からは、役員人事の内定から公表までにはできる限り短期間とすることが望ましいことから、対外公表前に認可を取得できないケースもある。</p>	都銀懇話会	金融庁	銀行(銀行持株会社)の常務に従事する取締役が、他の会社の常務に従事する場合には、銀行法第7条第1項(銀行持株会社の場合、銀行法第52条の19第1項)の認可を受ける必要があります。	銀行法第7条第1項、第52条の19第1項	対応不可	銀行及び銀行持株会社の取締役の兼職制限については、取締役の兼職により銀行の業務の健全かつ適切な運営の妨げになるかどうかの観点から、個別認可によるのみ解除されることとなっています。このことは、当該他の会社が銀行の子会社等である場合においても同様であるため、兼職制限の緩和は困難です。
280115078	27年10月30日	27年11月18日	28年1月15日	国立大学法人等(国立大学法人等)の員外貸出の対象を拡大する	<p>国立大学法人は、平成16年4月1日の法人化(特殊法人改革の一環)、平成17年12月28日の国立大学法人法施行令第8条の改正を経て、産学連携の研究施設を建設する資金等を民間金融機関から借り入れることが可能となっている。しかしながら、信用金庫法上、国立大学法人等は信用金庫の員外貸出の対象として認められていない(地方独立行政法人法に基づく公立大学法人は員外貸出の対象として認められている)。</p> <p>一方、各地方公共団体では、政府「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を踏まえ、産官学金労等の連携のもとで「地方版総合戦略」の策定を進めており、今後、同戦略に基づいて地方創生の取組が進められていくところである。こうした中で、国立大学法人等(国立大学法人及び大学共同利用機関法人をいう)は、人材育成といった面のみならず、各所在地域における産学連携の拠点となり、地域の企業や地域金融機関等と連携して新たな産業等を起こしていくという観点からも極めて重要な位置を占めている。</p> <p>産・官・金・学・労が十分に連携して地方創生に取り組んでいくためには、信用金庫が国立大学法人等に対して円滑に資金供給を行うことができる環境を整備することも必要であり、こうした取引関係を通じて関係を深め、「多様な研究成果を持つ国立大学法人等」と「地域で多数の取引先企業を抱える信用金庫」の連携強化を図っていくことは、産学連携の充実、ひいては地域における新産業の創出等にとって極めて有益である。</p> <p>については、地方独立行政法人法に基づく公立大学法人と同様に、国立大学法人等についても信用金庫の員外貸出の対象として追加していただきたい。</p>	(一社)全国信用金庫協会、信金中央会	金融庁	信用金庫の貸出しについては、会員に対する貸出しが原則となっており、国立大学法人等に対する員外貸付は認められていません。	信用金庫法第53条2項、信用金庫法施行令第8条	検討に着手	信用金庫は、地区内の会員への貸出しが原則であり、員外貸付は会員への貸付等の業務の遂行を妨げない範囲内で、限定的に認められています。
280115079	27年10月30日	27年11月18日	28年1月15日	信用組合も生協法に基づく共済代理店との締結を可能とするよう範囲の拡大を要する	<p>本会は、本提案を3年連続提出しているが、改正法附則第38条にあるとおり、法の施行の状況について検討を加えていただき法律の改正を希望する。</p> <p>御承知のように、信用組合は現在共済代理店が認められている労働金庫と同様相互扶助を理念とする協同組織の金融機関である。地域に根ざした事業活動を行う信用組合が、新たに生協法に基づく共済契約の締結の代理又は媒介の業務を可能とすることで、貯蓄・融資だけでなく「万が一の際の保障(共済)」を加えることとなり、その中の多面的で密接に関係する様々なニーズに対する一元的な相談や最適なサービスの提供が可能となる。</p> <p>また、信用組合にとっても保険だけでなく(本法律に基づく)共済の代理店締結を可能となることは、経営の選択肢が広がることになる。</p>	(一社)全国信用組合中央協会	金融庁 厚生労働省	消費生活協同組合法においては、共済契約の締結の代理又は媒介の業務を行える共済代理店として、消費生活協同組合及び消費生活協同組合連合会、労働金庫、自動車分解整備事業者を定めている。	消費生活協同組合法第12条の2、同施行令第2条、同施行規則第67条、同施行規則規程第5条	検討を予定	共済代理店制度は、平成20年4月1日に施行された消費生活協同組合法の一部を改正する等の法律(平成19年法律第47号、「以下改正法」という。)により導入されたところです。その際、協同組織金融機関のうち労働金庫については、消費生活協同組合をその会員とすることができるとから、共済代理店になれることができる者として規定され、信用金庫については異なる扱いとされたところです。本件については、規制改革実施計画(平成26年6月24日閣議決定)に基づき設定する見直し周期に沿って、今後とも議論していくこととなります。

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号(、)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。

- ：規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項
- ：再検討が必要(「」に該当するものを除く。)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
- ：再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

管理番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果			規制改革会議における再検討項目	
								制度の現状	該当法令等	措置の分類		措置の概要(対応策)
280115080	27年10月30日	27年11月18日	28年1月15日		信用金庫による会員(卒業会員を含む、以下同じ)の外国子会社に対する融資については、会員が当該外国子会社の議決権の50%超を保有することが要件となっているが、信用金庫取引先である中小企業においては、例えば、会員である親会社の出資に加え、社長個人やその親族等が共同で出資し、これらの出資を合算すれば50%超となるものの、それぞれ単独では50%超に満たないというケースのほか、海外に複数の子会社を展開する企業もあり、こうした企業においては、会員の外国子会社がその総株主の議決権等の過半数を直接間接に保有する会社(すなわち会員の外国孫会社や外国曾孫会社等)が存するケース等がみられる。については、海外子会社に対して信用金庫から融資を受けることを希望する会員が、信用金庫側の制度制約によって海外子会社の資本保有の形態を制約されることがないよう、相互に一定の関係(共同して議決権を保有することに合意している、同一の企業グループに属している、一方が地方の役員または親族である、会員間で共同出資して海外子会社を保有する等)を有する会員またはその子会社等の出資については、これらの議決権を合算して50%超となる場合も融資の対象としていただきたい。	(一社)全国信用金庫協会、信金中央金庫	金融庁	信用金庫による会員または卒業会員(以下、会員等)が融資(員外貸付)を行うことができる外国子会社は、「会員等が議決権の50%超を保有する者」、その本国の法令又は慣行その他やむを得ない理由により会員等が議決権を50%超保有することが認められない外国法人であり、人的、財産的その他会員等と密接な関係を相当程度有するものに限定されており、会員等とその役員、または複数の会員等が合算して議決権の50%超を保有する法人は、融資対象となっておりません。また、会員等の外国子会社がその総株主の議決権等の過半数を直接間接に保有する外国に所在する会社(すなわち会員の外国孫会社や外国曾孫会社等)についても、当該外国子会社と当該孫会社の役職員の人的構成にかかわらず、融資対象となっておりません。	信用金庫法53条2項、信用金庫法施行令第8条第1項第4号、同条第3項、信用金庫法施行規則第49条の2、昭和43年大蔵省告示71号	検討を予定	当該員外貸付制度については、平成25年3月に施行された信用金庫法施行令等において、外国子会社と会員との結びつきが相当程度認められる範囲で、外国子会社に対する貸付けを解禁することの趣旨で緩和措置が図られたところです。信用金庫の業務として適当か、適切なリスク管理が可能か等の観点に加え、新制度の活用状況や更なるニーズを十分に検証する必要があることから、更なる要件の緩和については慎重に検討を行う必要があります。	
280115082	27年10月30日	27年11月18日	28年1月15日		特定融資枠契約に関する法律における債主とされる企業の範囲に信用金庫連合会を追加していただきたい。	(一社)全国信用金庫協会、信金中央金庫	金融庁 法務省	特定融資枠契約に関する法律において債主の対象範囲は、大会社、資本金額が3億円を超える株式会社、純資産額10億円を超える株式会社、資産の流動化に便される合同会社等である場合に限定されています。	特定融資枠契約に関する法律第9条	検討を予定	特定融資枠契約に関する法律の対象範囲については、平成23年の同法改正により、純資産額10億円超の株式会社や資産の流動化のために使われる合同会社等にまで拡大しており、当該改正の効果を検証する必要がある。なお、特定融資枠契約に関する法律は、金融機関や資金業者等から資金調達を行う企業の資金調達の機動性の増大等を目的とするものですが、その対象範囲を拡大することは、貸主との関係において弱い立場にある企業が過度の負担を強いられる可能性があり、こうしたことを事後チェックにより防止することは難しいことから、慎重に検討する必要があります。	
280115091	27年10月30日	27年11月18日	28年1月15日		他信用金庫との共同子会社等の設立・運営を行いやすい環境整備に資する規制緩和	(一社)全国信用金庫協会、信金中央金庫	金融庁	信用金庫の子会社として認められる従属業務会社については、当該信用金庫の子会社その他これに類する者からの収入の合計が総収入の50%以上、又は信用金庫グループと他の信用金庫グループからの収入の合計が総収入の90%以上でなければなりません。	信用金庫法第54条の21第1項、信用金庫法第54条の23第1項、信用金庫法施行規則第64条、平成14年金融庁告示第40号)	検討を予定	従属業務は信用金庫からみれば他業に当たり、信用金庫が分社化を通じて経営の効率化等を図ることを可能とする観点から、一定の要件を課すことにより、主として信用金庫又はその子会社その他これらに類する者の業務のために営む業務であることを明確にした上で、当該業務を営む会社を子会社とすることを認めています。従って、当該金庫又はその子会社等からの収入割合要件の引下げについては、信用金庫の他業禁止規制の観点から慎重に検討を行う必要があります。	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号(、)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。

- ：規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項
- ：再検討が必要(「」に該当するもの除く。)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
- ：再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

管理番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果			規制改革会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	措置の分類	
280115097	27年10月30日	27年11月18日	28年1月15日	銀行等他の法律に規律ある者が貸金業者から譲り受けた貸付債権に係る貸金業法の適用除外	<p>【提案の具体的内容】 貸金業法第24条の規制の適用対象から、銀行や保険会社等、他の法律に貸付業務につき規定がある者への債権譲渡を除外していただきたい。</p> <p>【提案理由】 貸金業法第24条2項は、貸金業者の貸付けに係る契約に基づく債権の譲渡があった場合における当該債権の譲受人に対しても、貸金業者と同様の厳格な規制(例えば、債務者から弁済を受ける節度、受取金額と受取年月日を帳簿に記載し、これを契約に定められた最終の返済期日から10年間保存する義務(同法19条、同法施行規則16条、同17条)など)を課している。そのため、例えば保険会社は、通常は貸金業法上の規制は及ばない(同法2条1項2号、同条2項、保険業法97条2項、同法施行規則47条5号)にもかかわらず、貸金業者から貸付けに係る債権を譲り受けた場合には、貸金業法の規制が及ぶことになる。しかし、(1)銀行や保険会社等は、銀行法や保険業法の規定に基づき貸付業務を実施しており、金融庁による検査・監督の下、契約内容に関する顧客説明等も実施している。このように他の法律によって貸付業務について規律されている者に対して貸金業法の規制が重複して適用されることは過剰である。また、(2)債権者が同じ銀行や保険会社であるにも関わらず、譲り受けた一部の貸付債権についてのみ書面交付等の取扱いが異なることについて、債務者や保証人への説明も困難である。さらに、(3)規制改革により、銀行や保険会社が、その子会社たる貸金業者の貸付債権を譲り受けたりする等による、業態をまたいだ組織再編・業務提携や債権管理コスト削減の試みが促進されるという効果が見込まれる。</p>	(一社)日本損害保険協会	貸金業者が貸付けに係る契約に基づく債権を他人に譲渡するにあつては、その者に対し、当該債権に関してする行為について貸金業法の適用がある旨を通知しなければならないほか、譲受人も債務者に書面交付する必要があります。	貸金業法第24条第2項	検討を予定	貸金業法第24条第1項の規定により貸金業者から債権を譲り受けた者について準用される書面交付規制等は、債務者を保護するためのものであり、この趣旨を徹底する観点から、銀行等が貸金業者から譲り受けた債権及び預金保険法第2条に定める金融機関から会社分割等によって設立された子会社(貸金業者)が譲渡する債権について例外とすることは、慎重に検討する必要があります。	
280115104	27年10月30日	27年11月18日	28年1月15日	共済代理店の範囲の見直し	<p>平成20年までの保険業法と生協法の改正において、労働金庫が保険と共済の代理店になることが認められたが、信用金庫は、これら共済の代理店になることが認められていない。</p> <p>生協や労働金庫と同じ協同組織である信用金庫が共済代理店になることができれば、会員・組合員に対する利便性はもたらされ、基本サービスや福利厚生となる向上につながると思われる。利益第一主義ではな(地域の相互扶助)を経営理念とする信用金庫であれば、共済について適切な募集を行うことが可能であり、共済代理店になることができる者として追加していただきたい。</p>	(一社)全国信用金庫協会、信金中央金庫	消費生活協同組合法においては、共済契約の締結の代理又は媒介の業務を行える共済代理店として、消費生活協同組合及び消費生活協同組合連合会、労働金庫、自動車分解整備事業者を定めている。	消費生活協同組合法第12条の2、同施行令2条、同施行規則167条、同施行規則規程第5条	検討を予定	共済代理店制度は、平成20年4月1日に施行された消費生活協同組合法の一部を改正する等の法律(平成19年法律第47号)により導入されたところである。その際、協同組織金融機関のうち労働金庫については、消費生活協同組合をその会員とすることができるとともに、共済代理店になれることができる者として規定され、信用金庫については異なる扱いとされたところである。本件については、規制改革実施計画(平成26年6月24日閣議決定)に基づき設定する見直し周りに沿って、今後とも議論していくこととなります。	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号(、)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。  
 :規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項  
 :再検討が必要(「」に該当するものを除く。)と判断し、規制シートの作成対象とする事項  
 :再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

管理番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				規制改革会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	措置の分類	措置の概要(対応策)	
280215015	27年10月29日	27年11月18日	28年2月15日	グループベースのシステム一括調達・施設共用	<p>【制度の現状(現行規制の概要等)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>銀行は、固有業務、付随業務および他業証券業務等以外の業務を営むことできない(銀行法第12条)。その趣旨は、銀行が銀行業以外の業務を営むことによる異種のリスクの混入を防止する等の点にある(主要行等向けの総合的な監督指針 -3-1(1))。</li> <li>銀行が剰余能力の有効活用を目的として行う業務等が、銀行法第10条第2項の定める「その他の銀行業に付随する業務」の範疇にあるかどうかの判断では、「銀行業務との機能的な親近性やリスクの同質性」を考慮すべきものとされている(主要行等向けの総合的な監督指針 -3-2(4))。</li> <li>債権システムに係るハードウェア/ソフトウェアの購入、開発・運用業務委託等の契約では、グループ内の需要を一括契約することでボリュームディスカウントを得られるが、グループ各社での利用を予め見込んで銀行が一括調達することは、「銀行が固有業務を遂行するなかで正当に生じた剰余能力の活用(主要行等向けの総合的な監督指針 -3-2(4))」に該当するが必ずしも明らかでない。</li> <li>加えて、銀行が保有するシステムセンター(データセンター、コマンドセンター等)施設・設備は、賃貸等による共同利用のメリット削減効果が多大であるにも関わらず、「事業用不動産」に属するため当該不動産に対する経費支出が必要最低限の改修や修繕程度に留まることが、(主要行等向けの総合的な監督指針 -3-2(4)注1)が要件となると理解されており、萎縮効果が生じている。</li> <li>また、銀行持株会社の業務範囲も、子会社の経営管理及びその附帯業務に限られており、情報システムに係る商品・役務の一括調達およびシステムセンター施設の共同利用に關与できる程度が明らかでない(銀行法第52条の21第1項)。</li> <li>尚、銀行の子会社は、グループ会社に対するソフトウェアおよび附属機器の販売(銀行法施行規則第17条の3第2項第18号の2)およびデータ処理(同項18号)を行うことができるが、管理体制や購買力の観点から機動性に限界がある。</li> </ul> <p>【具体的要望内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>グループ各社の明確なニーズに基づき(システム資産(商品・役務)の調達については、ボリュームディスカウントを得るために)グループ内で最も購買力のある銀行で一括調達し、グループ各社で利用することが、他業禁止に該当しないことを明らかにしていただきたい。</li> <li>銀行が保有するシステムセンター施設・設備が剰余資産となった段階、小規模に限りグループ内で賃貸等により有効活用することのみならず、グループベースのファシリティ計画に基づき、共同利用可能な施設・設備を一括して調達・建設のうえ賃貸等によりグループ各社に提供することが、他業禁止に該当しないことを明らかにしていただきたい。</li> <li>上記要望につき、銀行によるシステム一括調達・施設提供が困難である場合には、銀行持株会社にて当該業務の実施が可能となることを明らかにしていただきたい。</li> </ul> <p>【要望理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>グループ各社が個々にシステムセンター施設を建設・運営するよりもグループベースで集約して建設・運営した方が規模のメリットや共有スペースの削減等投資・経費圧縮が図られる。</li> <li>また、システムセンターの利用は流動性が高く、利用状況に応じた持分の取得・売却を通じてグループ各社(利用者)で共同保有するよりも、グループ中核会社(銀行または銀行持株会社)が単独で保有し、グループ各社(利用者)に提供(賃貸)するほうが実効性が高い。</li> <li>これまで、銀行が保有するシステムセンター施設のグループ企業による利用が、小規模な剰余スペースの提供に限定されるとの解釈から、新規施設の建設に際して既存グループ施設の集約等を織り込んだ効率的な資産活用を計ることが制限されてきた側面がある。</li> <li>グループベースでシステム一括調達および施設共用を行うことは、既に銀行子会社には認められている範囲の業務であり、銀行業務とのリスクの同質性を典型的に認めることに支障はない。</li> </ul>	都銀懇話会	金融庁	銀行は、固有業務、付随業務および他業証券業務等を行うことができます。 「その他の付随業務」については、銀行業務との機能的な親近性やリスクの同質性等の一定の要件のもと、業務として行うことが可能となっております。(主要行等向けの総合的な監督指針 -3-2)	銀行法第10条、第11条、第52条の21 主要行等向けの総合的な監督指針 -3-2	現行制度下で対応可能 検討に着手	ご提案の銀行が行う業務が「その他付随業務」に該当するかどうかについては、監督指針に示した点を総合的に考慮して個別に判断することが適当と考えられます。 また、銀行持株会社の業務範囲については、金融審議会「金融グループを巡る制度のあり方」に関するワーキング・グループ」における報告を踏まえ、適切かつ必要な対応を検討して参ります。	
280215016	27年10月29日	27年11月18日	28年2月15日	ABLの普及促進に資する子会社金融関連業務の追加	<p>【制度の現状(現行規制の概要等)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>銀行及び銀行持株会社は、子会社対象会社以外の会社を子会社としてはならない。(銀行法第16条の2、52条の23、同法施行規則第17条の2、第17条の3、第34条の16)</li> <li>銀行及び銀行持株会社の子会社は、債務保証業務を行うことが認められているが、グループ会社間の事業性融資の保証業務は取り扱えない。(平成10年11月24日金融監督庁・大蔵省告示第9号第1条第1項)</li> </ul> <p>【具体的要望内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>銀行等による動産・債権担保融資(ABL)に係る保証業務に限定し(例えば、銀行又は銀行持株会社の子会社が担保取得し、当該担保の価値を裏付けし、その価値の範囲内に限定して(実際の担保処分価格等)、融資取扱銀行に債務保証を行う場合等)、取扱いを認めて頂きたい。</li> </ul> <p>【要望理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>我が国中小企業における主要な資金調達手段である銀行融資については、従来、不動産や人的保証による信用補充が中心であったが、近年、不動産・保証に依存しない融資手法として、ABLに期待が寄せられており、経済産業省「ABL研究会報告書」では潜在市場は78兆円とされている(24年3月末残高は約1兆円)。</li> <li>米国では、1980年代からABLへの取組みが本格化し、事業向け融資に占める比率は約20%とされる一方で、我が国においては企業向け融資に占める割合は0.1%程度にとどまっている(平成23年6月日銀レポートより)。</li> <li>ABLの普及に向け、平成24年6月の法改正により、子会社従業業務に「担保の目的となっている財産の換価・処分」が追加され、動産担保の評価・管理・換価プロセスを銀行グループに内製化することが可能となった。</li> <li>各銀行においてABLに注力する動きも見られるが、担保の多様性故にノウハウの定着化が進まず、結果としてABL普及が加速しない側面もある。このため、住信Velo等と同様にグループ保証会社業務を集約することによって、プロセスの標準化・効率化や、ノウハウの高度化が可能となり、今後のABL普及に資すると考えられる。</li> </ul>	都銀懇話会	金融庁	銀行及び銀行持株会社は、子会社対象会社以外の会社を子会社としてはならない。(銀行法第16条の2、52条の23、同法施行規則第17条の2、第17条の3、第34条の16) また、銀行及び銀行持株会社の子会社は、グループ会社による事業性融資の保証業務を取り扱うことができない。(平成10年金融監督庁・大蔵省告示第9号第1条第1項)	銀行法第16条の2、52条の23、同法施行規則第17条の2、第17条の3、第34条の16 平成10年金融監督庁・大蔵省告示第9号第1条第1項	検討を予定	現行制度上、銀行等が、当該銀行等が供与する事業性ローンに対し保証を行う会社を子会社とすることは、銀行等グループとしてのリスク管理の適切性や経営の健全性等の観点から、原則として禁止しています。 今回頂いたご要望については、上記の観点に加え、顧客企業の利便性等の観点も踏まえ、総合的かつ慎重に検討を行います。	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号(、)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。  
 :規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項  
 :再検討が必要(「」に該当するものを除く。)と判断し、規制シートの作成対象とする事項  
 :再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

管理番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果			規制改革会議における再検討項目	
								制度の現状	該当法令等	措置の分類		措置の概要(対応策)
280215089	27年12月18日	28年1月27日	28年2月15日	金融子会社が行うグループ会社の従業員向け貸付けの貸付金法適用除外	<p>【提案の具体的内容】 事業者がその従業員に対して行う貸付けは貸付金法の適用除外となっているところ、金融子会社が連結グループ会社の福利厚生施策に基づき実施する連結グループ会社の従業員向け貸付けについても、同様に貸付金法の適用除外とする。</p> <p>【提案理由】 事業者がその従業員に対して行う貸付けは、企業内の雇用関係に基づく管理を前提としており、資金需要者の利益を損なうおそれがないことから、貸付金法の適用除外とされている。また、実質支配力基準に基づく子会社を含むグループ会社間の貸付けについては、貸し手及び借り手となる会社間に経済的な一体性が認められることから、企業グループ内での資金管理の利便性向上を図るべく、2014年4月1日の改正で、貸付金法の適用除外とされた。しかしながら、グループ内の金融子会社がグループ会社の福利厚生施策に基づき行うグループ会社の従業員向け貸付けについては、貸付金法の適用除外とはされていない。</p> <p>連結経営においては、連結グループ内の金融取引を、専門知識・技量を備えた金融子会社が担う事が一般的である。こうした中、事業者が福利厚生観点から行う従業員向け貸付けについても、条件設定は当該事業者が行ったうえで、貸付けの実行についてはグループ内の金融子会社に集中させるとともに貸付金法の適用除外とすれば、連結グループ内の事務効率化に資する。貸付金法の適用除外範囲が、会社間に経済的な一体性が認められるグループ会社内に限られ、かつ、個々の貸付けの条件設定は貸付けを受ける従業員と雇用関係にある事業者が行うのであれば、資金需要者の利益が損なわれる事がなく、社会的な悪影響も及ぼさないと考える。</p> <p>この要望が実現すれば、金融子会社の貸付金法対応事務が不要となり業務効率性が格段に向上する。</p> <p>【参考】 貸付金法対応の事務の例、貸付金取扱主任者(国家資格で3年毎の更新必要)の設置の義務付け、3年毎の貸付金登録更新、その他貸付金法に則した事務(貸付け時に指定信用情報機関への都度登録、契約締結前書面の交付、債権譲渡時の監督官庁への都度届出、法定帳簿の充て後10年間の保存、法定標準の事務内での掲示等)</p>	(一社)日本経済団体連合会	金融庁	事業者がその従業員に対して行う貸付けは貸付金法の適用除外とされていますが、企業グループ内の会社(金融子会社)が当該企業グループ内の他の会社(グループ会社)の従業員に対して行う貸付けは、貸付金法の適用が除外されていません。	貸付金法第2条第1項第4号、貸付金法施行令第1条の2第6号イ	対応不可	事業者がその従業員に対して行う貸付けは、雇用という特殊な関係に鑑みて貸付金法の適用除外とされているものであり、グループ会社の従業員に対する貸付けを貸付金法の適用除外とするについては、資金需要者等の利益の保護の観点から慎重な対応が必要になると考えます。	
280215090	27年12月18日	28年1月27日	28年2月15日	保険会社の常務に就任する取締役等の兼職(グループ間限定)の見直し	<p>【提案の具体的内容】 同一グループ内の保険持株会社・保険会社間では、常務に就任する取締役等を兼務する場合に必要な「認可」を不要とする、手続きを不要とできない場合は、「届出」に緩和する。</p> <p>【提案理由】 保険会社の常務に就任する取締役等は、内閣総理大臣の「認可」を受けた場合を除き、他の会社の常務に就任してはならないとされている。現行の兼職規制の趣旨は、保険会社にとって不利な扱いの防止であるが、保険持株会社・保険会社間の兼務であれば、相互に不利な扱いをすることは考えにくく、業への専念についても問題がない。また、兼務の親和性も高いことからグループ全体での迅速な意思決定にも資するものと思われる。見直しを実現すれば、事業者の負担軽減になるとともに、行政効率の向上にも資することが期待できる。</p>	(一社)日本経済団体連合会	金融庁	保険会社の常務に就任する取締役又は執行役員は、内閣総理大臣の認可を受けた場合を除き、他の会社の常務に就任してはならないとされている。	保険業法第8条同法施行規則第14条の2	検討を予定	規制改革実施計画(平成26年6月24日閣議決定)において、「兼務による弊害防止、保険会社の業務の健全性確保に留意し、保険会社グループの実態を見極めつつ、認可手続の簡素化について検討を行い、結論を得ることとされていることを踏まえ、見直しの是非について検討を行います。	
280215091	27年12月18日	28年1月27日	28年1月27日	保険会社の外国の関連法人等に係る子会社等業務範囲規制の緩和	<p>【提案の具体的内容】 保険会社の外国における関連法人等に係る子会社等業務範囲規制を緩和する。</p> <p>【提案理由】 保険会社の海外展開に係る規制緩和については、2014年5月の保険業法改正により、海外の金融機関等を買収した際の子会社業務範囲規制の特別拡大措置がとられた。しかし、保険会社の外国における子会社等の業務範囲についても、監督指針において国内の子会社等と同様の業務範囲を適用するとの方針は維持された。このため、保険会社が外国の保険会社を関連法人等とする際に、当該法人等の傘下に子会社対象会社でない子会社等が存在している場合、当該子会社等の株式について間接として概ね5年以上に売却等による処分を求められる(監督指針-2-2-4(1)(5))。保険会社が外国の会社を関連法人等とする場合は、子会社とする場合と異なり、当該保険会社が当該外国の会社の経営支配権を有さないことから、その傘下の子会社等の一定期間の猶予措置による事後の売却は有効に機能しない可能性があり、保険会社の海外展開/外国企業への投資の制度的な障害になる恐れがある。</p> <p>保険会社が外国の会社を関連法人等とする際に、当該関連法人等の傘下に子会社等が存在している場合に限定して子会社等の業務範囲規制の緩和を行うことで、保険会社の子会社業務範囲規制の全体的な制度趣旨を崩すことなく、保険会社の海外展開を促すというプラスの作用をもたらすことが出来る。よって、保険会社による積極的な海外展開を促進する観点から、外国における関連法人等の子会社等の業務範囲規制の緩和を検討して頂きたい。</p>	(一社)日本経済団体連合会	金融庁	保険会社が、現に子会社対象会社以外の外国の会社を子会社として、保険業を行う外国の会社等を買収する場合、子会社対象会社以外の外国の会社については、当該会社が子会社となった日から5年を経過する日までに当該会社が子会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならぬものとされている。	保険業法第106条、保険業法施行規則第56条、第56条の2、保険会社向けの総合的な監督指針(5)-2-2-4(1)	検討を予定	外国の関連法人等の子会社等の業務範囲規制の緩和については、実務上の必要性や保険業法第100条に規定する他業の制限の趣旨等に留意しながら、検討を致します。	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号(、)、)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。  
 :規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項  
 :再検討が必要(「)に該当するものを除く。)と判断し、規制シートの作成対象とする事項  
 :再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

管理番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果			規制改革会議における再検討項目	
								制度の現状	該当法令等	措置の分類		措置の概要(対応策)
280215092	27年12月18日	28年1月27日	28年2月15日	保険契約の移転にかかわる手続きの簡素化	【提案の具体的内容】 保険会社が他の保険会社に保険契約を移転する際に、移転する保険契約にかかわる責任準備金等の額が、移転先会社の責任準備金等に比して相当程度小さい場合は、移転先会社における株主総会等の特別決議を不要とする。  【提案理由】 保険会社が保有する保険契約を他の保険会社に移転する際には、移転する保険契約の規模に関係なく、移転先会社における株主総会等の特別決議が必要とされている。現行規制では、移転先会社における株主総会等の特別決議にて承認されるまで移転手続きを開始することができず、契約移転の仕方の多様性や機動性を阻害されることが懸念される。また、簡易な合併手続き(会社法第796条第1項)の条件を満たす場合は、存続会社の株主総会による決議なく合併することが可能であり、よって合併にともなう保険契約の承継についても存続会社の株主総会決議が不要となっている。以上の理由から、移転する契約にかかわる責任準備金等の額が、移転先会社の責任準備金等に比して相当程度小さい場合は、移転先会社における株主総会による決議の不要化を要する。 保険事業からの撤退や破たんによる保有契約への対応が必要となるケースにおいて、株主総会等の決議を待つことなく円滑な手続きが可能となり、機動的な企業再編を確保することができる。	(一社)日本経済団体連合会	金融庁	保険契約の移転には、移転会社及び移転先会社において株主総会の決議が必要とされています。	保険業法第136条第1項	検討を予定	規制改革実施計画(平成26年6月24日閣議決定)において、「保険契約を移転する場合において、移転先保険会社に与える影響が一定程度にとどまるような場合については、株主や保険契約者の保護等について検討した上で、移転先保険会社の株主総会等の決議を不要とするような措置を講ずることについて検討し結論を得る」とこととされていることを踏まえ、見直しの是非について検討を行います。	
280318001	27年10月19日	27年11月18日	28年3月18日	不良債権開示における「リスク管理債権」と「金融再生法開示債権」の一元化	(具体的内容) 事務負担軽減等の観点から、不良債権開示の一元化を図っていただきたい。  (理由) 「リスク管理債権」は、米国の基準との同等性や長期的な連結ベースの比較可能性といった観点から開示が求められているが、米国の基準に拘束されることはないと考えられる。他方、「金融再生法開示債権」は、(1)対象資産の範囲が貸出金だけでなく債権に拡大されている。(2)債権ベースではなく債務者ベースで開示する、という点で自己査定に準じた内容になっており、分かりやすいほか、購入から一定の年月を経た後、時系列としても相応の比較利便性を備えていると考えられる。ただし、本件はもとより「金融再生法」における主要行の不良債権比率に係る半減目標の基準として定められたもので、その目的は終了しているとも思われる。いずれにしても、2種類の基準による不良債権の開示は、利害関係者に分かりづらく、事務負担軽減等の観点からも非一元化を図っていただきたい。	(一社)第二地方銀行協会	金融庁	銀行法施行規則第19条の2に基づき、貸出金のうちリスク管理債権に該当するものを、銀行は半期、協同組織金融機関は年度ごとに開示。また金融再生法施行規則第4条に基づき、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返金等の「金融再生法開示債権」の査定結果も、銀行は半期、協同組織金融機関は年度ごとに公表。	銀行法第21条、銀行法施行規則第19条の2、金融再生法第6条、第7条、金融再生法施行規則第2条、第4条、第6条	検討を予定	リスク管理債権及び金融再生法開示債権については、各々の長期時系列での比較可能性や異なる対象資産の報告開示という観点から、依然として重要な指標であると考えられます。リスク管理債権及び金融再生法開示債権の両者を一元化することについては、このような各々の開示が有する目的や意義等を十分に踏まえるとともに、銀行等の負担の軽減を考慮しつつ、慎重に検討を行います。	
280318004	27年10月30日	27年11月18日	28年3月18日	信金法に基づく「リスク管理債権の開示」と「金融再生法に基づく資産査定の開示」の一元化	信金法に基づくリスク管理債権と、金融再生法に基づく資産査定とは、開示の対象となる債権とその開示基準が異なっており、顧客にとってわかりにくい開示内容となっているとともに、金融機関にとっては事務上煩雑であることから、情報開示等の基準を一本化していただきたい。	(一社)全国信用金庫協会、信金中央金庫	金融庁	銀行法施行規則第19条の2に基づき、貸出金のうちリスク管理債権に該当するものを、銀行は半期、協同組織金融機関は年度ごとに開示。また金融再生法施行規則第4条に基づき、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返金等の「金融再生法開示債権」の査定結果も、銀行は半期、協同組織金融機関は年度ごとに公表。	信金法第89条で準用する銀行法第21条、信金法施行規則132条、133条、金融再生法第6条、第7条、金融再生法施行規則第2条、第4条、第6条	検討を予定	現状、不良債権については、信金だけでなく、銀行においても、リスク管理債権の開示と金融再生法に基づく(資産査定)の公表を行っているところですが、これらを一本化することについては、各々の開示が有する目的や意義等を十分に踏まえるとともに、信金や銀行等の負担の軽減を考慮しつつ、慎重に検討を行います。	
280318005	27年11月1日	27年12月9日	28年3月18日	金融商品取引契約等における説明方法としての電子書面交付のデフォルト化	【提案の具体的内容】 金融商品取引契約等では、法令上、説明方法として、事業者側が電子交付をデフォルトの方法として選択できるようにする。  【提案理由】 説明方法が原則「書面交付」になっており、例外的に電子交付も認められるが、利用者の同意を条件としている。日本再興戦略では、「対面、書面原則を転換し、「原則」を「ルール化する」ということは明記されていることから改正が必要である。世界的なペーパーレスの流れに一致させ、事業者及び消費者に余計なトランザクションコストをかけさせない。  なお、当連盟は、日本再興戦略で記述された「IT利活用を推進するための新たな法制上の措置」の具体的な提案をしており、本件もその一環として整備すべきである。 <a href="http://jane.or.jp/topic/detail?topic_id=498">http://jane.or.jp/topic/detail?topic_id=498</a>	(一社)新経済連盟	金融庁	金融商品取引業者等が金融商品取引契約を締結しようとするとき等においては、あらかじめ、顧客に対し、当該金融商品取引契約等に関する重要な事項について、書面の交付を行わなければならない旨が法令に定められています。ただし、顧客の承諾を得た場合には、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法(ウェブサイト、電子メール等)により提供(電子交付)することができます。	金融商品取引法第27条の30の9第1項、第2項、第37条の3第2項等	対応不可	金融商品取引法では、投資者の保護とその利便性の双方を考慮の上、顧客の承諾を得た場合には電子交付を可能とする仕組みを既に導入しているところであり、実際に、相当程度電子交付されているものと認識しております。  電子交付を原則化すると、顧客の同意を条件とせずに電子交付を可能とすることとなり、顧客によってはパソコン等の電子通信技術に係る環境を有していない者や機器に不慣れな者も存在する中で、投資者保護上の問題が生じかねないことが懸念されます。	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号(、)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。  
 :規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項  
 :再検討が必要(「」に該当するものを除く。)と判断し、規制シートの作成対象とする事項  
 :再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

管理番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果			規制改革会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	措置の分類	
280318068	28年1月13日	28年2月9日	28年3月18日	銀行の営業時間に係る規制の緩和	銀行の営業時間変更の要件から当該営業所が当座預金業務を営んでいない場合、を削除する。 【提案理由】 人口減少が進む過疎地や中山間地において、営業店の存続を図るために、営業時間を弾力化したいとのニーズが会員銀行の間で強い。例えば、12時～13時の間は昼休憩のため閉店する、午前中のみ営業するなど柔軟な店舗運営が可能になれば、統廃合を検討せざるを得ないような店舗であっても維持しやすくなり、地方創生に資する。しかし、銀行法施行規則(注)により、営業時間を変更できるのは当座預金業務を営んでいない店舗に限られている。地銀の営業店の多くは当座預金業務を営んでいるため、この規制が営業時間弾力化の障害となっている。 (注)営業所の営業時間を変更するには、当該営業所の所在地や設置場所の特殊事情等がある場合、顧客利便性を著し(損なわない)場合、当該営業所が当座預金業務を営んでいない場合、の3つの要件を全て満たす必要がある。また、営業時間の変更の要件から当該営業所が当座預金業務を営んでいない場合、が削除されれば、商業施設内店舗など法定営業時間を確保できない店舗においても、当座預金業務を営むことが可能になる。 当座預金業務を営んでいる店舗において、法定営業時間に営業していない時間であっても、当座預金口座の利用者の入出金ニーズには、ATMやインターネットバンキング等で対応可能であり、弾力化後の営業時間について十分な顧客周知を行っていただければ顧客利便性は損なわれないと考える。	(一社)全国地方銀行協会	金融庁	銀行の営業時間については、銀行の営業日同様に、銀行業務の高い公共性を鑑み、銀行法上では午前9時から午後3時までと定められています。他方、対象とする営業所が以下の要件を満たす場合には、当該営業所の店頭はその旨を掲示することにより、営業時間を変更することができます。(1)当該営業所の所在地又は設置場所の特殊事情その他の事情により第一項に規定する営業時間とは異なる営業時間とする必要がある場合、(2)当該営業所の顧客の利便を著し(損なわない)場合、(3)当該営業所が当座預金業務を営んでいない場合 よって現行制度上においては、銀行が当座預金業務を営む限りは、延長を除く営業時間の変更は行えないこととなります。 なお、休日営業及び営業時間の延長については、要件無く行うことができます。	銀行法第15条、銀行法施行規則第16条第1項・2項・3項・4項	検討を予定	当座預金業務を営んでいる営業所における営業時間変更の取扱いについては、手形決済等に与える影響及び顧客利便等を踏まえた検討が必要になるものと考えます。
280318069	28年1月13日	28年2月9日	28年3月18日	普通銀行本体における不動産業務の取扱い解禁	普通銀行本体における不動産業務(信託併営業)の取扱いを解禁する。 【提案理由】 大都市圏を除く地方では、専業信託銀行の店舗数が少なく、専業信託銀行が主力業務としての不動産サービスの提供に関して地域間格差が生じ、これが地方の不動産マーケットの活性化を阻む一因となっている。 メガバンクグループ内の信託銀行を活用してグループ一体となって不動産ビジネスを展開していることを考えると、業務の健全性の観点から銀行本体に不動産業務を禁止している意味合いは薄いと考えられ、また、銀行間のイコール・フッティングの観点からみると、規制による不平等等が生じているとも言える。 高齢化が進む中、事業承継や遺産整理等において、不動産売却や遊休地の有効活用などの不動産を含む総合的な金融サポートへのニーズは一層高まっている。それを銀行本体で行うことができれば、人口流出が深刻化する地方の「まち」において、地域企業の新陳代謝の促進、空き家対策、中心市街地活性化、「まち」のコンパクト化の推進等の課題解決に、より積極的に関与・貢献することができると考える。	(一社)全国地方銀行協会	金融庁	一部の信託兼営金融機関を除き、不動産業務を行うことが禁止されています。	金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令第3条、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則第3条第1項	対応不可	銀行本体における不動産関連業務への参入については、他業を営むことによるリスクの遮断、銀行業務に専念すること等による銀行等の経営の健全性確保といった他業禁止の趣旨を踏まえる必要があり、直ちに措置することは困難です。
280318070	28年1月13日	28年2月9日	28年3月18日	銀行の保険窓口に係る弊害防止措置の廃止または緩和	銀行の保険窓口に係る弊害防止措置(融資先販売規制、担当者分離規制、タイミング規制、非公開情報保護措置)を廃止または緩和する。 【提案理由】 銀行の保険窓口に係る圧力販売については、独占禁止法による禁止規定で十分であり、保険業法に特別な規制を設けることは不要。現状、銀行窓口に係る圧力販売事例は見られないにもかかわらず、これらの規制の存在によって、金融サービスのワンストップ化が達成できず、顧客の利便性が阻害されている。 保険窓口に係る銀行サービスの一つとして浸透し、資産運用や保険の見直しの相談を受けることが増えているが、規制対象先該当すると謝絶せざるを得ず、不満を生じさせている。さらに、圧力販売防止の観点からは構成員契約規制もあり、二重三重の過剰規制となっている。 本件に関しては、これまで融資先販売規制やタイミング規制等の一部の規制緩和が行われたが、顧客の利便性を損なう規制は未だ残置されており、さらなる見直しが必要である。 特に、従業員10人以下(特例地域金融機関(注)は20人以下)の融資先の従業員に対する保険募集を禁止する規制は、従業員の方が自ら来店して保険加入意思を示した場合のように圧力販売が起こりやすいケースでも販売できないなど、顧客の理解を得ることが困難であり、廃止すべきである。特別地域金融機関についても、保障金額に上限があるため、顧客が真に必要なとしているサービスを提供できないなど利便性を大きく損なっている。 (注)特別地域金融機関とは、地域金融機関のうち、融資先の従業員に対して、死亡保険の場合は1契約者当たり1,000万円など法令で定める額を上限として保険募集を行うことを保険募集指針として公表している金融機関。 金融庁は必要が生じた場合に見直しを行うとしているが、銀行が運営している保険ショップ(保険商品を専門に扱う拠点、窓口)など、顧客が保険購入を目的に来店することが明白で、圧力販売が生じないチャネルからの申込みが増加しているなど、保険窓口に係る状況は変化しており、規制見直しの必要性が生じている。	(一社)全国地方銀行協会	金融庁	銀行等による保険販売については、保険契約者の保護を図りつつ、利便性の向上を目指す観点から次のような弊害防止措置が設けられています。 ・非公開情報保護措置 ・融資先販売規制 ・タイミング規制 ・担当者分離規制 ・積金の誤認防止措置	保険業法施行規則第212条、同第234条第1項等	検討を予定	銀行等による保険募集規制については、保険契約者の保護を図りつつ利便性の向上を目指す観点から設けているものです。 弊害防止措置については、モニタリング結果や関係者からのヒアリングを踏まえ、平成23年9月7日付で関係内閣府令等を改正し、 ・融資先募集規制の対象商品から一時払終身保険等を除外するほか、 ・積金の誤認防止措置について、実効性確保のための措置を講じる等の見直しを行ったところであり、平成24年4月1日から施行されています。 弊害防止措置等の見直しについては、銀行等による保険募集の状況について、引き続き実態把握に努めつつ、検討を進めることとしています。

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号(、)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。

- ：規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項
- ：再検討が必要(「」に該当するものを除く。)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
- ：再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

管理番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果			規制改革会議における再検討項目	
								制度の現状	該当法令等	措置の分類		措置の概要(対応策)
280318071	28年1月13日	28年2月9日	28年3月18日	生命保険募集に係る構成員契約規制の廃止	<p>生命保険の募集に係る構成員契約規制を廃止する。特に、生命保険募集人と人的関係(役職員の兼職、出向等の人事交流)を有する法人に関する規制については廃止する。</p> <p>【提案理由】                      生命保険募集人(銀行等)と「密接な関係」(一定の資本関係や人事交流等)を有する法人の役員等に対しては、当該役員が自らの意思で保険商品の購入を銀行等に申し出た場合であっても、銀行等は当該商品の説明すらできないことになっており、本規制は顧客の利便を損ない、銀行等における生命保険販売の障壁となっている。                      例えば、銀行から役員兼職が出向している法人や、役員兼職している法人については、人的関係が密接と見なされる。その結果、銀行から担当者が1名だけ出向している先など圧力販売が起り得ない先まで規制対象となるなど、不合理な規制となっている。                      加えて、銀行等が生命保険を募集する際は、商品内容やリスク等の説明を行う前に顧客の勤務先を確認する必要があるが、個人情報への関心が高まるなか、このような不自然な確認業務を行うことにより顧客に無用な不信感を惹起する結果となっている。                      本規制の目的は生命保険商品の圧力販売の防止にあるとされているが、圧力販売は独禁法で禁止されており、本規制は不要である。                      銀行による保険販売については、圧力販売の防止との名目で弊害防止措置が別途設けられており、二重三重の過剰な規制となっている。                      本件については、平成9年12月の行政改革委員会「最終意見」において、「圧力募集に対処する他の実効性のある透明なルールを検討し、構成員契約規制の撤廃の可否を含めた検討を行うべきである」とされてから既に18年以上が経過している。また、所管官庁からは平成12年度より引き続き検討する、との回答だが、具体的な検討状況を開示するとともに、幅広い関係者から意見を聴取していたきたい。</p>	(一社)全国地方銀行協会	金融庁	企業が、生命保険会社と募集代理店契約を締結して生命保険商品の募集を行う場合、従業員への圧力募集等を防止する観点から、当該企業及びその企業と密接な関係を有する者(法人)の役員・従業員に対する保険募集は一部の保険商品を除き禁止されます。	保険業法第300条第1項第9号 同法施行規則第234条第1項第2号 平成10年大蔵省告示第238号 保険会社向けの総合的な監督指針 -4-2-2(7)	検討を予定	生命保険契約の長期性、再加入困難性等に鑑み設けられている規制であり、その趣旨を踏まえつつ、引き続き慎重に検討を行う必要があります。	